「歴史文化基本構想」策定ハンドブック

文化庁　文化財部　伝統文化課
文化財保護調整室

はじめに

文化庁では，平成 19 年 10 月の文化審議会文化財分科会企画調査会報告書において提唱された「歴史文化基本構想」の普及促進を図るため，これまでに「文化財総合的把握モデル事業」（以下，「モデル事業」）を実施し，地方公共団体が「歴史文化基本構想」を策定する際の参考となるよう，平成 24 年 2 月に「「歴史文化基本構想」策定技術指針」（以下，「技術指針」）を取りまとめるとともに，地方公共団体の職員を対象とした研修会等を実施してきました。

今般，モデル事業で実際に策定された「歴史文化基本構想」の事例等を取り上げながら，「技術指針」を分かりやすく解説し，策定に必要な事項を整理したハンドブックを刊行することで，「歴史文化基本構想」のさらなる普及促進を図りたいと考えております。

本書は，「歴史文化基本構想」への理解を深める助けとなるよう策定したものですが，地方公共団体の実務担当者のみならず関係者に幅広く手に取っていただくことを通じ，文化庁における「歴史文化基本構想」の普及促進に向けた取組の一層の充実に資するものにしたいと考えております。

本書がそのような趣旨で活用され，全国の地域で文化財の保存・活用の推進や文化遺産を活かした魅力ある地域づくりが進展することを期待します。

文化庁文化財部伝統文化課文化財保護調整室

「歴史文化基本構想」策定ハンドブック

目次

はじめに

第１章　「歴史文化基本構想」の概要 …… 1

１．歴史文化基本構想の基本的な考え方 …… 2

１－１　歴史文化基本構想の定義及び策定方針

１－２　歴史文化基本構想の対象範囲

１－３　期待される効果

（１）策定過程における取組効果

（２）策定後の効果

２．「歴史文化基本構想」策定前の準備 …… 8

２－１　策定に取り組む背景の確認

２－２　策定に向けて整理すべき項目

（１）地域の歴史的背景・自然的環境・社会的状況の整理

（２）文化財施策の現状把握

（３）文化財調査の現状と課題の整理

（４）文化財の周辺環境の現状把握

（５）関連する行政計画の把握

３．「歴史文化基本構想」の策定体制と策定後の見直し・改訂 …… 14

（１）技術指針

（２）策定にかかる主体者

（３）委員会等による体制づくり

（４）市民意見の反映、周知のための検討体制

（５）策定後の見直し・改訂

第２章　「歴史文化基本構想」に定める事項 …… 21

１.「歴史文化基本構想」の全体構成 …… 22

（１）技術指針

（２）解　　説

２．項目別解説 …… 24

２−１　「歴史文化基本構想」策定の目的、行政上の位置付け

（１）技術指針

（２）解　　説

２−２　地域の歴史文化の特徴

（１）技術指針

（２）解　　説

２−３　文化財把握の方針

（１）技術指針

（２）解　　説

２−４　文化財の保存・活用の基本的方針

（１）技術指針

（２）解　　説

２−５　関連文化財群の考え方

（１）技術指針

（２）解　　説

２−６　歴史文化保存活用区域の考え方

（１）技術指針

（２）解　　説

２−７　保存活用（管理）計画の考え方

（１）技術指針

（２）解　　説

２−８　文化財の保存・活用を推進するための体制整備の方針

（１）技術指針

（２）解　　説

第３章　「歴史文化基本構想」の策定・運用にあたっての留意点 …… 57

１．文化財に関わる他の制度・施策を所管する部局との連携 …… 58
（１）技術指針
（２）解　　説

２．文化財に関わる他の制度・施策との連携 …… 60
（１）技術指針
（２）解　　説

３．地域づくりにおける住民等との協働体制の強化 …… 62
（１）技術指針
（２）解　　説

巻末資料 …… 65

○文化財保護制度の概要
○「歴史文化基本構想」策定技術指針
○文化財総合的把握モデル事業の概要
○文化庁が実施している文化財に関する研修
○歴史まちづくり法の制度概要

第１章　「歴史文化基本構想」の概要

はじめに，「歴史文化基本構想」とは何かを紹介します。

1．歴史文化基本構想の基本的な考え方

文化庁では，「歴史文化基本構想」の策定を検討している地方公共団体に対して，策定の助けとなるよう「歴史文化基本構想」策定技術指針（以下，「技術指針」という。）を策定しました。地方公共団体においては，歴史文化基本構想に基づき地域固有の歴史文化（多種多様な文化財等）を守り，これらを生かした個性ある取組が行われるものと期待しています。

歴史文化基本構想の策定

【定　義】
地域に存在する文化財を，指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて，的確に把握し，文化財をその周辺環境まで含めて，総合的に保存・活用するための構想

【策定方針】
①文化財保護施策を，一貫性を持って推進する。
②未指定文化財を視野に含め，文化財保護施策の充実を図る。
③文化財とそれをとりまく環境の一体的な保全を図る。
④個々の文化財の価値や性質を十分踏まえる。
⑤文化財保護に関する情報を，多くの関係者と共有する。

【対象範囲】
「歴史文化」とは，文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったものを指す。
文化財に関わる様々な要素とは，文化財が置かれている自然環境や周囲の景観，文化財を支える人々の活動に加え，文化財を維持・継承するための技術，文化財に関する歴史資料や伝承等であり，**文化財の周辺環境**と言い換えることができる。

地域主体の文化財の保存・活用

文化財保護施策の展開	期待される効果
○多様な文化財の価値の顕在化による適切な保存・活用	》》》 社会的気運の高まり
○文化の薫り高い空間の形成	》》》 地域の魅力の増進
○人々の交流の発生	》》》 地域の活性化
○住民の地域への理解，地域に対する誇りの向上	》》》 地域との連携協力の推進
○他の行政分野と連携の促進	》》》 連携のきっかけづくり

技術指針策定までの経緯は「はじめに」に解説しているため（国の重点施策としての位置づけ等），ここでは技術指針に示された歴史文化基本構想の基本的な考え方に基づき，歴史文化基本構想の「定義及び策定方針」「対象範囲」「期待される効果」について解説します。各地方公共団体は，技術指針にこめた文化庁が期待する主旨等を十分理解し，歴史文化基本構想の策定に取り組んでいただきたいと考えます。

１－１　歴史文化基本構想の定義及び策定方針

技術指針では，「歴史文化基本構想」の定義を，**「地域に存在する文化財を，指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて，的確に把握し，文化財をその周辺環境まで含めて，総合的に保存・活用するための構想であり，地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるもの」**と示しています。

各地方公共団体におかれては，これまで文化財保護法及び文化財保護条例のもと類型ごとにきめ細やかな文化財保護の措置を講じ，一定の効果を上げてきているものと思われます。しかし，指定等されると評価された部分のみが強調され，周囲の環境と切り離されてしまうという課題も指摘されてきました。適切に文化財を保護するためには，文化財本来の在り方から着目し，指定文化財の周辺にある未指定文化財や文化財の置かれている自然環境や景観，さらにはそれらを保護するための技術なども含め，総合的な観点から保護していくことが重要です。

また，近年全国各地の観光施策や地域づくりにおいて，文化財に着目し積極的に活用しようとする動きがみられます。文化財の活用自体は大切な取組ですが，文化財がもつ本質的な価値やその性質を理解しないまま保存に影響を与えるような行為は避けなければなりません。貴重な文化財を後世に確実に継承するために，文化財の保存と活用のどちらかに偏ることのなく，一体的な取組であることに留意する必要があります。このため，多くの関係者が文化財保護に関する情報を共有しながら取り組むことができるよう文化財保護の指針を定め，広く周知していくことが必要となります。

以上のことから，「歴史文化基本構想」の策定方針をまとめると，次の５項目に整理できます。これらに留意しながら，長期的な視点に立って文化財保護のマスタープランとして策定することが期待されます。

【１】文化財保護施策を，一貫性を持って進めるための構想とする。

【２】未指定文化財を視野に含めるなど，文化財保護施策の充実を図るための構想とする。

【３】文化財とそれをとりまく環境の一体的な保護を図るための構想とする。

【４】個々の文化財の価値や性質を十分踏まえた構想とする。

【５】文化財保護に関する情報を，多くの関係者と共有するための構想とする。

1－2　歴史文化基本構想の対象範囲

歴史文化基本構想にある「歴史文化」とは，文化財と文化財に関わる様々な要素とが一体となったものを指しています。この文化財に関わる様々な要素とは，文化財が置かれている自然環境や周囲の景観，文化財を支える人々の活動に加え，文化財を維持・継承するための技術，文化財に関する歴史資料や伝承等であり，文化財の周辺環境と言い換えることができます。

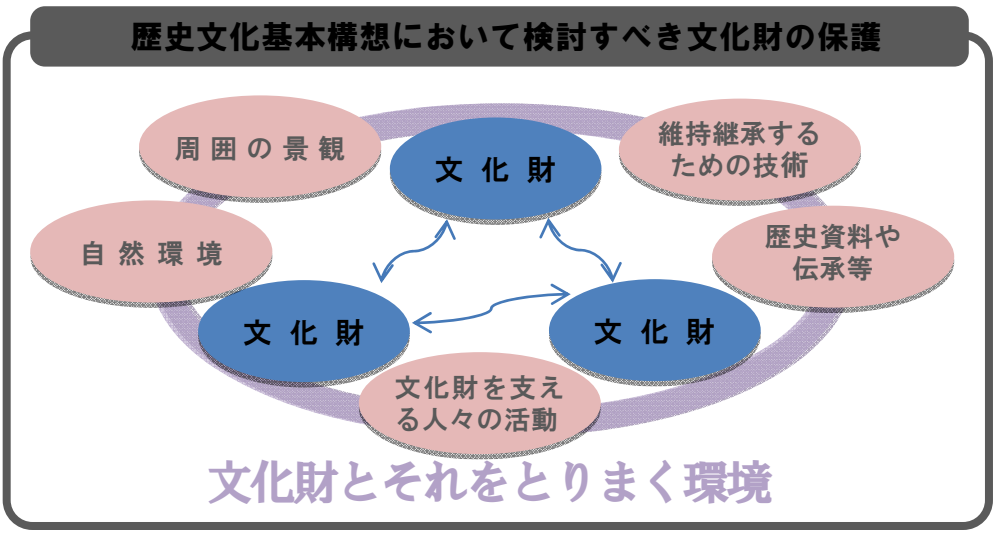

歴史文化基本構想の対象範囲の概念図（文化財とそれをとりまく環境である）

文化財とは，人々の生活，暮らしの中で創出，継承されてきた有形・無形の文化的所産を広く含み，一定の地域における歴史文化を語る証左となるものです。そのため，一定の地域の多様な文化財を総合的に把握することは，地域の歴史文化を総合的に理解することに通じます。

一定の地域において，複数の文化財は相互に関連性をもって存在します。単体の文化財のみをみても，その価値を保護するためには，地域の生活文化や自然環境との結びつきとともに，密接なものは必ず存在します。さらに，文化財が継承されてきた背景には，地域の人々のたゆまない努力によって支えられてきている場合，あるいは先人たちの残したいとする意志が記録や伝承という形で存在している場合などがみられます。【事例①～③】

したがって，文化財をとりまく環境を，歴史文化に関わる複数の主題や物語が重層的に展開する「場」として見ることにより，文化財保護に係る課題解決のための糸口を見出し，新たな文化財保護施策を展開・発展させていく可能性があります。

事例①　「檜枝岐の舞台」で上演される「檜枝岐歌舞伎」

舞台という建造物と伝統芸能としての歌舞伎が一体となって存在し，そこに娯楽として歌舞伎を楽しむ人々がおり，さらに舞台を維持するための茅葺の技術等によって，歴史文化が継承されてきました。

地域の人々にとって，この歴史文化は個々に存在するものではなく，時間的にも空間的にも一体不可分のものです。そのため，これらを一体的に捉える必要があります。

事例②　重要無形民俗文化財「越中福岡の菅笠製作技術」

農作業時や外出時等に利用されてきた菅笠は，高岡市福岡町が一大生産地であり，現在全国シェアの９割以上を占めています。

文化財の指定は，伝統的な菅笠製作技術を対象としており，菅草の栽培から笠骨作り，笠縫いから仕上げを経て出荷するまでの全工程が当地で集約的に行われ，400 年以上の年月を経た民俗技術が，当初の生産・製作形態を保ちながら今日に継承されていることに価値があると評価されています。しかしこのような技術的な価値だけではなく、菅を栽培する畑や農家，笠問屋の集まる福岡町の伝統的な町並みなど周辺の環境が文化財の価値を支えています。

事例③　太宰府市市民遺産会議

太宰府市では，「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」を制定するともに，制度化において市民遺産を守り育てる団体を景観・市民遺産育成団体と位置付け，彼らが太宰府市市民遺産候補を提案する仕組みを作り上げている。

太宰府市は，太宰府市民遺産を認定するため太宰府市景観・市民遺産会議を，適宜，開催しています。この景観・市民遺産会議では，太宰府市市民遺産を育成するために，行政機関による助成金情報の公開や商工会によるＰＲ活動など関係する諸団体のできる支援策等についての報告が行われており，市民同士の情報交換の場になっています。

歴史文化基本構想に含むべき範囲については，一定の空間的広がりの中に，文化財本来の成り立ちを理解し，保護するための密接不可分な要素が含まれること，かつ，地域の歴史文化の総合的理解につながるように設定することが重要です。これらを一体的に保護していくため，また歴史文化基本構想とは文化財保護のマスタープランという性格から，基本的には市町村単位で策定することが望ましいといえます。しかし関連する文化財が広域的に所在する場合には，市町村を超えた広域的な範囲を対象とする場合も想定されます。その際には，関連する市町村からなる協議会等を設定して，協議会等が策定することも考えられます。一方，より詳細な基本構想を策定しようとする場合は，市町村単位ではなく，行政区単位で分割して策定するなど，地域の実状に応じて策定することが可能です。

1－3　期待される効果

歴史文化基本構想に基づき文化財保護施策を展開することによる効果については，これまで様々報告されています。

技術指針には，期待される効果について以下のように掲げています。

「歴史文化基本構想」を策定することにより，その**策定過程から策定後**も含め，以下のような様々な効果が期待される。これらは結果として，文化財保護の充実にも資するものといえる。

・文化財を総合的に把握することは，類型ごとの文化財保護の枠組みでは考慮しづらい視点からも捉えることになり，文化財が有する多様な価値を顕在化することができる。その結果，他の文化財や周辺環境と一体的に保存・活用することの必要性が周知され，**社会全体として文化財を保護するという気運**にもつながる。

・文化財をその周辺環境と一体的に捉えることによって，文化財を核とした**地域の魅力の増進**につながり，**地域の活性化**にも資する。

・文化財を人々の営みの中で，自然や風土，社会や生活を反映しながら今日まで伝承され，発展してきたものという視点から捉えることにより，文化財は地域にとってのかけがえのないものとして捉えられる。その結果，**地域との連携協力の推進**が図られる。

・「歴史文化基本構想」の策定に当たり，関係機関との連携が不可欠であることから，他の**行政分野との連携を図るための契機**にもなる。

（1）策定過程における取組効果

総合的な文化財調査の実施には地域住民等の協力が不可欠です。また，構想に基づいた文化財保護施策を実現するためにも，地域住民等の理解や協力が不可欠です。そのためその構想策定過程から，地域住民が参加できる体制を構築することが重要です。歴史文化基本構想の策定過程そのものを,総合的な文化財保護施策の最初のステップとして位置づけ，情報共有，情報発信に努め，社会的機運を高めていきましょう。【事例：高砂市】

事例　：高砂市の取組（広報誌による情報発信）

高砂市歴史文化基本構想においては，歴史文化の保存・活用に向けた基本的な方策について，第１に「歴史文化資源の把握と保存・活用，市民の誇りの醸成を，相乗効果を生むように進めること」を掲げています。

このことは，構想策定段階から実践されており，７分野にわたる文化財調査の成果は，専門家の協力のもと，市広報に計 21 回掲載された。多様な文化財の価値の顕在化に取組み，文化財の保存・活用の社会的気運を盛り上げる，効果的な活動となっています。

第３回
竜山石が使われ始めたころ

新しい科学の目で，竜山石が注目されて始めた様子についても大きな発見をもたらしました。奈良県や大阪府に築かれた大王の古墳に，竜山石が使われていたことが明らかとなったのです。

今をさかのぼること約一七〇〇年前，人々は竜山石が良質の石材であることを知り，この石を機能的に利用するようになりました。

その二つの目は出土遺物の真っ二番中，人々はたった一人の王のために巨大な墓，古墳を築きました。

当時の人々にとって古墳とは単なる死者を葬るための墓だけではなく，王の死を悼むとともに，様々な儀式を通じて先代の王の権力を示し，それを受け継いだ新しい王を誕生させ，それを内外に広く示すといった政治的モニュメントとしての役割がありました。

そんな彼らが選択した古墳づくりの中でも，最も中心となるのが王の棺です。人々は，王のためにわざわざ遠くの竜山石を求め，長い距離を運んだのです。

現在，確認されている竜山石が使われていたことが明らかとなった古墳は，最も東側で滋賀県，最も西側で山口県まで運ばれています。その距離は直線にして約三〇〇キロ，こんな重たいものを，どのようにして遠くまで運んだのでしょうか？その答えは地面の下に埋もれていました。

大阪府の遺跡から重たい物を運ぶためのソリ，修羅が見つかったのです。Y字形をしたカヤガシの一本で作られており，長さは九m近くもあります。このソリを引っ張るにはよほどの力が必要です。河や海を越えるには船にも乗せなければなりません。

このようにして大勢の人々が働きながら遠くまで石材を運ぶことは，王の強大な力を示す儀式の一場面でもありました。道中はさぞ，にぎやかであったことでしょう。しかし，当時の様子がわかる具体的な手がかりは何一つ見つかっていません。今之助のままです。答えは案外，皆さんの足元に埋まっているのかも知れません。

（兵庫県立考古博物館　中村　弘）

ひと・まち・石
問合先　教育委員会　生涯学習課文化財係　☎448－8255

竜山石焼きまつり（平成19年５月）

「広報たかさご平成 21 年 8 月号」

（２）策定後の効果

地方公共団体においては、それぞれ特徴のある歴史文化基本構想を策定し，この構想に定めた事項に従い，より充実した文化財の保存・活用が進められるものと考えられます。新たな文化財の保存・活用の具体的な例として，様々な取組が見られます。

新しい文化財保護の制度として文化財保護対象の裾野を広げるための独自の制度の創設【事例：宇検村・伊仙町・奄美市】や地域の歴史文化に対する関心や興味を高めるための取組【事例：小浜市・若狭町】などがあげられています。また文化財とその周辺環境を対象とした整備事業の実施により文化財保護の充実を図ろうとする事例などがあげられています。【事例:高山市】他の行政分野と連携を図りながら事業や取組を展開することにより、文化財保護行政とその他の行政部局との連携が図られるようになったとの報告が多く聞かれます。

事例　：奄美群島の事例（宇検村、伊仙町、奄美市）

奄美群島全体を視野にした「奄美遺産」の認定制度の運用をめざして奄美群島文化財保護対策連絡協議会を中心に，関係市町村が一体となった取り組みが進められています。

宇検村、伊仙町、奄美市は、構想策定に先立ち奄美諸島全体の歴史文化の価値や位置づけを明確にして、各島々，各集落相互の関連性や相違点を明らかにしようとしています。奄美遺産を「敬い，守り，伝え，残したい」ものとして捉えるようにし、人々は奄美遺産に興味と誇りを持つようになっていくものと考えられています。

事例　：「食と民俗」の体験をテーマにしたツーリズムの展開

（小浜市・若狭町）

小浜市は,「小浜市元気食育推進計画」に基づき，食について学ぶ学生を市内で受け入れる食育ツーリズム（食育体験旅行）を始めた。調理実習をはじめ，農業，漁業体験，講座などのプログラムを用意しており、すでに大学生および大学院生を受け入れが行われている。人々の交流を生み出し，地域活性化を図ろうとする取組が始まっている。

事例　：　都市計画部局と連携して整備事業を推進する事例
（高山市）

旧矢嶋邸跡地等整備事業（周遊，歴史・文化継承の拠点として飛騨高山まちの博物館を整備【写真】)，周遊ルート整備，指定文化財の周辺環境整備等を高山市歴史的風致維持向上計画に位置付け，文化財部局と都市計画部局が連携しながら整備を行い，文化財保護の充実を図っている。

２.「歴史文化基本構想」策定前の準備

２-１　策定に取り組む背景の確認

歴史文化基本構想の策定に先立ち，各地方公共団体が，現在どのような文化財の保存・活用の取り組みを進めているか，またそこにどういった問題点があるのかなど，策定に取り組む背景を把握しておくことが必要です。

下表を参考にしながら,どの項目ができていて,どの項目の検討が不足しているかなど,現状把握を行うことで,歴史文化基本構想を策定する理由を確認しておくとよいでしょう。

表　：文化財保護の現状確認のためのチェックリスト

分　類	チェック項目
文化財保護行政の現状	□　文化財保護行政の指針となる計画を策定していますか。
	□　市町村が議会の承認を経て定める総合計画等に文化財の保存･活用に関する事項が記載されていますか。
	□　文化財保護条例に基づく文化財保護審議会が定期的に開催されていますか。審議会の委員構成に，分野の偏りがありませんか。
文化財の把握	□　これまでどのような文化財調査をしてきたか把握していますか。
	□　これまで実施してきた調査結果について，定期的に見直しを行っていますか。
指定等文化財の現状	□　どのような文化財が指定等され保護されているか，把握していますか。
	□　文化財指定等基準を定めていますか。それは，地域の歴史文化を踏まえた基準となっていますか。
管理の適正化	□　文化財の管理者あるいは組織等を把握していますか。
	□　文化財について定期的な見廻りを行っていますか。
価値の共有化	□　ホームページや教本等を活用して，文化財をわかりやく市民等に伝えるための取り組みをしていますか。
周辺環境と一体となった保存・活用	□　（不動産である）文化財を核として，その周辺環境を一体的に保全する施策を講じていますか。
	□　関連する行政機関と連携した文化財保護施策には，どのようなものがありますか。
	□　文化財の周辺の都市計画や景観計画等は文化財と調和したものとなっていますか。

２-２　策定に向けて整理すべき項目

歴史文化基本構想の策定を円滑に進めるために，あらかじめ地域の歴史文化の特性や課題の把握に努めるとともに，関連資料を収集したり，以前収集した資料等の内容を確認したりするなど，最新の情報を集めておきましょう。

（１）地域の歴史的背景・自然的環境・社会的状況の整理

対象地域の特性を理解するために，集落や都市の起源や歴史的事象などを時系列にまとめた歴史的背景，地形・地質・気象・植生などの自然的環境，人口構成・産業・土地利用・主要交通機関などの社会的状況についての基本情報を整理しておきましょう。

これらは市町村史や郷土史料，国勢調査，市町村の統計資料等を活用しながらまとめます。【事例：佐渡市】特に，歴史的背景の記載にあたっては，中心となってきた都市や集落の成り立ちとその変遷に加えて，主要産業の歴史やその特徴，主要な寺社の成立，偉業を成した人物紹介など，地域の歴史文化が後段に続く文化財と密接に結びついていることを示すために，欠かせない情報を盛り込むことが重要です。

事例　：参考資料となる市町村史や郷土史料（佐渡市）

佐渡市では，文化財調査報告書が数多く刊行されており，その目録は逐次ホームページに紹介されています。

合併前の旧市町村が発行した郷土史の目録，また集落単位の民俗調査や地域史など郷土史料も数多く，それらの膨大な資料を一括して，郷土を知るための基礎的情報として管理しています。地域の歴史的背景を理解するうえで，こうした市町村史や郷土史は重要な手がかりとなるでしょう。

（２）文化財施策の現状把握

文化財保護施策の基本的な情報として，国指定等文化財，地方公共団体指定文化財の件数やこれらの所在地の確認，文化財の保存・活用や管理体制の現状把握，条例等による文化財指定等にかかる独自基準の有無などの把握を行います。この作業は，文化財保護施策において，現在分野に偏りがあるか，充実を図るべき分野は何か，今後の文化財保護施策を充実するために必要です。

併せて今後の体制整備の見直しの参考となるように文化財保護行政にかかる当該地方公共団体の職員の数，専門職員の配置の有無などについても整理しておくとよいでしょう。

このほか，直接市民の声を施策に反映するという観点において，市民から期待される文化財の保存・活用の将来像も把握しておくことが望まれます。具体的な方法としては，市民向けのアンケート調査の実施などが考えられます。【事例：日の出町】

事例　：歴史文化に対する住民意向把握のためのアンケート調査（日の出町）

日の出町では，歴史文化基本構想の検討に先立ち，地域住民の歴史文化への関心度や指向性，住民が考える調査に取り入れるべき視点などを把握するために，「歴史文化に関する住民意向調査」（町内各戸に郵送配布）を実施しました。

アンケート調査の結果，町の代表的な景観イメージとしては，全般的に自然環境を指向しているが，地域別（平井地区・大久野地区）に違いがみられることが分かりました。

このほかにも，歴史を感じる場所や風景，後世に伝えたい風習や習慣・伝承，後世に残したい建物や自然・風景などに関して，町民意識を把握した結果は，歴史文化の地域特性や構想の考え方などに反映しています。

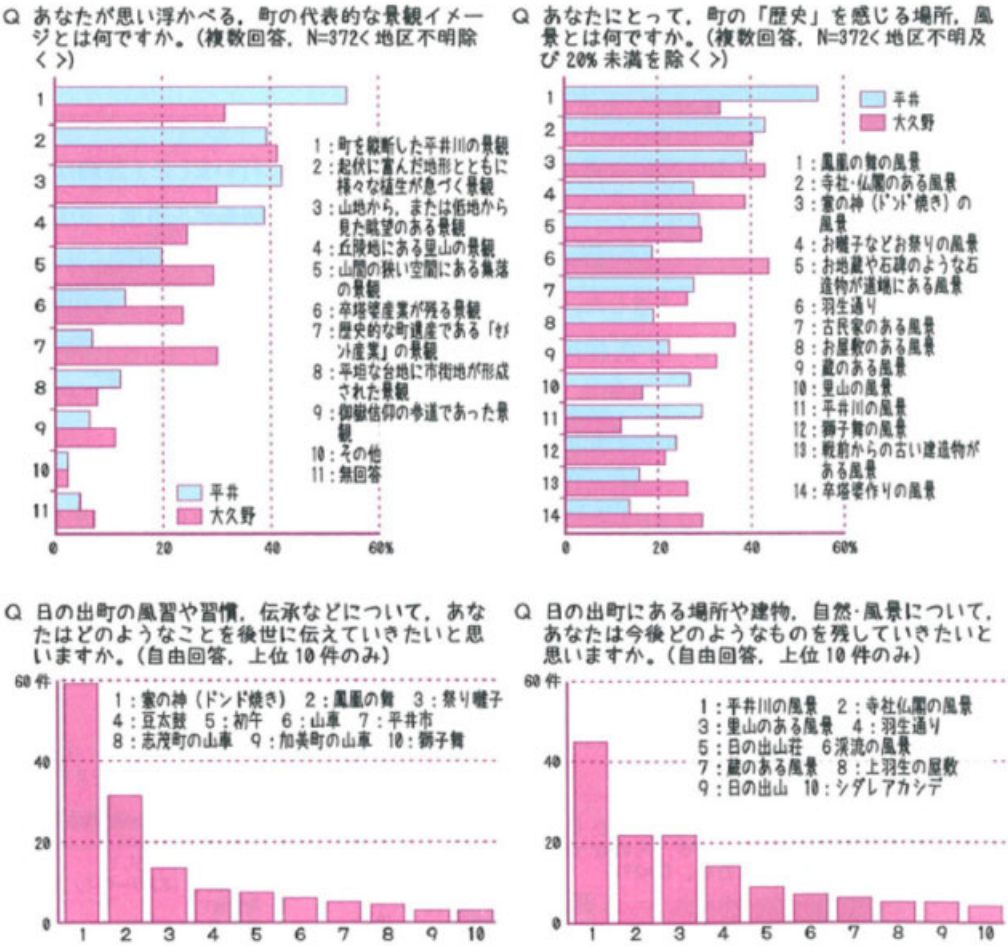

Q1：町の代表的な景観では，平井地区の住民は1：平井川，2：起伏に富んだ地形，3：眺望のある景観，4：里山の景観など自然環境を指向する傾向が伺えます。一方，大久野地区の住民は，平井地区と同じ自然環境の景観イメージも高率ですが，5：山間集落の景観，6：卒塔婆産業の景観，7：セメント産業の景観など，大久野地区に所在している景観を指向しています。9：御嶽参道の景観は平井・大久野地区とも低率で，遠い存在になっていますが，大久野地区は割合が高くなっています。

Q2：歴史を感じる場所や風景では，平井地区の住民は，1：鳳凰の舞が高率で，2：神社・仏閣，3：サイノカミの風景が高く，10：里山の風景，11：平井川の風景が大久野地区より高くなっています。一方，大久野地区の住民は，4：祭りの風景，6：羽生通り，8：お屋敷のある風景，13：古い建造物，14：卒塔婆作りの風景などが，平井地区より高率になっています。

Q3：後世に伝えたい風習などは，1サイノカミ行事，2鳳凰の舞が高率で，Q4：後世に残したい建物や自然・風景では，1平井川，2神社仏閣，3里山の風景，4羽生通りとなっています。

＜アンケート結果（その2）＞

（３）文化財調査の現状と課題の整理

これまで実施した調査やその調査範囲，具体的に抽出された文化財の数や特徴などについて整理しておきましょう。

具体的には刊行された各種文化財報告書の中から，調査対象となった文化財の種別や数，所在地などについて抽出し，把握しておきましょう。その際，当該地方公共団体が事業主体となった調査報告書に限るものではなく，大学等の研究機関や都道府県が実施した調査など，幅広く把握することが重要です。【事例：足利市】

なお，文化財調査の実施から時間が経過している場合，すでに滅失している場合や場所が特定できない場合も考えられます。

こうした結果について地図データベース等を活用して横断的かつ総合的に見られるように整理しておくと良いでしょう。横断的にこれまでの調査の結果を整理することによって，文化財がよく残されている地域を再確認する場合もあるでしょう。

事例　：文化財調査報告書の成果一覧（足利市）

足利市教育委員会では，昭和 53 年度から昭和 59 年度まで，足利市文化財総合調査団（団長：前澤輝政氏）を組織し，市内に所在する各種文化財（美術工芸品，建造物，古文書，考古，民俗文化財，天然記念物等）の総合的な調査を実施し，市全域の文化財の概要把握を行っています。総合調査完了後も，教育委員会では民家調査，石造物調査，近代化遺産調査等を継続的実施しています。加えて，足利市文化財愛護協会や足利絵馬の会，御厨郷土文化研究会，大月手紙の会等，民間団体による調査・研究，市内高等学校における歴史研究等，様々な組織における調査・研究を実施してきました。

＜主な調査・研究の成果＞

① 『足利市文化財総合調査　昭和 54 年度　年報Ⅰ』（昭和 55 年　足利市文化財総合調査団、足利市教育委員会）
② 『足利市文化財総合調査　昭和 55 年度　年報Ⅱ』（昭和 56 年　足利市文化財総合調査団、足利市教育委員会）
③ 『足利市文化財総合調査　昭和 56 年度　年報Ⅲ』（昭和 57 年　足利市文化財総合調査団、足利市教育委員会）
④ 『足利市文化財総合調査　昭和 57 年度　年報Ⅳ』（昭和 58 年　足利市文化財総合調査団、足利市教育委員会）
⑤ 『足利市文化財総合調査　昭和 58 年度　年報Ⅴ』（昭和 59 年　足利市文化財総合調査団、足利市教育委員会）
⑥ 『足利市文化財総合調査　昭和 59 年度　年報Ⅵ』（昭和 60 年　足利市文化財総合調査団、足利市教育委員会）
⑦ 『足利市文化財総合調査　総括報告書』（平成元年　足利市教育委員会）
⑧ 『足利市民家調査報告書』（平成 9 年　足利市教育委員会〔委託先：足利工業大学建築学科中村研究室〕）
⑨ 『足利の神社』（平成９年　足利市文化財愛護協会）
⑩ 『足利市の近代化遺産調査報告書』（平成 15 年　足利市教育委員会〔委託先：株式会社建文〕）
⑪ 『足利の石造物』（平成 20 年　足利市教育委員会〔委託先：立正大学考古学研究室〕）
⑫ 『足利の廃寺』（平成 21 年　足利市文化財愛護協会）
⑬ 『平成 21 年度　市内名勝・庭園調査実績報告書』（平成 22 年　足利市〔委託先：京都造形芸術大学日本庭園・歴史遺産研究センター〕）
⑭ 『市内小絵馬等民間信仰文化財調査』（平成 22 年　足利市〔委託先：足利絵馬の会〕）
⑮ 『平成 21 年度　鑁阿寺資料調査実績報告書』（平成 22 年　足利市〔委託先：鑁阿寺資料調査会〕）
⑯ 『平成 21 年度　足利市織物技術調査実績報告書』（平成 22 年　足利市〔委託先：足利歴史プラザ〕）
⑰ 『平成 21 年度　足利市内美術・工芸品調査実績報告書』（平成 22 年　足利市）
⑱ 『歴史文化基本構想等策定のための市内建造物調査〔影萬織物（旧影萬捺染工場）、中村酒店（旧中村酒造）、赤城神社、八幡神社、板倉神社〕』（平成 22 年　足利市〔委託先：株式会社建文〕）
⑲ 『平成 21 年度　足利市内天然記念物調査実績報告書』（平成 22 年　足利市）
⑳ 『―旧梁田郡―寺院とお堂―創立 50 周年記念―』（平成 22 年　御厨郷土文化研究会）

（４）文化財の周辺環境の現状把握

不動産や土地等にかかる文化財に関しては、現行法規制や独自条例等による周辺環境保全の取り組み，具体的な開発動向の有無などを確認しておきましょう。例えば，都市計画法に基づく風致地区や高度地区の設定，自然公園法に基づく特別地域や普通地域等の設定，景観法に基づく景観計画区域の設定など，文化財の周辺環境を保全する上で有効と考えられる土地利用規制等の施策が講じられているかを把握し，今後，文化財の周辺の環境でどのような計画が起こるかを事前に想定しておくことが重要です。

また文化財を維持・継承する人々の活動内容として，文化財保護に関連する活動団体や企業等を把握すると同時に，それらの活動や組織と当該市町村が連携するための現行事業や支援制度についても確認しておきましょう。【事例：小浜市・若狭町】

このほか，文化財を管理・公開する博物館施設等については，その多くは歴史文化基本構想において文化財の普及活用の拠点として活動していることから，必要に応じて現状の活動内容や施設運営上の課題等も把握しておくとよいでしょう。

事例　：文化財保護等に係る住民活動団体，公民館活動，産学連携（小浜市・若狭町）

官民協働による住民活動が活発な小浜市・若狭町では，文化財及び周辺環境保全との関連性がある住民活動団体，地域公民館活動，学校関係事業，企業関係事業を一覧表にまとめ，個々の活動内容を詳細に把握している。

【文化財の保護等に係る住民活動団体の概要】

市町名	区分	ジャンル	団体名	地域	関係課	関係施設	目的
小浜市	市設置委員会	文化財全般	小浜市文化財保護審議会	市内	文化遺産活用課		小浜市の文化財全般の保存
		小浜西組	小浜市伝統的建造物群保存地区保存審議会	城下町	文化遺産活用課		小浜西組の保存・整備・活用
		建造物	小浜市歴史的建造物修復委員会	市内	文化遺産活用課		歴史的建造物の修復整備・活用
		景観等	小浜市都市計画審議会	市内	都市整備課		小浜市の都市計画全般の整備
	まちづくり住民団体関係	小浜西組	小浜西組町並み協議会	城下町	文化遺産活用課		小浜西組のまちづくり活動
		小浜西組	小浜ウエスト物語2010実行委員会	城下町	生涯学習課 文化遺産活用課		小浜西組のまちづくり活動
		個人・伝統文化	小浜市の歴史と文化を守る市民の会	市内	文化遺産活用課		小浜市の歴史文化を継承活用
		観光	若狭おばま観光協会				
		観光道	観光復活推進委員会				
		観光道	観光道研究研究会				
		個人・伝統文化	ボランティアガイド若狭の語り部				
		文化	小浜市文化協会				
		文化	文芸おばま				
		まちづくり	各地区いきいきまちづくり				
		まちづくり	NPO法人WAOおばま				
		子ども	高校・電影文化財愛護少年団				
		食	郷食国若狭食委員会				
		個人活動	食育下良委員会、ちゆりの会				
		自然環境	アマモサポーターズ				
		自然環境	若狭湾ゆりの会				
		[illegible]	小学校				

【文化財の保護等に係る地域公民館活動等の概要】

市・町	テーマ	事業名称	地区名等	目的
	歴史文化	ふるさと歴史教室	各地区	市職員の出前講座による地域の歴史文化の講義を実施し、地域住民の意識醸成を図る。
	全体	ふるさとまつり	各地区	地区公民館で、地区での活動発表、活動展、バザー、農産物の即売の場として、ふるさとまつりを開催する。
	民俗	交流教育	各地区	世代間交流において、昔の遊び、暮らし、食材作り（梅もぎ・ジュース、梅漬）等を高齢者と若年層が一緒に実施することで後世に伝える。
	歴史文化	健康ウォーク	各地区	地区の中興・名所や他地区を訪ね、自分達が住む小浜を知る機会を持つために実施している。
	歴史文化	子ども壁新聞	各地区	子ども会で、地区の歴史文化等をテーマにし、新聞を作成し、掲示することで地区民に地区の歴史文化を周知する。
	個人活動	鍋女鍋彩祭	鍋女鍋彩会	西津地区の個人・鍋女の遺徳を偲び、小学生や地区民が集い、鍋彩祭を執行し、その人となりを後世に伝える。

【文化財の保護等に係る学校関係事業の概要】

市・町	テーマ	事業名称	学校名	目的
小浜市	食文化	地域資源の新活用	福井県立大学	高支援「旬の市」にて、教育GP参加学生が、「小鯛ささ漬」原材料のキダイの等と、肉を焼けた鯛カツバーガーと福井県産切日本酒で協働量が多いサワラの小型魚サゴシフライを販売し、商品改良や販売法の工夫に取り組む。
	食文化	鯖の養殖と調理	福井県立大学	若狭湾は鯖街道の起点であるため、鯖の種苗生産、ピン鯖の利用により養殖と調理による若狭の鯖を復活する事業に取り組む。
	自然	わかさNAKKAフォーラム	福井県立大学	地域で実施されている様々な取り組みを知り、互いの交流を図るため、フォーラムを開催し、自然とともに各世代が元気に暮らせる「ふるさと若狭」再生のネットワーク化を図る。
	自然	地域農業サポート事業	福井県立若狭東高等学校	農事業で若狭東高校と連携して、農作業をサポートする人材を積極的に活用しながら地域農業を支える体制づくりを進めるため、農業がランティアとして、白ネギの収穫、ネギの葉切り・皮むき等の調整、除草のを実施している。
	食文化	料理研究	福井県立若狭東高等学校	栽培研究部は、野菜・花の栽培を行い、自分達が育てた野菜等を使って、料[illegible]
	食文化	若狭物の創作料理	福井[illegible]	
	自然	小浜湾アマモマーメイドプロジェクト	福井[illegible]	
	食文化	宇宙日本食開発	福井[illegible]	
	食文化	食の教育推進委員会	全[illegible]	
	食文化	茶の湯体験	若[illegible]	
	食文化	小学生の料理教室	全[illegible]	
	食文化	食の体験学習事業	全[illegible]	
	食文化	食に関する研修	教[illegible]	

全育成を図るための子どもみこしを継承するために支援する。
茶づくり、郷土魚の調査活動、絵馬作り等を実施している。
[illegible]し、地元の米を活かした酒作り（仕込み、しぼり、料理、利き酒等）を
[illegible]域水の会・小堂食品やわかさ富士で共同企画し、地元湧水・貴域水を生産販売している。
[illegible]、自然を題材にした世代間交流を図る。
[illegible]食仏事、地域の歴史・文化を学習するため、各地域の自主活動と定[illegible]させる。
[illegible]体育館にてカルタ大会を開催した他、コスモス街道の整備、放課り開[illegible]している。
[illegible]ため、休耕田で茅を栽培することで、植物性資材の生産担い手を育[illegible]組を進やす。

【文化財の保護等に係る企業関係事業の概要】

市・町	テーマ	事業名称	事業所	目的
小浜市	郷食国	若狭おばま創作料理コンテスト「味楽事始（あじがくことはじめ）」	小浜商工会議所	郷食国若狭にゆかりの食材をメインに使ったアイデア料理コンテストで、創作料理部門、ご飯部門に分け、表彰する。入賞作品は若狭おばまの名物料理として市内のホテル、旅館、民宿、飲食店のメニューとして定着させる。
	城下町	歴史街道ウォーキング	小浜商工会議所	郷食国若狭おばま歴史街道ウォーキング実行委員会を立ち上げて運営する。10月に行われる郷食国若狭おばま食文化祭を基点に小浜市内を歩く日本市民スポーツ連盟公認のウォーキング大会である。
	歴史文化	「ぎょうさん、ええもん、おおきんね」ウェブサイト発信	小浜商工会議所	街づくり委員会では、「地域の自慢できるもの」を探し、多くの方の理解を深めるため、子供会を中心に聞きとり調査、絵や写真と共に収集できたものを編集し、教育ウェブサイトとして作製し、発信している。
	城下町	昔の地名看板設置	小浜商工会議所	街づくり委員会では、地元の歴史を理解してもらうため、旧小浜町の昔の地名を書いた看板を設置した。
	鯖街道	世界一長い鯖寿司	小浜商工会議所	街づくり委員会で企画し、旧上中町商工会議所と合同で「世界一長い鯖寿司」作りをイベントとして開催した。
	市民交流	お水送りボランティア	若狭おばま観光協会	3月2日に開催されるお水送りにあたり、たいまつ行列の整備やお茶のふるまいを実施する。

（５）関連する行政計画の把握

歴史文化基本構想の行政上の位置づけを確認するための基礎的資料として，関連する行政計画を確認しておきましょう。

各市町村で定められた総合計画は，長期的な展望に立った政策の基本的な方向性を示すものです。総合計画において，将来の都市像，まちづくりの目標や方向性に示された地域の歴史文化の重要性や文化財の保存・活用に関連する事項の記載内容について確認しておきます。このほか，当該市町村において策定されている，教育振興基本計画，文化振興基本計画，都市計画マスタープラン，景観計画などといった数々の行政計画の中で，歴史文化基本構想の主旨と共通する目標像や方針，施策の方向性等を把握し，連携・整合を図るべき要点を確認することが重要です。【事例：篠山市】

今後の改訂・見直しの時期なども，把握しておくとよいでしょう。

事例　：関連する行政計画等（篠山市）

篠山市では，歴史文化基本構想策定に係る計画として，「篠山市総合計画（基本構想）」，「篠山市総合計画（後期基本計画）」，「篠山再生計画」，「篠山市教育振興基本計画」，「篠山市生涯学習推進基本構想」，「篠山市農村振興基本計画」，「篠山市観光まちづくりビジョン」，「篠山市環境基本計画」，「篠山市景観計画」の合計９つの各種構想・計画を具体的に掲げています。篠山市歴史文化基本構想では，これらの構想・計画における考え方を踏襲するとともに，文化財と周辺地域の一体的な施策の展開にむけて，「部局間の連携強化」，「文化財の保存・活用施策の充実」「地区単位での文化財の保存・活用の推進」を勘案しながら検討を進めています。

３　「篠山市総合計画」、「篠山市教育振興基本計画」等及び既存事業等との連携強化と保存・活用施策の充実

篠山市歴史文化基本構想策定に係る計画としては、「篠山市総合計画（基本構想）」（平成 13 年（2001）２月策定）、同「後期基本計画」（平成 18 年（2006）３月策定）、「篠山再生計画」（平成 21 年（2009）１月策定）、「篠山市教育振興基本計画」（篠山きらめき教育プラン：平成 22 年（2010）２月策定）、「篠山市生涯学習推進基本構想」（平成 14 年（2002）３月策定）、「篠山市農村振興基本計画」（平成 16 年（2004）３月策定）、「篠山市観光まちづくりビジョン」（平成 19 年（2007）策定）、「篠山市環境基本計画」（平成 22 年（2010）３月策定）、「篠山市景観計画」（平成 23 年（2011）２月策定）などの各種構想及び計画に基づく事業が展開されている。歴史文化基本構想策定に際しては、こうした構想及び計画の考え方を踏襲すると共に、既存事業等との連携を図りながら、以下に示す観点を勘案しながら、検討を進めた。

○ 部局間の連携強化

篠山市及び兵庫県、丹波地域を対象に、これまでにも各種計画が策定され、歴史・文化の保存・活用に係る取り組みが進められてきている。しかし、それらの取り組みはまちづくり、土木、農林、環境等の行政各分野において個々に進められているため、十分な成果があげられていない。

文化財は、周辺地域と一体となり形成され、維持・継承されてきたものである。従って、文化財の保存・活用にあたっては、文化財と周辺環境を一体的に捉え、総合的な視点から施策を展開していくことが必要である。このため、文化財の保存・活用及び歴史・文化を活かしたまちづくりに関して共有すべき基本方針を提示し、各部局間の円滑な連携を図ることが求められている。特に、篠山市景観計画とは綿密な連携・調整を図ることにより、相乗効果を発揮していくものとする。

○ 文化財の保存・活用施策の充実

歴史的な町並みが保存されている地区におけるプレハブ住宅や洋風住宅等の建築、市街地における空地化・駐車場化、また、歴史的建造物や巨樹・巨木の喪失など、文化財の保存・継承施策も十分に機能していない状況にある。その背景には、市民の文化財に対する価値の重要性が共有化されていないことがあると考えられる。

現在、篠山市では、「丹波篠山ふるさと基金」を創設し、まちづくりや景観形成、文化・教育等に関する事業への助成を行なっていることから、認識の共有化が図られた文化財に対する積極的な支援を行っていくとともに、文化財保存のための総合的な制度等を検討していくことが求められる。

また、現行制度では、無形文化財や民俗文化財に対する制度的な支援は少なく、近年、多くの伝統的な年中行事が喪失してきている状況にある。特に、年中行事など市民が日常生活のなかで培ってきたものも大切な文化財であり、このため、既存事業等との連携によって、無形文化財や民俗文化財等の価値の共有化を検討していくものとする。

○ 地区単位での文化財の保存・活用の推進

篠山市域には、指定文化財も含め、数多くの文化財が存在している。現行制度のみでは、それら全ての文化財に対して保存・活用施策を講じていくことは困難である。一方、文化財は、歴史的に周辺地域と密接した関係を有しており、文化財が失われてしまうことで地域らしさが失われ、活力が低下することも懸念される。

従って、住民が文化財を地区の宝として認識し、一体となって文化財の保存・活用に取り組んでいく仕組みづくりを進めることを検討していくものとする。

図 2- 15　篠山市景観計画の基本施策と良好な景観形成を図るためのゾーニング

３．「歴史文化基本構想」の策定体制と策定後の見直し・改訂

（１）技術指針

４．１．「歴史文化基本構想」等の策定･見直しについての考え方

「歴史文化基本構想」に基づく施策を具体化するためにも，定めるべき内容や策定・見直しの手続きにおいて，住民の積極的な参画を得ながら，住民や関係機関等との連携や理解を深めていくことが必要である。

また，保存活用（管理）計画の内容や策定・見直しの手続きについても，「歴史文化基本構想」同様に，住民や関係機関等の参画を得ながら進めていくことが重要である。

４．２．適時適切な改訂

「歴史文化基本構想」については，地域における文化財に関する意識の醸成や社会情勢の変化，学術的調査の結果等を踏まえ，適時見直しを検討し，改訂する必要がある。そのため，策定後も見直しや充実を図ることを想定し，弾力性を持たせることが重要である。また，それに併せて文化財保護施策についても，適時見直し，充実を図ることが重要である。

（２）策定にかかる主体者　～策定の主体は地方公共団体です～

歴史文化基本構想を策定する主体者となる地方公共団体とは，基本的には基礎自治体である市町村を想定していますが，複数の市町村が連携して行う場合や都道府県による策定も可能です。

これまで文化財指定の件数が少ない市町村や、歴史文化に対する関心が薄いと捉えている地方公共団体であっても，必ず地域固有の歴史・自然とそれに基づき独自の文化を有するものです。その意味において，全国すべての地方公共団体において歴史文化基本構想の策定は可能といえます。

（３）委員会等による体制づくり

歴史文化基本構想策定の検討過程において，有識者や学術経験者等の意見を聴取することは重要です。策定するための体制としては，これまでの文化財保護施策の継続性を勘案して当該地方公共団体が設置している既存の文化財保護審議会等の意見も重要です。また歴史文化基本構想策定のために新たな組織を立ち上げ、新しい視点から意見してもらうことも大切です。

新たに組織を設置する場合は，地域の実情・課題に応じた，委員会組織の構成員（庁内・専門家・市民等）を選出しましょう。行政上の位置づけや施策連携を重視する観点から景

観・観光・企画などの各部門の対等者，地域の歴史文化に対する専門的知見からの指導助言を得るための有識者，文化財保護行政に詳しい専門家，基本構想を推進するうえで重要な関わりを有すると考えられる市民組織の代表者などが想定されます。【事例―その１：津和野町】　【事例―その２：日南市】

地域の総合的把握の調査を並行して行う場合は，別途，調査委員を組織化しておきましょう。

事例　：歴史文化基本構想策定に向けた検討体制ーその１（津和野町）

津和野町では「津和野町歴史文化基本構想策定委員会」と「津和野町歴史文化基本構想運営委員会」の２つの組織を設置しました。前者は構想策定そのものを検討する組織であり，委員は文化財類型ごとの学識経験者や，県の関係部局，町民代表で構成されています。後者は構想策定に必要となる文化財調査対象の検討や住民意見の集約などを目的に設置しており，委員は歴史研究団体，観光関係団体，地域づくり団体，建築士会，議会関係者，町の関係部局で構成されています。

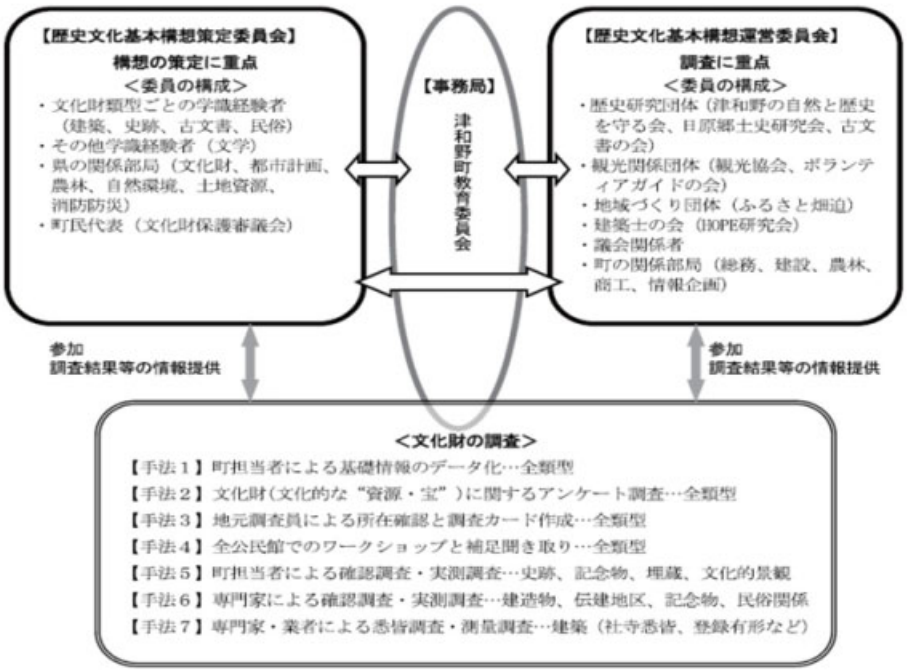

図0-1-2　事業推進体制～調査及び計画（構想）策定体制～

事例　歴史文化基本構想策定に向けた検討体制ーその２（日南市）

日南市は，「日南市歴史文化基本構想等策定委員会」と「ワーキンググループ委員会」を立ち上げ，検討しました。委員会は，日南市行政（担当主管課：文化生涯学習課，関係部署：総務部，建設部，産業経済部，），宮崎県行政（文化財課，日南土木事務所，南那珂農林振興局），学術専門家（建築，歴史，文化財，考古），市民（文化財審議会委員，地域おこし活動関係者）から構成した。

ワーキンググループ委員会は，日南市行政（担当主管課：文化生涯学習課，関係部署：建設課，まちづくり推進室），宮崎県行政（文化財課），市民（文化財審議会委員，地域おこし活動関係者）で構成した。

ワーキンググループ

策定委員会

（４）市民意見の反映，周知のための検討体制

歴史文化基本構想の検討過程そのものを，地域づくりの契機ととらえ，住民説明会，ワークショップ，パブリックコメント，シンポジウムの開催等をしていきましょう。歴史文化基本構想の検討に関連する取組を，当該市町村のホームページや行政広報を通じた市民に周知する以外にも，さまざまな形式で情報提供の機会や意見交換の場を設定してみましょう。市民の積極的な関わりを促し，地域の歴史文化の保存・活用に対する地域意見の集約を行うなど，構想実現に向けた取組が必要です。【事例：足利市】【事例：津和野町】

事例　策定の過程における，市民意見の反映，市民への周知として，いくつかの手法を取り入れて実施（足利市）

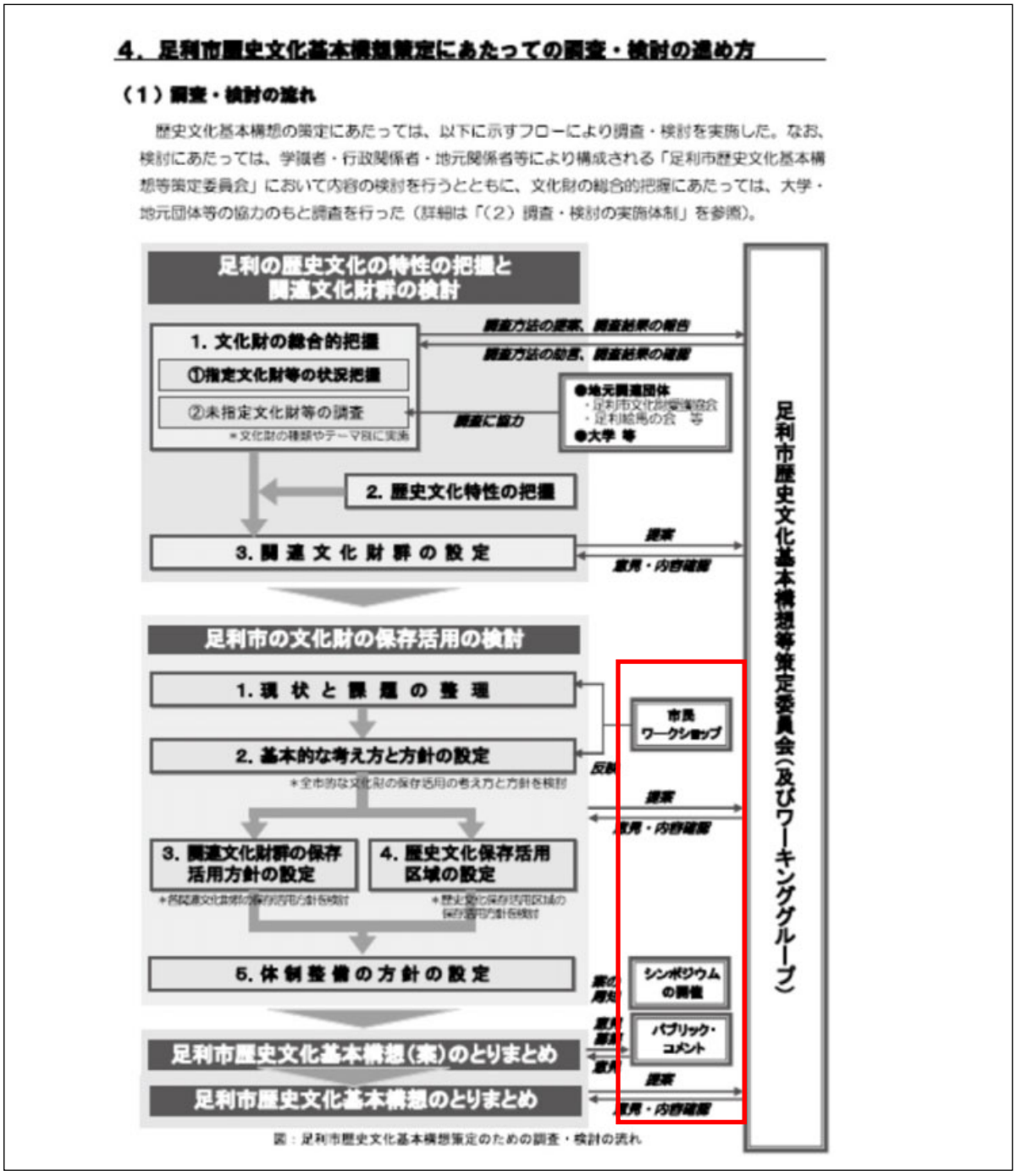

図：足利市歴史文化基本構想策定のための調査・検討の流れ

事例　策定の過程における市民参加の例（ワークショップやシンポジウム）（津和野町）

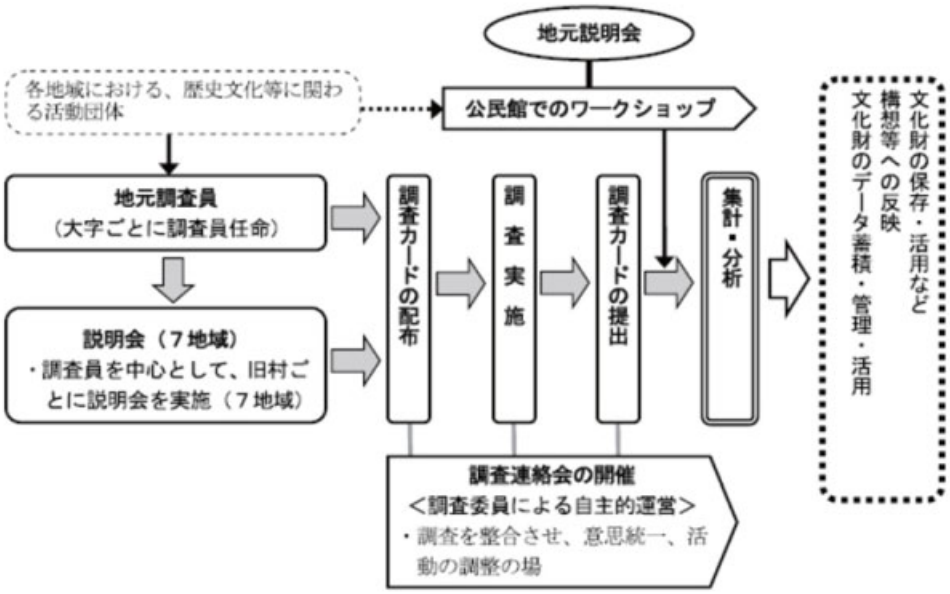

図 1-1-1　住民参加の調査の流

シンポジウム～津和野の「歴史遺産」の魅力とその活用～

ワークショップ（左鐙公民館）　ワークショップ（青原公民館）

（５）策定後の見直し・改訂

策定後も適宜，状況の変化に応じて改訂していくのが望ましいと考えます。【事例：小浜市・若狭町】【事例：加賀市】

例えば，優先的に一定の文化圏を範囲に限定して歴史文化基本構想を策定したのちに，市域全体の策定は事後に定めるといった，地域の実情に応じて，段階的に取組みを行い，適宜適切な時期に見直しを行い，改訂することも可能と考えます。【事例：韮崎市】

事例　：歴史文化基本構想の見直しの考え方を定めた例（小浜市・若狭町）

現在の変化の続く社会情勢は，今後もさらなる変化が予測される。また，それにともなって住民のニーズも変化することが予測される。こういった本計画を取り巻く今後の環境の変化によって，柔軟に見直すべき計画と言える。

したがって，本計画を今後活用し，必要に応じた見直しを行っていく中で，住民の意見をより積極的に取り入れていく必要がある。本歴史文化基本構想をベースとし，また契機として住民協働の文化財の保存と活用を進め，それによって文化財の保存と活用に対する住民の理解を深めながら，より良い文化財の保存と活用を進めていくこととする。

事例　：関連文化財群の保存活用計画，歴史文化保存活用計画の見直し，変更の考え方を定めた例（加賀市）

５－１．保存活用計画の内容と構成

関連文化財群の保存活用計画では、「加賀市らしさ」を物語るテーマに基づく歴史文化資産の総合的な保存活用の方針（90 頁参照）に従い、「調査・研究等」「普及啓発」「地域づくり」の観点から保存活用に関する方策を設定する。

保存活用の方策を設定するに当っては、テーマと関連文化財群の保存活用に関わる全体的な共通方策（５－２）を設定するとともに、各関連文化財群の特性や現状に応じた具体的な方策（５－３）を設定するものとする。

なお、本計画の内容は、第１章の１－２（３）（９頁参照）に示すとおり、総合計画の「実施計画」とともに３年ごとに見直しを図り、必要に応じて変更を行うものである。

６－１．保存活用計画の内容と構成

保存活用計画として、計画の前提となる区域の概要を示すとともに、保存活用の方向性として、区域範囲と保存活用の方針及び方策について設定する。

なお、本計画の内容は、第１章の１－２（３）（９頁参照）に示すとおり、総合計画の「実施計画」とともに３年ごとに見直しを図り、必要に応じて変更を行うものである。

事例 ：具体的な期間は明示しない例（韮崎市） ※一部エリアを重点的に検討した事例。

3節 基本構想の期間と見直し

基本構想は、韮崎市の歴史文化資源の保存活用と地域づくりについて、長期的な視野に立ちながら策定しています。策定後は、本市総合計画の見直し時をはじめ、構想に基づく取組みの成果や課題に応じて適宜見直しを行います。

基本構想の策定後は、韮崎市教育委員会を中心に、基本構想に基づく取組みの進捗状況を把握するとともに、成果や課題に応じて適宜見直しを行います。

特に、基本構想の骨格として示した「韮崎市の歴史文化的テーマ（視点）」は、基本構想策定に至る各種調査やこれまでの文化財行政で得られた知見をもとに設定したものであり、基本構想に基づく取組みが進むにつれて新たな発見が得られ、視点がより充実し、効果的なものになっていくことが望まれます。

第２章　「歴史文化基本構想」に定める事項

「歴史文化基本構想」の全体構成と
項目別の解説を行います。

１．「歴史文化基本構想」の全体構成

（１）技術指針

「歴史文化基本構想」には，策定の目的や行政上の位置付け，当該地方公共団体の歴史文化の特徴，文化財把握の方針，文化財の保存・活用の基本的な方針，文化財の保存・活用を推進するための体制整備の方針等を基本的な事項として定めることとする。また，必要に応じて，相互に関連性のある文化財を一定のまとまりとして捉えた「関連文化財群」の考え方，文化財（群）を核とし文化的空間を創出するための計画区域である「歴史文化保存活用区域」についての考え方，文化財（群）を適切に保存・活用（管理）するための「保存活用（管理）計画」の作成についての考え方等を明確にすることが望ましい。

（２）解　説

①基本的事項と選択的事項

歴史文化基本構想の策定にあたり，含める内容については柔軟な対応が可能です。技術指針には,「歴史文化基本構想」において定める事項として８項目を挙げています。これらは，基本的事項と選択的事項に分けられ，選択的事項及びその他の事項については，各地方公共団体の実情に合わせて策定しましょう。

基本的事項	選択的事項
１．「歴史文化基本構想」策定の目的・行政上の位置づけ ２．地域の歴史文化の特徴 ３．文化財把握の方針 ４．文化財の保存・活用の基本的方針 ８．文化財の保存・活用を推進するための体制整備の方針	５．関連文化財群に関する事項 ６．歴史文化保存活用区域に関する事項 ７．保存活用（管理）計画作成の考え方 （番外：その他，地域の実情に応じた項目）

②策定の流れ

歴史文化基本構想の策定にあたり，まずは域内の文化財に関する情報と文化財保護施策について，現状把握を行います。そのうえで,「歴史文化基本構想」において定めるべき事項を順次検討し，とりまとめるものです。

表２：歴史文化基本構想の策定の流れ

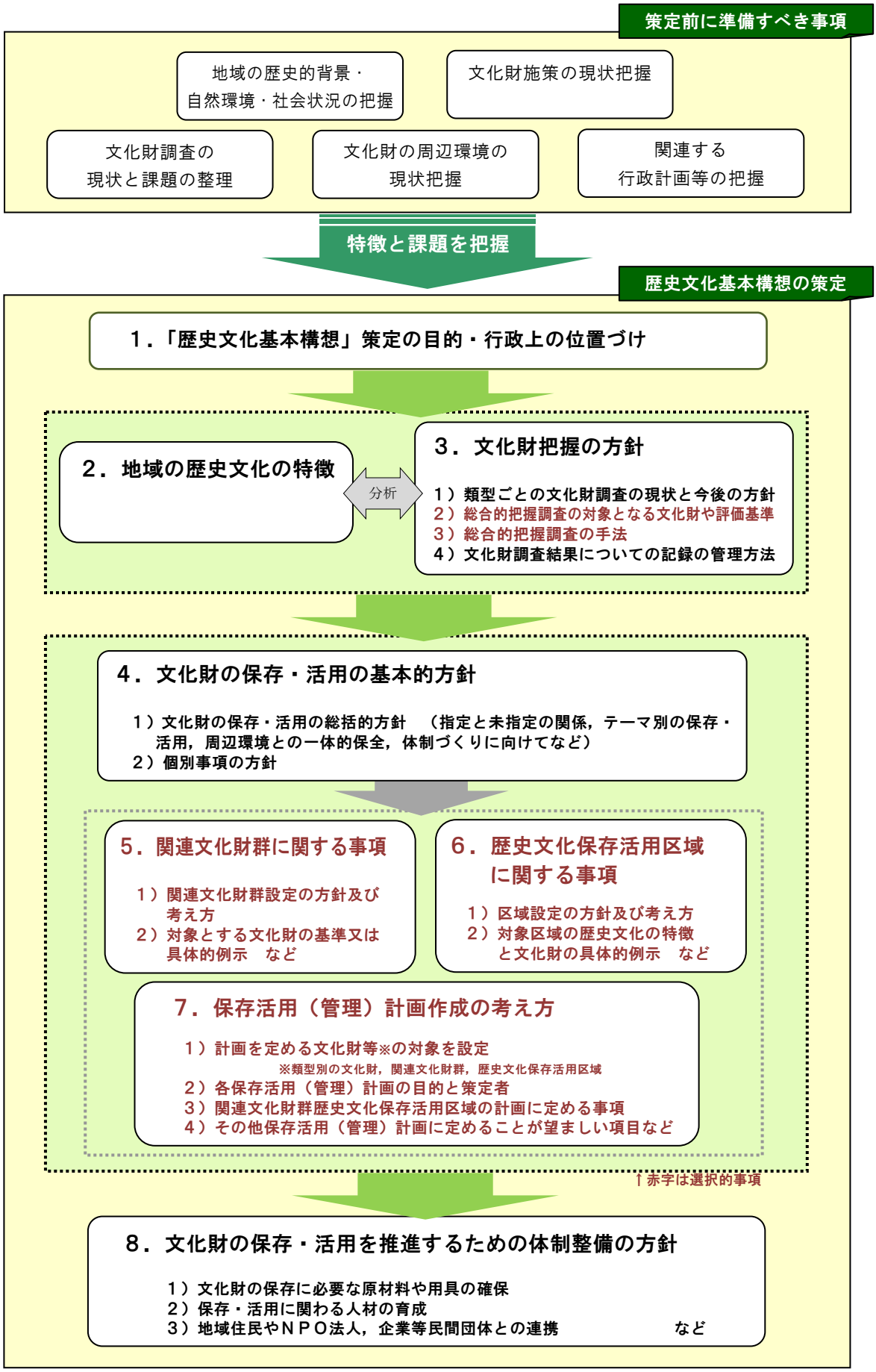

２．項目別解説

２－１　「歴史文化基本構想」策定の目的，行政上の位置付け

（１）技術指針

社会全体で文化財を適切に保存・活用するためには，住民に身近な行政を担う地方公共団体が，地域の歴史文化を踏まえて**文化財を総合的に把握**し，**それらの保存・活用の方針**として「歴史文化基本構想」を示す必要がある。こうした明確な方針を地域に示すことによって，歴史文化を生かした地域づくりの基本方針としても活用することができる。

なお，ここでいう地域づくりとは，都市計画や景観計画等に基づいたまちづくりに関する施策だけではなく，**文化財を支える技術や文化財に関わる人々の活動等も含め，幅広く捉えたもの**とする。

また，地方公共団体が総合的に一貫性を持って，文化財の保存・活用，さらには歴史文化を生かしたまちづくりに取り組むためには，「歴史文化基本構想」を策定する際に，**地方公共団体が定める基本的な構想や他の行政計画等と整合性を図る**必要がある。

（２）解　説

「歴史文化基本構想」は，地域に所在する文化財を総合的に保存・活用するための方針を定めるものです。「歴史文化基本構想」に，各地方公共団体が指定等によって保護してきた文化財にとどまらず，文化財が成立した環境や支える技術・人々の活動などまで幅広く含めつつ，一体的に保存・活用の方針を定めることを意図しています。また，個々の文化財の評価だけに限らず，地域の歴史文化の特徴を示すテーマやストーリーに基づき，文化財を群として捉えて保存・活用の方針を定めることも，その一つといえます。【事例：佐渡市】

文化財を総合的に保存・活用するための方針を定めるためには，策定前の準備として，文化財を支える背景や環境も含めた総合的な把握調査等が必要となります。事前に調査の方針定め，計画的に調査を実施しないと調査だけに多大な時間と作業を費やすことになりかねません。したがって，従来保護の対象としてきた文化財の保存・活用の取り組みを優先的に検討し，総合的な文化財の保存・活用の方針としてまとめたものも，「歴史文化基本構想」策定の第一歩といえます。まずは，文化財の類型別に保存・活用の方針を定めた「歴史文化基本構想」を策定し，未調査分野の文化財調査や文化財を取り巻く周辺環境の把握

について継続的に取り組むこともできます。【事例：大野城市】

また，将来を見据えた保護の方針を示すためには，他の行政計画と整合性を図る必要があります。各地方公共団体においては，「歴史文化基本構想」の内容等に応じ，行政計画の位置づけ等を明確にしておきましょう。「歴史文化基本構想」は，地方公共団体が地域の状況に応じて定めるものですが，文化財政策として指針を示すためには，行政運営の総合的な指針となる基本的な構想等に基づき定めることが望ましいといえます。【事例：高山市】【事例：金沢市】

また，文化財の保存・活用の方針は，歴史的風致維持向上計画で定めるべき，文化財の保存・活用の方針の一部として活かすなど，他の行政計画の充実にもつながります。

このように総合的に文化財の保護の方針を示すことは，文化財保護が地域づくりの施策の一部を担っているということを示すことにもなります。

事例 ：策定の目的の設定例－１

平成 16 年（2004）に，10 の市町村が合併して誕生した佐渡市の場合，歴史文化基本構想の策定の目的を以下のとおり定めて，モデル事業に取り組みました。

「島内全域に分布する多種多様な歴史文化資源に関して，各々の関係性や周辺環境も含めて総合的に把握し，それらを適切に保存・活用し，佐渡の歴史や風土の特性を踏まえた方針のもと，長期的かつ計画的に保存・活用していくための基本構想を策定する。」

「佐渡市歴史文化基本構想」（平成 23 年 3 月・佐渡市教育委員会）

策定の目的をこのように記した背景には，①佐渡の文化の独自性や多様性とは，「豊かな自然・生態系」「島外との交流・交易の歴史」「佐渡金銀山がもたらした繁栄」が相互に影響し生み出された結果と考えられ，それを体現する歴史文化資源の実態把握が必要であったこと，②世界遺産登録運動の推進で市民の関心が高まる中で，歴史文化資源の保存・活用に関連する情報発信，市民団体の活動支援など，地域活性化に資する施策の充実を図る必要性があったこと，③新たな「佐渡市」として，広域な市域全体を包括するような地域特性を踏まえた文化財保護行政の総合的な指針づくりの必要性があったこと，の３つがありました。

事例 ：策定の目的の設定例－２

大野城市及び大野城市教育委員会は，大野城市ふるさと文化財保存整備活用基本計画策定の目的について，以下のとおり記しています。

「1-1　計画策定の目的

大野城市には,「水城跡」や「大野城跡」をはじめとして数多くの文化財が残っています。かけがえのない先人の遺産を，市民に知ってもらい，保存整備活用していくために，本計画を策定します。

これまで文化財は，行政が主体となり保存整備し，維持管理してきましたが，未発掘・未調査のものもあり，市民に公開されているものは限られています。中には，伝承や工芸など時間と共に消え去っていく可能性があるもの，また保存のために費用が確保できないことで十分な保存環境を整えることができないものも多くあります。

そこで，市内にある未調査の文化財の把握，既存資料の情報整理をしていきます。そして，将来に向けて望ましい保存整備活用の方針を示し，まちづくりに活かしていきます。」

「大野城市ふるさと文化財保存整備活用基本計画」（平成 21 年６月・大野城市・大野城市教育委員会）

この基本計画は，既に保護の対象としている文化財の情報整理と，文化財に対する市民意向に基づき構成されたもので，文化財の保存整備活用の方針も文化財の類型に沿った内容が中心です。しかし，未調査の文化財や拠点となる文化財施設に対する今後の方向性も示しており，文化財の保存・活用の方針を定める「歴史文化基本構想」の策定事例の一つといえます。

事例　：行政上の位置づけの設定例－１（総合計画への位置づけ）

高山市では，高山市第七次総合計画において，基本構想に掲げる都市像「やさしさと活力にあふれるまち『飛騨高山』」を実現するため，「やさしさ」「すみよさ」「にぎわい」「ゆたかさ」など分野別に施策の基本方針と方向性を示しています。現在は，高山市第七次総合計画後期計画（計画期間：平成 22 年度から 26 年度まで）のもと，着実に施策を推進するために各種計画が作成されていますが，平成 21 年度に策定した「高山市歴史文化基本構想　文化財保存活用計画」もその計画の一つとされています。

「高山市歴史文化基本構想　保存活用計画」が関連計画として位置づけられた施策は，文化に関する分野にとどまらず，景観に関する分野にも位置づけがなされていることが特徴です。

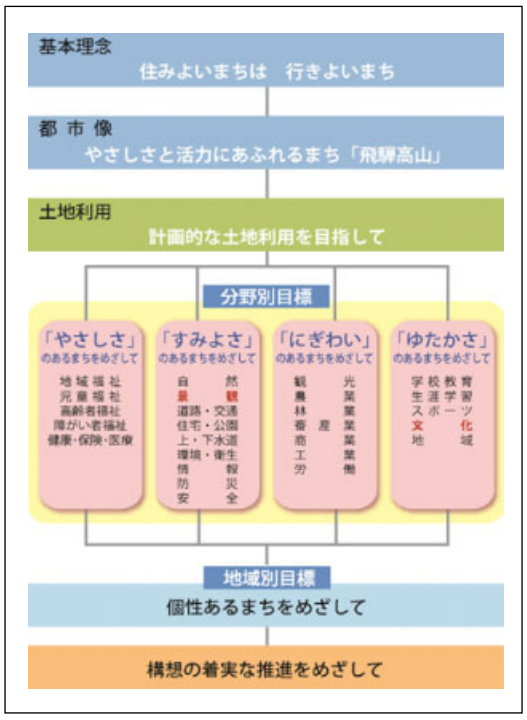

高山市第七次総合計画後期計画の体系図
「高山市歴史文化基本構想　保存活用計画」は，赤字で示した「景観」「文化」の施策に関連計画として位置づけられている。

事例　：　行政上の位置づけの設定例－２（関連する他計画との連携）

金沢市は，歴史文化基本構想の趣旨を踏まえて，金沢市歴史遺産保存活用マスタープランを作成しています。

金沢市は，策定の目的について，「歴史遺産保存活用マスタープランは，金沢市の個性を示す都市の基本構造と歴史遺産の現状を把握し，それらの歴史的変遷と独自性・関連性に基づき価値を明らかにし，その保存・活用のための方針と方策を示すことを目的とする。」と記しています。そのうえで，金沢市歴史遺産保存活用マスタープランは，「金沢世界都市構想」を実現するための各種計画の一つとして位置づけられ，「都市計画マスタープラン」，「景観形成基本計画」及び「歴史的風致維持向上計画」など他分野の計画との整合を図って関連性を保ち，金沢市の歴史遺産の保存・活用に関する総合的な指針としての役割を担うもの，と定めています。

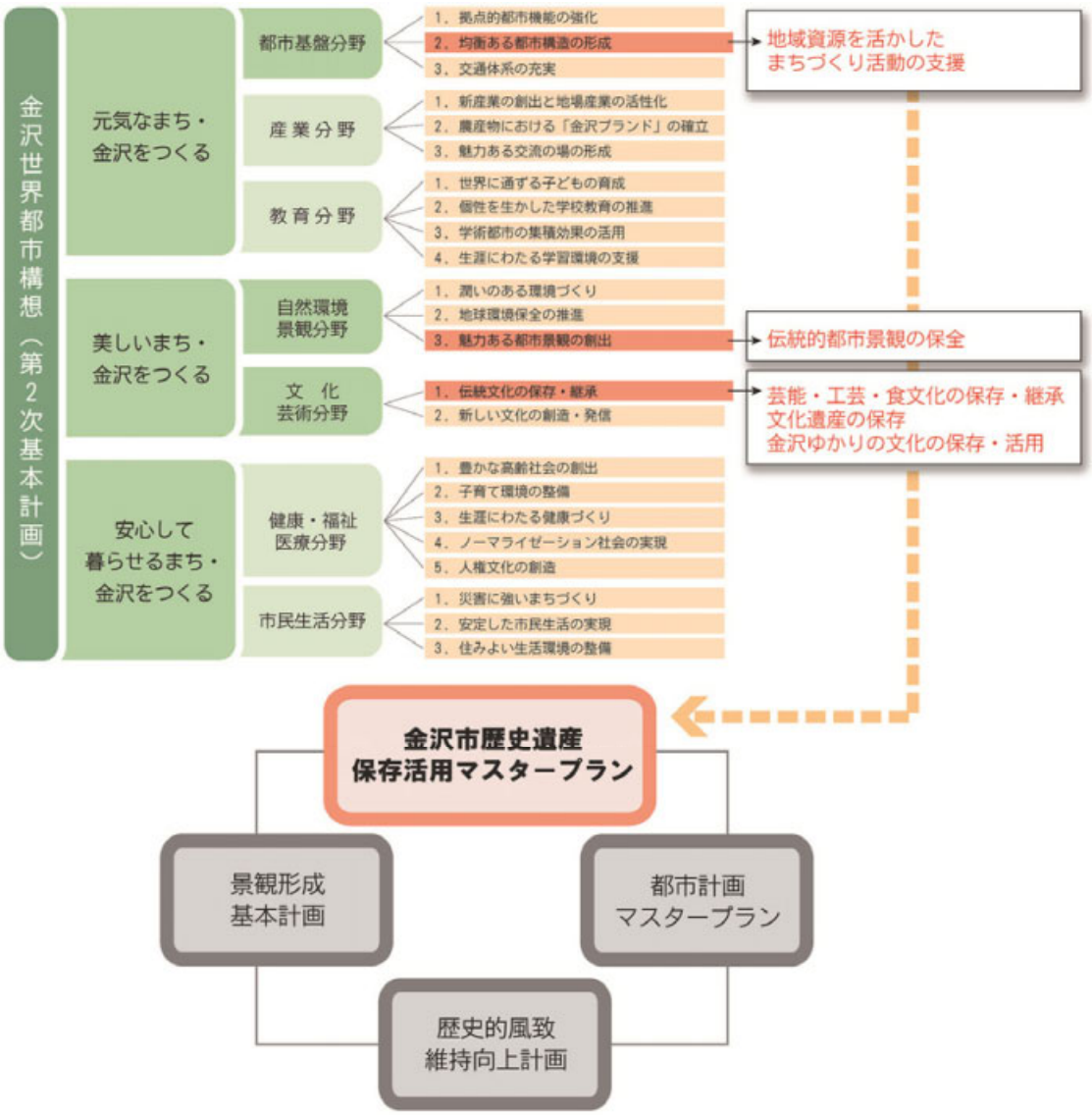

図 1-2　歴史遺産保存活用マスタープランの位置付け

「金沢市歴史遺産保存活用マスタープラン」（平成 21 年３月・金沢市）

2－2　地域の歴史文化の特徴

（1）技術指針

「歴史文化基本構想」の策定に当たっては，地域の文化財をその周辺環境も含めて総合的に把握した上で，地域の歴史文化の特徴を適切に捉え，「歴史文化基本構想」にその特徴を明確にする必要がある。

ここでいう歴史文化とは，**文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったもの**である。文化財に関わる様々な要素とは，文化財が置かれている自然環境や周囲の景観，文化財を支える人々の活動に加え，文化財を維持・継承するための技術，文化財に関する歴史資料や伝承等であり，本技術指針でいう文化財の周辺環境のことである。

地域の特徴を示す歴史文化に基づき，多様な文化財を群として一体的に捉えることにより，**文化財の持つ新たな価値を明らかにできる**ようになる。さらに，自らの住む地域の歴史文化との関わりとともに，文化財を捉えることによって，人々が**文化財をより身近に感じられる**ようになる。その結果，**社会全体で文化財を支える気運が高まる**ことにつながる。

（2）解　説

一般的に，「文化財」というと専門家や有識者によって評価されて，国や地方公共団体により保護されたものと，限定して捉えられがちですが，本来は指定，未指定に限らず文化的所産の全てを対象としたものです。このような視点から，「歴史文化基本構想」を策定する際には，あらかじめ地域の文化財が，「何が」「どのように」存在しているのか把握するための，総合的な調査を実施することが望まれます。

ここでいう総合的な調査とは，地域の人々が大切に思うもの，地域の文化にとって重要な意味を持つものなど，文化財の類型毎の基準にとらわれることなく，あらかじめ地域の歴史や文化の特徴を踏まえて，地域の文化財の把握に取り組むことが重要です。さらに，文化財が所在する自然環境や周囲の環境，文化財を支える人々の活動に加え，文化財を継承していくために必要な維持・継承するための技術，文化財に関する歴史資料や伝承等，文化財の周辺環境を含めて広く把握することが必要となります。

総合的な調査を通じて，地域の歴史や文化を特徴づけるテーマやストーリーを明確にすることにより，地域の人々の理解を広く得ることができ，文化財が地域にとってかけがえのないものであるという認識が深まり，社会全体で保護する機運につながるでしょう。【事例：加賀市】

また，地域の歴史文化を特徴づけるテーマやストーリーから，独自の文化財の抽出基準や分類方法を定めることも可能です。【事例：奄美市】

事例　：総合的な調査の結果に基づき歴史文化のテーマを設定した例（加賀市）

加賀市では，歴史文化の特徴を適切に捉えるための総合的な調査として，市域における多様な歴史的事象や交通・産業の移り変わり，現在に継承される伝統文化の起源等を把握し，相互関係を確認しながら体系的に整理を行いました。その際に，幕末期の江沼郡の神社，仏閣，史跡，産物，山川など詳細に記録した地誌『加賀江沼志稿』は，重要な手がかりとして大いに活用されました。総合的調査の一環としてまとめられた「歴史文化資産の台帳リスト」は，「平成版　加賀江沼志稿」と呼びうる成果です。

この総合的な調査によって導き出された加賀市の歴史文化の特性は，８項目にまとめることができました。

①古代における「江淳国（えぬのくに）」の成立

②白山信仰と浄土真宗により特徴付けられる信仰の固有性

③在地勢力・民衆勢力の躍動する中世

④流通往来における日本海の役割の大きさ

⑤大聖寺藩制により形成された地域の骨格と伝統文化の継承

⑥温泉の恵みにより育まれた歴史と文化

⑦「ものづくり」の多様性と技術の高さ

⑧流域の自然に育まれた生活文化の多様性

「加賀市歴史文化基本構想」（平成 23 年 3 月・加賀市）

また，歴史文化資産の総合的な保存・活用の考え方として，「加賀市らしさ」を物語る歴史文化のテーマ設定にも反映されました。

事例　：地域固有の文化財の分類を定めた例（宇検村・伊仙町・奄美市）

宇検村・伊仙町・奄美市によるモデル事業においては，既存の文化財の類型にとらわれることなく奄美群島固有の文化的特徴を反映した，歴史文化資源の分類整理が行われました。歴史文化基本構想においては，奄美群島固有の歴史文化資源は，広義の文化財であるとして「市町村遺産」と表現し，その抽出基準と分類方法を独自に定めています。なお，この分類方法は，奄美固有の歴史文化資源が抜け落ちないよう配慮されていますが，今後の調査状況に応じた見直しも考えられています。

■市町村遺産の抽出基準

★島民にとって「大切なもの」「親しまれてきたもの」「敬われてきたもの」「将来に引き継いでいきたいもの」「守り伝え残したいもの」

★一定の時間に渡って「受け継がれてきたもの」

（例えば、「2 世代以上受け継がれてきたもの」、「50 年以上経過するもの」等）

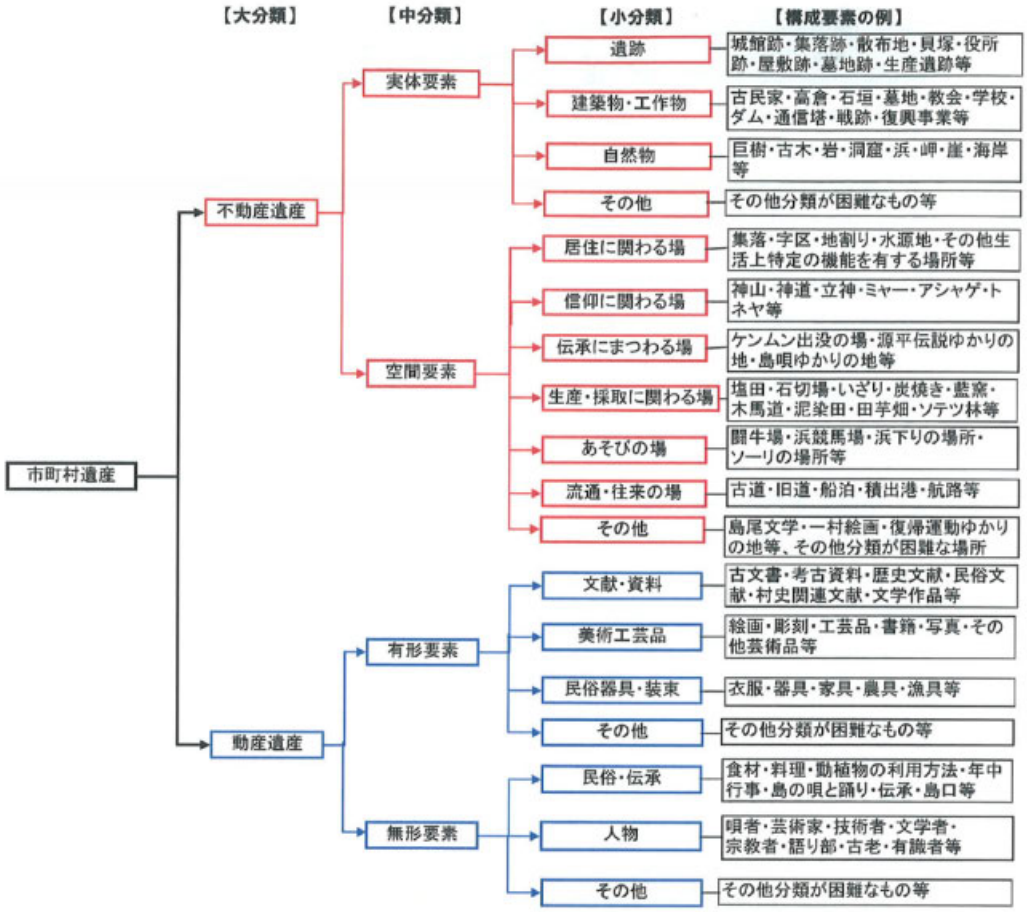

図　奄美群島における市町村遺産の分類と構成要素の例

「宇検村・伊仙町・奄美市による歴史文化基本構想」（平成 23 年３月・宇検村・伊仙町・奄美市）

２－３　文化財把握の方針

（１）技術指針

「歴史文化基本構想」の策定に先立ち，既に実施してきた文化財調査の現状とその課題を整理し，充実を図るべき文化財の類型や分野，補足すべき項目等を整理する必要がある。さらに，地域の文化財の特性に応じて，既往の文化財の類型に捉われず多角的な視点から見直すことや，有形・無形，指定・未指定にかかわらず，総合的に把握することが必要である。

そのため，あらかじめ類型ごとの文化財調査の現状と今後の方針を明らかにした上で，こうした総合的な把握調査の対象となる文化財や評価の基準，調査手法，記録の管理方法等の方針について定めることが必要である。

（２）解　説

「歴史文化基本構想」には，文化財調査として重点的に取り組む対象やテーマの設定，調査方法等を定めた，文化財把握の方針を定めることが必要です。

文化財把握の方針を定めるために，まずは，文化財調査の現状を理解しておく必要がありますが，大きく分けて，従来取り組んできた各種文化財調査と，従来の文化財の類型にとらわれない地域独自の歴史文化に即した調査の，２つの進め方が考えられます。

従来取り組んできた類型別の文化財調査では，多様な事例を取り挙げることが考えられますが，それらが地域の文化財を網羅的に把握しているとは限りません。したがって，これまでの文化財調査がどのような文化財の分野を対象としてきたか，どのような視点から調査を実施したか等，調査履歴を整理しておくことが重要です。さらには，文化財の現状（毀損や滅失の可能性など等）を把握し，今後文化財に影響を及ぼす課題の有無等も確認しておきましょう。【イメージ：文化財調査履歴の把握】

もうひとつの地域独自の歴史文化に即した調査とは，地域の歴史文化の特徴を示すテーマやストーリーを定め，そのテーマやストーリーに基づき既存の文化財の類型にかかわらず横断的に捉える方法です。例えば，市史編さんの取組や郷土史家による研究など，地域における歴史研究・地域史研究の蓄積を把握しておくことで，具体的な取組方法を検討する手がかりとなる場合があります。 学術的調査ではありませんが，地域の人々による調査も考えられます。【事例：津和野町】

文化財把握の現状を整理することで，調査未実施の分野（文化財保護の偏りの是正）や，消滅が進んで由来がわからなくなりつつある文化財など，緊急性や優先度が分かり，文化財保護が直面する課題が明らかになります。さらに，地域の歴史文化のテーマやストーリーの実態を把握するための，文化財調査の対象範囲（総合的把握の方向性）も見えてきます【事例：南城市】【事例：小浜市・若狭町】。

イメージ　：既往の文化財調査履歴の把握

１）〇〇県近代化遺産（建造物等）総合調査
実施年度　　：平成〇年～平成〇年
対　象　　：〇〇県内の近代化遺産
現状課題　　：調査経過後〇年経過しており，現状がかなり変容している（取り壊されている）可能性あり。
　　：市内調査が十分に行われていない。

２）天然記念物緊急調査
実施年度　　：平成〇年～平成〇年
対　象　　：〇〇市内における△△の分布調査
現状課題　　：△△の生態調査が実施されていない。
　　旧〇〇町については実施されていない。

・
・
・

事例　：歴史文化基本構想の策定とあわせて実施した文化財基礎調査（津和野町）

津和野町では，歴史文化基本構想の策定に伴い，住民や専門家等の協力と参加を得ながら，以下の７つの手法によって文化財の総合的な調査を実施しました。

【手法１】　町の担当者による基礎情報のデータ化…全類型
【手法２】　文化財（文化的な“資源・宝”）に関するアンケート調査…全類型
【手法３】　地元調査員による所在確認と調査カード作成…全類型
【手法４】　全公民館でのワークショップと補足聞き取り…全類型
【手法５】　町担当者による確認調査・実測調査…史跡，記念物，埋蔵，文化的景観
【手法６】　専門家による確認調査・実測調査…建造物，伝建地区，記念物，民俗関係
【手法７】　専門家・業者による悉皆調査・測量調査…建築（社寺悉皆，登録有形など）

このうち，住民自らが調査に関わることによって，地域の特性を見出すために行われたのが，地元調査員を中心とした手法３と手法４の調査です。手法３では，旧村単位に配置した地元調査員による所在調査結果をもとに調査カードを作成，その後の手法４である全公民館でのワークショップに引き継がれました。

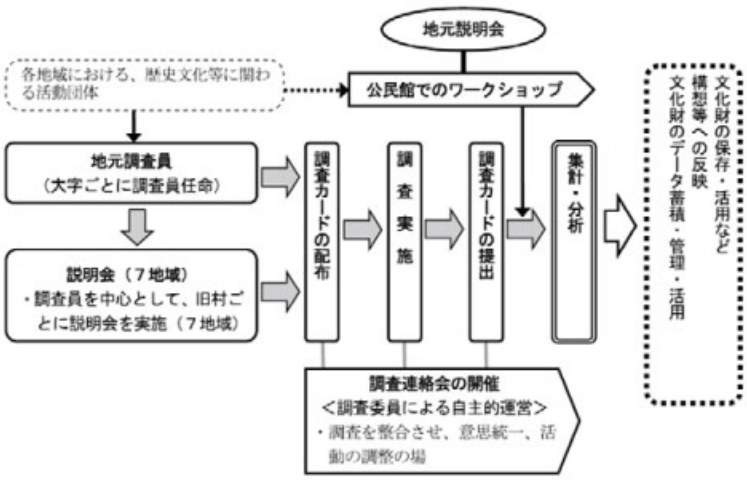

図 1-1-1　住民参加の調査の流

ワークショップ（左鹿公民館）

ワークショップ（青原公民館）

津和野町歴史文化基本構想・保存・活用計画書（平成 23 年３月・津和野町教育委員会）

事例　：歴史文化基本構想の策定とあわせて実施した文化財基礎調査（南城市）

南城市はモデル事業の実施期間中，文化財の基礎調査を行いました。基礎調査は，市内の様々な文化遺産を拾い上げることを目的として，市内全体を対象とする調査と，地区を限定した悉皆的調査に分けて行われました。また基礎調査によって，①リストおよびマップの作成，②悉皆調査実施地区の情報のカルテ化，③南城市文化遺産データベースの一元的整理が行われました。

基礎調査に取り組むことによって，南城市独自の文化遺産の分類が行われ，未指定文化財の件数を指定文化財と併せて把握することができました。さらに，南城市は合併前の旧町村が調査した台帳の統一化という課題にも対処できました。

基礎調査の対象

- 文化遺産は、50 年以上が経過したものを対象とする（第二次世界大戦段階の戦跡は含む）。
- 拝所や井戸などは、集落単位で共有され、継承されてきたものを対象とする。家や門中単位の拝所については、歴史的由来が明確で市民全体で共有できるものについては抽出する。
- 民話・伝承・地名などのうち、空間的要素とつながりのあるものについては、有形の文化遺産の整理のなかで位置づける。

図　基礎調査の手法と今後の展開

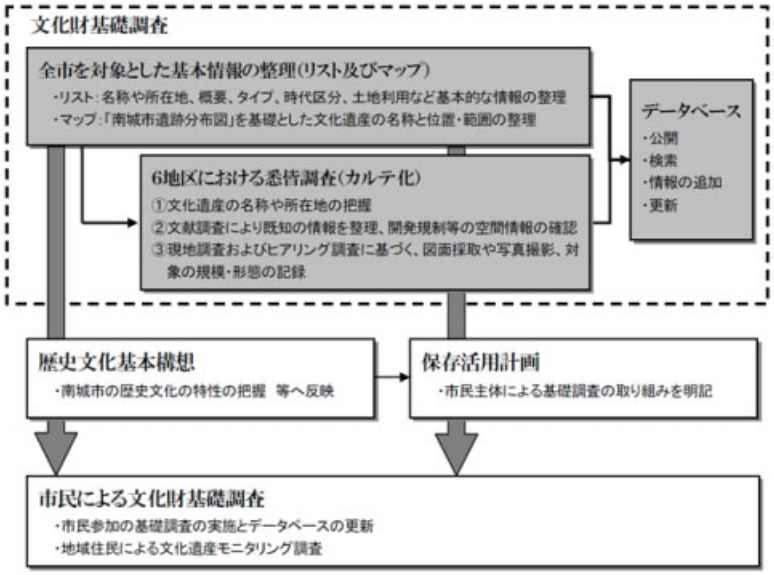

文化財の基礎調査の概要

「南城市歴史文化基本構想・保存・活用計画」（平成 23 年３月・南城市教育委員会）

事例　：計画対象となる文化財の設定例（小浜市・若狭町）

「小浜市・若狭町歴史文化基本構想」では，広義の文化財としての地域資源の状況を戦略的・永続的に調査する必要性が高いこと，また，文化財そのものとして取り扱う事例と文化財の背景（周辺環境）として捉えて他の計画（景観計画等）で検討すべき事例とを峻別する必要があることから，膨大な地域資源を「自然景観」「人文景観」「食文化」「人物」「伝統産業」に分けて該当する地域資源のリスト化を進め，その中から文化財として取り扱う対象を抽出していく方針を定めています。

さらには，文化財の保存・活用に必要な団体や施設等の把握も，総合的調査に含まれており，文化財を支えるものと位置づけています。

【計画対象の位置づけ図】

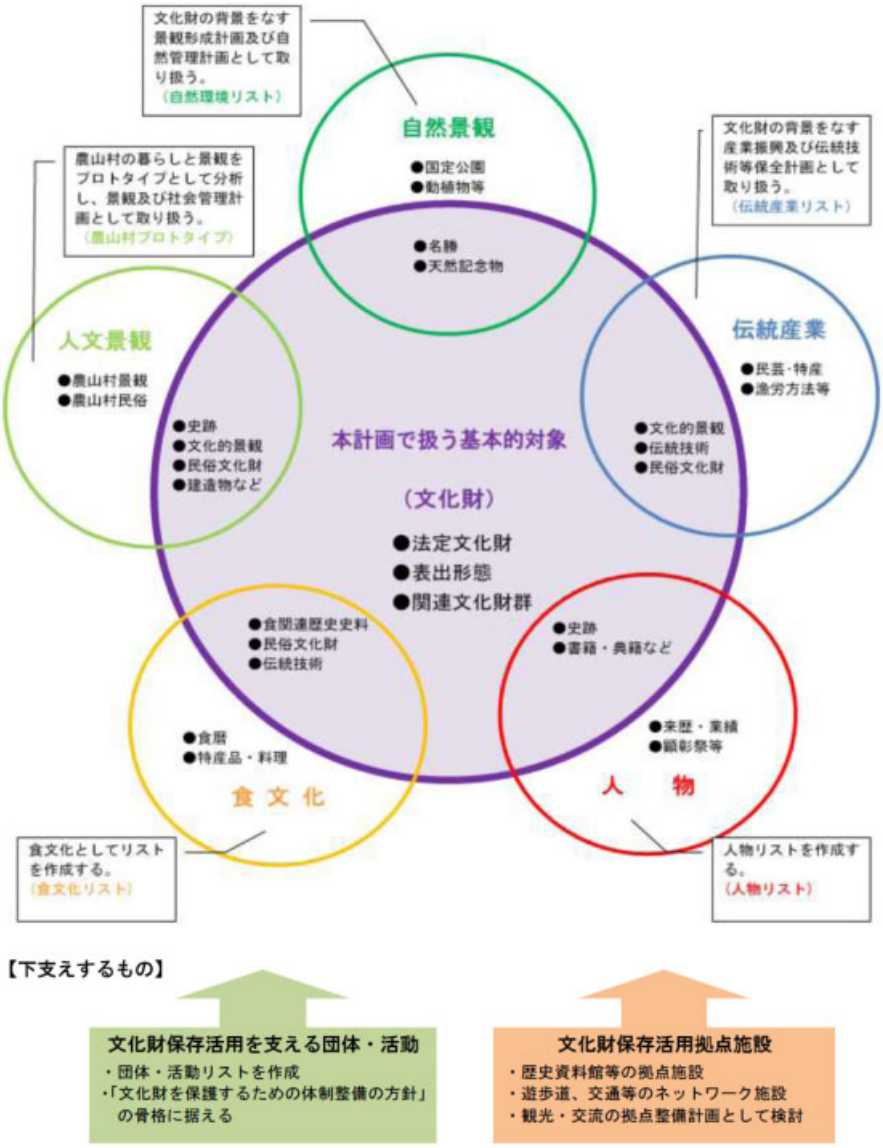

「小浜市・若狭町歴史文化基本構想」（平成 23 年３月・小浜市・若狭町）

２－４　文化財の保存・活用の基本的方針

（１）技術指針

これまで指定等により保護してきた文化財の保存・活用の基本的な方針を整理して，「歴史文化基本構想」に定めた上で，その周辺環境を含めた一体的な保存・活用の方針を定めることが必要である。また，**総合的に保存・活用することが望ましいとされる関連文化財群を設定する際には，その保存・活用の基本的方針を定めることが必要**である。

文化財の保存・活用の方針の策定に当たっては，文化財の価値を維持・継承すること，すなわち保存の方針を明確にした上で，この方針を踏まえた活用の在り方を定めることを基本的な考え方とする。

（２）解　説

文化財保護を総合的に推進するために，文化財の保存・活用に関する今後の方針を定めます。

なお，文化財の「保存」とは，現状を変えることなく維持することと捉えられますが，使い続けることにより文化財の価値の維持や継承につながる場合もあり，こうした取組も文化財の「保存」といえます。一方，「活用」とは，文化財の価値やその魅力を多くの人々に伝え，広く社会に理解をしてもらうことです。例えば，劇場を劇場として使い続けることなど，本来の機能や用途を維持すること自体は，保存のみならず活用していることになります。また，文化財の公開は，文化財を身近に感じるために有効な活用方法といえますが，文化財の特性から公開できない場合は，写真や模写，模型，解説文等様々な媒体を利用して，文化財の持つ価値を伝える取り組みが考えられます。様々な活用方策を考えることは重要ですが，活用だけを考えて，文化財の持つ価値を損なうようなことは避けねばなりません。

文化財の「保存」と「活用」は，明確に分かちがたいものです。どちらか一方に偏った取り組みにならないよう，保存と活用を一体的に捉えた方針づくりが重要です。【事例：高岡市】

関連文化財群を設定する場合は，まずどのような基準で関連文化財群を捉えるのかという考え方も含めて，保存・活用の基本的な方針として定めておきましょう。

関連文化財群とは，テーマやストーリーの設定などによって様々な捉え方があります。今後の関連文化財群の充実を図るためにも，現時点での考え方，対象となる文化財の基準等を定め，将来充実することを前提として定めておきましょう。

関連文化財群の保存・活用の基本的な方針とは，個々の文化財に限定されることなく一体的に捉えることが重要です。例えば，関連文化財群全体として捉えた場合，既に失われている一つの文化財を復元することも保存・活用に寄与するといえます。この場合は，誤解が生じないように，厳密な学術的な調査研究に基づいて行うよう十分留意しましょう。

さらに，関連文化財群の活用とは，個々の文化財だけではなく群としての価値や魅力を社会に示すこととして捉えれば，全体としての繋がりを明確に示すための復元・整備，ルートマップの作成，案内表示等を整備することなどが考えられます。

事例　：総括的方針と個別方針の設定（高岡市）

「高岡市歴史文化基本構想」では，文化財の「保存」と「活用」が相互に関係を保ちつつ推進する仕組みづくりにある，という基本的な考え方のもと，文化財の総括的方針と個別方針を定めています。

総括的方針には，文化財の多くが，現在の高岡市の基幹産業・ものづくり文化に通じる地域性を伝える「宝」であるとして，「郷土教育の推進」，「ものづくり文化の洗練」，「市民意識の向上」の３項目を設定しています。

また，個別方針は，従来どおり個々に取り扱う文化財と関連文化財群の２つに分けたうえで，それぞれの保存・活用の方針を示しています。なお，個々の文化財を対象とする保存・活用の方針は，「高岡市歴史的風致維持向上計画」の記載と調整を図り，項目・内容は共通のものとなっています。

○総括的な方針の設定例

１－２　文化財の保存・活用の基本理念

将来像	市民が郷土に対する誇りを持ち、ものづくりの結晶が輝くまちへ
基本方針	文化財の保存・活用を通して ○ 郷土教育を推進し、市の歴史や風土を学びとる。 ○ ものづくり文化の洗練を目指す。 ○ 市民一人ひとりが高岡の「人・ものづくり・文化」を担っている意識を高める。

高岡市の文化財の多くは、ものづくりに関連する歴史を背景としており、先人達のものづくりに対する高い意識（"心"）と、たゆまぬ研鑽の積み重ね（"技"）の結果生み出されてきたものである。言い換えれば、高岡市の文化財は、ものづくりの文化とともに歩んできた土地柄が生み出した様々な形の結晶であるといえる。

これまで受け継がれてきた高岡市のものづくりは、先人達の知恵や伝統的な技術として確実に継承され、現在の高岡の基幹産業の一端に受け継がれてきた。高岡市の風土によって育まれたものづくりの文化は、これからのまちづくりにも欠かせない大切な宝であり、これらをより良く活かすためには、地域の歴史的・文化的背景を市民に深く理解してもらうことが必要である。

文化財は、この歴史的・文化的背景への理解を促す重要なヒントとなり得るものである。高岡市の歴史や風土は、文化財の保存・活用を通して、郷土教育における正しい理解と、伝統産業振興における知恵や技術の継承へと受け継いでいくことができる。

高岡市の歴史文化基本構想は、文化財の保存・活用を通して、歴史や風土を学び、ものづくり文化をさらに洗練していくことを目指す。また、市民一人ひとりが高岡市の「人・ものづくり・文化」を担っているという意識を高めていくことを通して、市民が郷土に対する誇りを持ち、ものづくりの結晶が輝くまちを実現していくことを将来像とする。

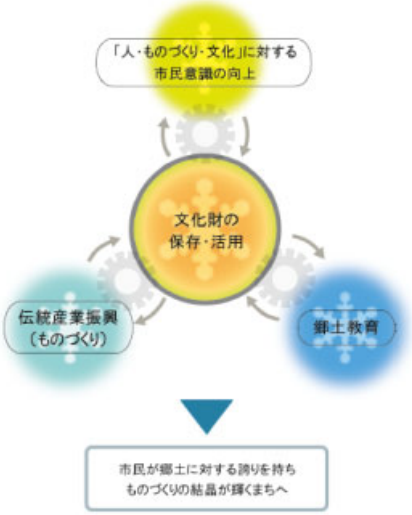

○個別事項の方針例（項目のみ記載）

２．文化財の保存・活用方針

２－１　調査・研究の充実
- ○調査・研究の推進
- ○調査・研究成果のアーカイブ機能の充実

２－２　文化財の適切な保存管理
- ○文化財指定の推進
- ○保存管理計画の策定の推進
- ○関連文化財群の運用
- ○文化財の防災・防犯対策の徹底
- ○伝統技術の継承と記録

２－３　文化財の本質的価値に基づく保存手法・修復技術の適用
- ○修復事例の検証と修復技術の向上
- ○文化財の記録と材料の確保

２－４　整備・活用事業の実施
- ○文化財の公開
- ○整備事業の推進
- ○歴史・文化施設の機能整備
- ○文化観光への活用

２－５　文化財と周辺環境の一体的な保全
- ○良好な景観形成を目指した関連施策との連携
- ○文化財を活かした周辺整備
- ○デザインの質の向上

２－６　郷土教育と人材育成の継続
- ○伝統技能者の育成
- ○学習機会の提供と充実
- ○顕彰制度の導入

２－７　活動支援と連携体制の整備
- ○市民参加の拡大と活動支援の充実
- ○関連文化財運営協議会の設置

２－８　情報の発信
- ○データベースの構築
- ○情報発信と拠点づくり

「高岡市歴史文化基本構想」平成 23 年３月

2－5　関連文化財群の考え方

（1）技術指針

関連する複数の文化財を，関連文化財群として捉え，一体的に保存・活用していくことは，**文化財の魅力を高める**とともに，**魅力的な形でかつ分かりやすく価値を伝えていく**ための効果的な方策の一つである。

関連文化財群とは，有形・無形，指定・未指定にかかわらず様々な文化財を歴史的・地域的関連性に基づき一定のまとまりとして捉えたものであるが，どのような観点からまとめるのか，あるいはどのような文化財を対象にするかにより，多様な捉え方が考えられる。

そのため，関連文化財群を設定する場合には，各地方公共団体の実情に応じて，**その捉え方，対象となる文化財の基準等についての考え方**を明確にすることが必要である。

なお，これまでにも伝統的建造物群や史跡における古墳群や名勝における庭園群等，同じ類型の文化財を群として保護してきたものもあるが，関連文化財群については，類型を越えた群の設定も想定している。

（2）解　説

文化財保護法では，「文化財」は６つの種別に分けて定義されています。これは，文化財の価値を評価するという観点から，又はそれらを適切に保護するために分類されているものです。しかし，本来文化財とは，文化財単体で成立し，価値を形成しているものではなく，他の要素と密接な関係を持ちながら形成し，継承されてきたものです。

これまで文化財は種別ごとに保護されてきたために，次第に文化財に関係のある様々な要素が見落とされてしまいがちです。文化財本来の価値を適切に保存するためには，文化財を単体として捉えるだけではなく，歴史的・地域的関連性（ストーリー）に関連する文化財を群として捉えることが重要であり，この結果が文化財の理解を深めることにもつながります。さらに，文化財を一つの種別として捉えるだけではなく，地域の歴史的，地域的関連性を示すストーリーに欠かせないモノとして捉えることは，国民に分かりやすく伝えることにもなります【事例：奄美市】。さらに，様々なストーリーから文化財を捉えることによって，文化財の持つ多様な価値を明らかにすることにもなります。

さらに，文化財をストーリーに基づき捉えることは，有形・無形に関わらず文化財を捉えることにもなります。

歴史的・地域的関連性（ストーリー）は，様々な側面から捉えることが可能であり，今後増えていくことも考えられます。また，ストーリーを設定する際は，地域の歴史的な関

連性に基づくものだけではなく【事例：日南市】，活用の観点からストーリーを設定することなども考えられます【事例：尾道市】。このようにストーリーの捉え方，考え方は多様にあります。

また，関連文化財群とは，ストーリーに基づく文化財だけではなく，文化財を保存・活用していくために欠かせない要素を含んだものも考えることができるでしょう。例えば，庭園やそれらを維持する職人の技術なども，関連文化財群として捉えることができます。さらに，地域の祭礼やそれらを支えるコミュニティなども，文化財とそれを支える地域コミュニティとして一体で捉えるということも必要です。

このため，関連文化財群は，地域ごとに捉え方が異なることが想定されることから，歴史文化基本構想には，どのような歴史的・地域的関連性を持つものを関連文化財群として捉えるのか，関連文化財群を構成する文化財の基準等を定めましょう。

歴史文化基本構想に，関連文化財群の捉え方を示すことによって，国民等からの自発的な取り組みを促すことにつながります。さらに，適宜，見直しをする際の参考にもなります。

なお，これまで名勝庭園や古墳を群として一括に指定して，保護してきましたが，これらも狭義には関連文化財群として捉えることができます。しかし，文化財の種別を横断的に捉え，多様な種別の文化財を包括的に捉えてみましょう。

事例 ：奄美遺産（関連文化財群）の抽出とストーリー（宇検村・伊仙町・奄美市）

「宇検村・伊仙町・奄美市による歴史文化基本構想」では，関連文化財群を「奄美遺産」とし，奄美遺産の基準を

１）島民にとって「大切なもの」「親しまれてきたもの」「敬われてきたもの」「将来に引き続いていきたいもの」「守り伝え残したいもの」

２）一定の時間にわたって「受け継がれてきたもの」（例えば「２世代以上受け継がれてきたもの」「50 年以上経過するもの」等）

として定めています。

モデル事業においては，奄美遺産を一般市民等に分かりやすく伝えるため，奄美の固有性・普遍性等を特徴づける「歴史遺産」「生活遺産」「集落遺産」という観点から，それぞれストーリーを設定しました。これらのストーリーを構成する重要な遺産が，奄美遺産（関連文化財群）を構成することになっています。

（2）生活遺産

生活遺産①：シマンチュの精神を伝える「ケンムン」伝承

【ストーリー】

ケンムンは古来よりシマンチュに語られ、伝承されてきた奄美固有の小妖怪（妖精）です。ケンムンは奄美の人々の心の中に脈々と受けつがれ、奄美の人々の血流の中で今でも確実に生きています。

ケンムンは人間に自然との関わりを教える存在であり、人間社会と自然界との境界域にしばしば現れ境界域の番人でもあります。

ケンムンの出現する空間は人々との関わりを今に伝える伝承の数々が奄美人の精神の根底を映し出す重要な奄美群島遺産です。豊饒で神秘的な奄美文化を後世に引き継いでいくためには、ケンムンの生息を可能にする自然環境をケンムンとの遭遇を恐れるシマンチュの心とともに守っていく必要があります。ケンムン博士と呼ばれた恵原義盛さんは 1983 年 2 月 28 日『奄美のケンモン』の結びに「ケンムンはもっとも人間の生活の中に入り込んでいて、奄美という空間、広漠なる海に浮かぶ島の、存続と秩序を維持してきた要素の一つであったように思われます。そしてこれから先の奄美の存続の上でも必要なモノであるかも知れません。」と結んでいます。

【構成資産】

	名称	所在地
ケンムン出没の場	山羊島	奄美市
	石原	奄美市住用石原
	西仲間	奄美市住用西中間
	住用　山間	奄美市住用町山間
	大浜　懠子崎	奄美市
	佐仁　用岬	奄美市笠利町
	屋鈍の浜	宇検村屋鈍
	久根津	瀬戸内町
	秋徳	瀬戸内町秋徳
	節子	瀬戸内町節子
	瀬武・阿多地間	瀬戸内町
	芝	瀬戸内町
	篠川	瀬戸内町
	龍郷　安木屋場	龍郷町龍郷
	龍郷	龍郷町龍郷
	加世間	龍郷町加世間
	知名瀬　サンダの山小屋	奄美市知名瀬
	根瀬部崎	奄美市根瀬部
	親川崎	
	古見の崎原の海	奄美市崎原
	芦検と今里の中間フーグモト	大和村
	石原	奄美市住用石原
	西仲間	奄美市住用西中間
	住用　山間	奄美市住用町山間
	池地	瀬戸内町
	バンヤのケンムン	龍郷町番屋
	クバマのケンムン	龍郷町
	ケンムンザク	龍郷町
	ワギジャのケンムンの火	
	ハヒラ	龍郷町
	ヒギャの浜	龍郷町
	ヤスガドマリ	
	三儀山	奄美市小宿
	大和村大和浜の先のウゴヤ岬と大棚の間	大和村
	大和川上流田釜川	大和村
	大和浜河内	大和村
	屋鈍の集落内	宇検村屋鈍
	佐念の浜	宇検村佐念
	須古と部連の間の岬	宇検村
	須古美長良	宇検村須古
	須古山のケンムンの火	宇検村須古
	ゲーダーゴーのケンムン	宇検村石良
	ナゴーテイのケンムン	宇検村石良
	サガバナのケンムン	宇検村石良
	サゲビーのケンムン	宇検村石良
	奄美中央線のケンムン	宇検村石良
	タツナギのケンムン	宇検村湯湾
	鯨戸のケンムン	宇検村湯湾
	長久道のケンムンの火	宇検村湯湾
	ユウビンバナのケンムンの火	宇検村田検
	ケタグラのケンムン	宇検村生勝
	南郷山のケンムン	宇検村宇検
	枝手久島のケンムン	宇検村枝手久
ケンムン伝承		
ケンムンを伝える書物等	南島雑話	
	「奄美のケンモン」恵原義盛　1984 年海風社	

【構成資産の分布】ケンムン出没の伝承が存在する箇所

事例　：関連文化財群のストーリー（日南市）

「日南市歴史文化基本構想」では，日南市の歴史的・地域的特性を，海と山の対比で表現すると明確になることから,歴史文化保存活用に関する統一テーマを『「山の道と海の道」海幸・山幸物語～つながり伝える文化財まちづくり』と設定しています。

関連文化財群については，ストーリー性があること，歴史的な共通項があること，地域の歴史や文化，伝統をよく表していること，地区住民が誇りに思うこと，という条件に適合する文化遺産のまとまりを検討し，８つのストーリーが抽出されました。関連文化財群の説明は，ストーリーと主な文化遺産を紹介するとともに，文化遺産相互の関係性を示す概念図で示しています。その事例の一つが，以下の「鵜戸山信仰と日向神話～地域の信仰と伝承関連文化財～」です。

４）鵜戸山信仰と日向神話

～地域の信仰と伝承関連文化財～

（１）概要と構成

鵜戸神宮は南日向を代表する神社で、古来より鵜戸山大権現として日向国内外の厚い信仰を集めていた。近世には藩主伊東氏の庇護のもとで造替や改修が行われており、本殿が県指定文化財（建造物）になっている他、鵜戸崎全体に県、市の指定文化財が所在する。

鵜戸神宮の立地する日南市北部は、西側に急峻な山稜を背負い、海岸線は入り組んでいることから、陸路の整備は遅れ、外と隔絶されていた。こうした環境から、修験道の場となり、念流、陰流の剣法発祥の地となった。

また、海幸山幸神話の舞台となり、速日峯陵、伝玉依姫陵（宮浦古墳）や亀石、お乳岩など数多くの伝承も伝えられている。鵜戸神宮と関連する日向神話としては、海幸彦を祀る潮嶽神社（北郷）、鵜戸山を分祀した榎原神社（榎原）にも伝えられている。

また、鵜戸山大権現のうち仁王護国寺も中世には大きな勢力となっていた。江戸時代には、飫肥藩から寺領 500 石余を給され保護されて繁栄を誇り、近隣の集落をあらゆる面でまとめていた。

鵜戸山大権現と別当寺を一山とする山容は明治維新の廃仏毀釈等によって、神話と信仰と修行伝承の霊地から崇敬と景観の観光地へ変貌した。

・鵜戸山信仰の核となるもの、場所
・鵜戸山信仰に関わる祭事や習俗
・鵜戸神宮に関わる日向神話や伝承
・鵜戸神宮を構成する建造物等
・鵜戸山の起源もしくは鵜戸神宮と共存していた信仰関連文化財
・参道や店など門前町の景観構成要素
・神社に関連の深い産物等
・神社立地に至った地形・自然、環境など
・潮嶽神社、榎原神社など日向神話関連の伝承地

■「鵜戸山信仰と日向神話」関連文化財群一覧（主な文化遺産）

構成	文化遺産	指定状況
鵜戸山信仰の核となるもの、場所	鵜戸神宮	未指定
	皇子神社	未指定
	鵜戸稲荷神社	未指定
	波切神社	未指定
	不動窟	未指定
信仰に関わる祭事や習俗	シャンシャン馬	未指定
	鵜戸の獅子舞	未指定
	運玉なげ	未指定
日向神話・伝承	鵜戸神宮御神田、亀石、タマヨリヒメ陵（宮浦神社）、鵜戸の窟、お乳岩の伝承、鵜戸山八丁坂等の日向神話・伝承	未指定
	宮浦古墳（伝玉依姫陵）、速日峯陵（吾平山上陵伝説地）	未指定
	神女内田万寿女の榎原神社創建の伝承、オスワサマ（諏訪権現）伝承	未指定
	潮嶽神社、海幸伝説、福種下ろしの神事	未指定
	生達神社の神武東征に関わる伝承	未指定
	火闌降命の陵（大塚古墳）	市指定史跡
鵜戸神宮を構成する建造物等	鵜戸神宮本殿	県指定建造物
	鵜戸山八丁坂	市指定建造物
	鵜戸山別当墓並びに墓	市指定建造物
	鵜戸山石灯籠のうち紙開発石灯籠一対	市指定建造物
	鵜戸山の磨崖仏	市指定彫刻
	鵜戸神宮楼門	未指定
鵜戸山の起源に関する文化財	仁王護国寺跡、不動院跡、宝寿院跡、大光坊跡、持宝院跡、常福院跡、延命院跡、隆眞院跡、新南院跡 、上ノ坊跡、明王院跡、弥勒院跡 、尊勝院跡、弾琴松跡	未指定
	念流・陰流発祥、修験の発祥	未指定
門前町の景観構成要素	鵜戸神宮門前町・参道	未指定
神社に関わる産物等	おちちあめ	未指定
	あめ売り	未指定
神社立地に至った地形・自然	鵜戸千畳敷奇岩	県指定天然記念物
	ヘゴ	国指定天然記念物
	ツマベニチョウ	未指定

※代表的な文化遺産を示した。構成分類は試案である。

■「鵜戸山信仰と日向神話」の概念図

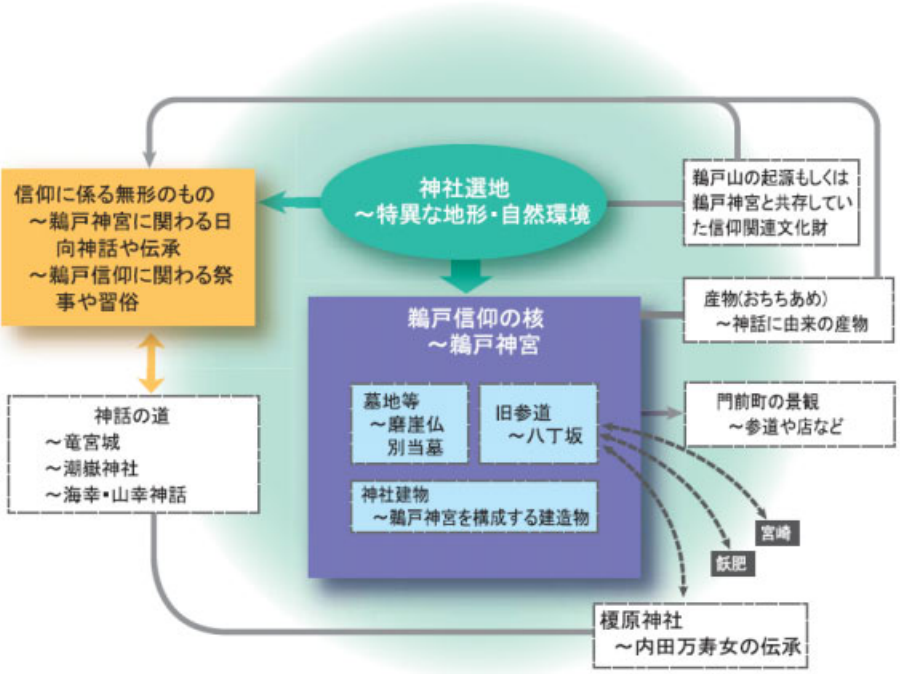

「日南市歴史文化基本構想」平成 23 年３月

事例　：関連文化財群（大テーマと小テーマ）の設定（尾道市）

「尾道市歴史文化基本構想」では，尾道市の文化財の特性を６項目（「港町」「海（海道）」「街道」「近代化遺産」「民俗芸能」「生活文化」）挙げており，その６つの特性を関連文化財群として定めています。ただし，このテーマ設定は尾道市の特性をまとめるものとして有効である一方，文化財総合的把握調査で得られた詳細なデータを反映させつつ具体的な保存・活用を考える上では，大きすぎることから，テーマの細分化を行っています。したがって，「関連文化財群」は大テーマとし，その中に設定した小テーマを「小関連文化財群」としています。

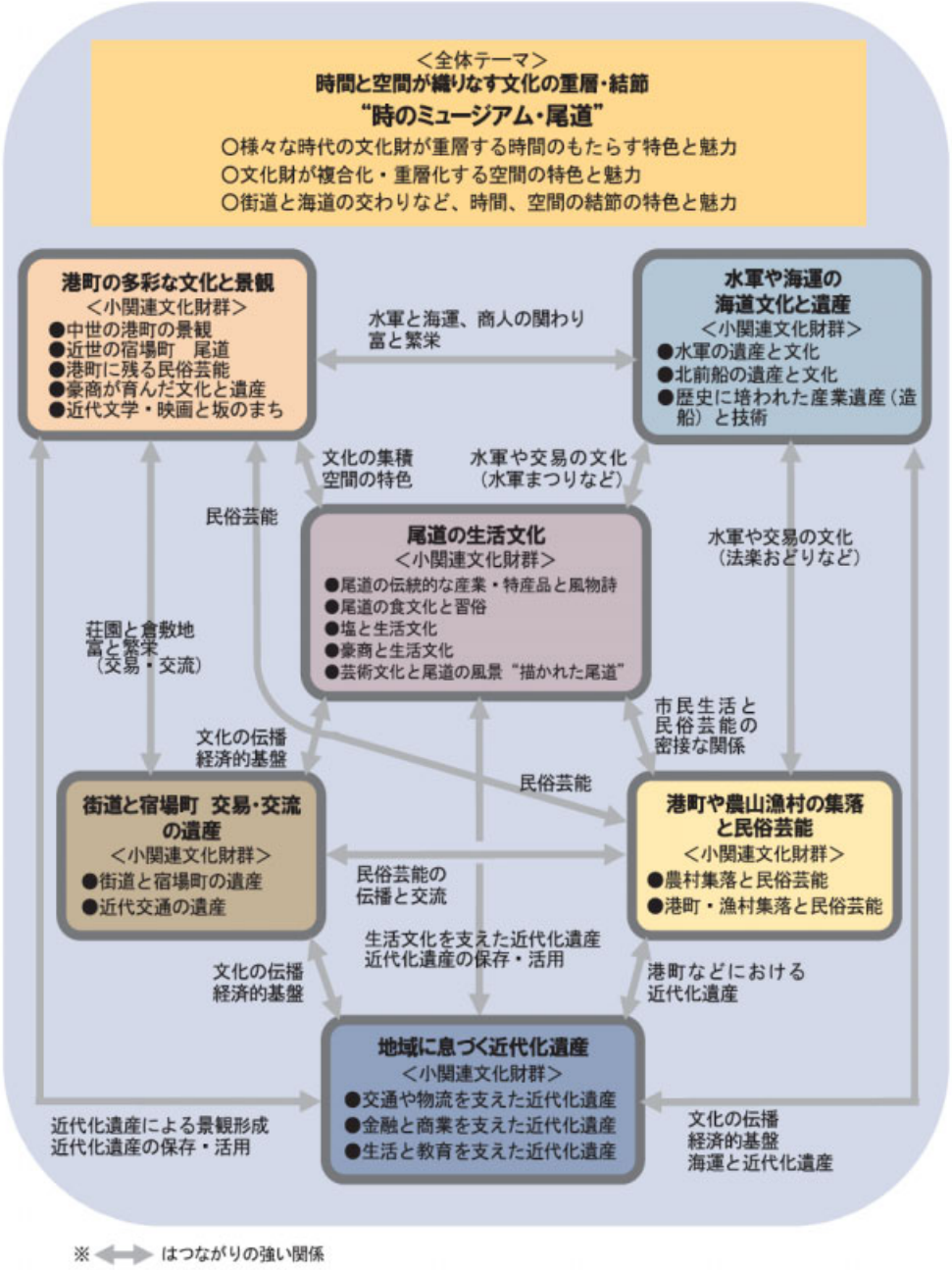

図 2-4　テーマの関連性

「尾道市歴史文化基本構想」平成 23 年３月

２－６　歴史文化保存活用区域の考え方

（１）技術指針

歴史文化保存活用区域とは，不動産である文化財や有形の文化財だけではなく，無形の文化財も含めて文化財が特定地域に集中している場合に，文化財と一体となって価値を形成する周辺環境も含め，当該文化財（群）を核として文化的な空間を創出するための計画区域として定めることが望ましい区域である。

しかし，対象とする文化財や周辺環境の捉え方などにより，様々な区域を設定することができる。

そのため，歴史文化保存活用区域を設定する場合には，その目的，区域を設定するための要件等，地方公共団体の実態や文化財の特性に応じて，これらの考え方を明確にすることが必要である。

（２）解　説

歴史文化保存活用区域とは，文化財保護のために規制する区域ではなく，文化的な空間を創出している，或いは創出するための区域として捉えることが重要です。

そのため，文化財が集中する地域【事例：盛岡市】，核となる文化財とその周辺の一体的に保存整備することが望まれる地域，文化的な空間を創出するために一体的に捉えることが望まれる地域などが考えられます。【事例：高岡市】

歴史的・地域的関連性に基づき一体的に捉えるべき区域を，あらかじめ定めることによって，都市計画や景観計画といった土地利用規制を見直す際の，基本的な情報となり，歴史文化を活かしたまちづくりを進めることが可能になります。

事例　：歴史文化保存活用区域の設定方針（盛岡市）

盛岡市歴史文化基本構想では，歴史文化保存活用区域を現在の中心市街地を対象に設定しています。盛岡市の中心市街地は３つの関連文化財群（「盛岡城と城下町」・「県都盛岡の発展」・「商家と街道筋のくらし」）が重なる文化財の集積度が高い地域であるとともに，盛岡城を中心とした求心的な構造をもち，舟運の歴史を伝える北上川や中津川では送り盆の行事の舟っこ流しが行われています。

中心市街地には，歴史的な景観形成を計画している区域が含まれ，今後盛岡城跡を中心に魅力ある街づくりの計画の策定を進める地域でもあることから，先行する市の諸計画と連携しながら，文化財を今後の街づくりに生かし，守り育てるために歴史文化保存活用区域を設定するものです。

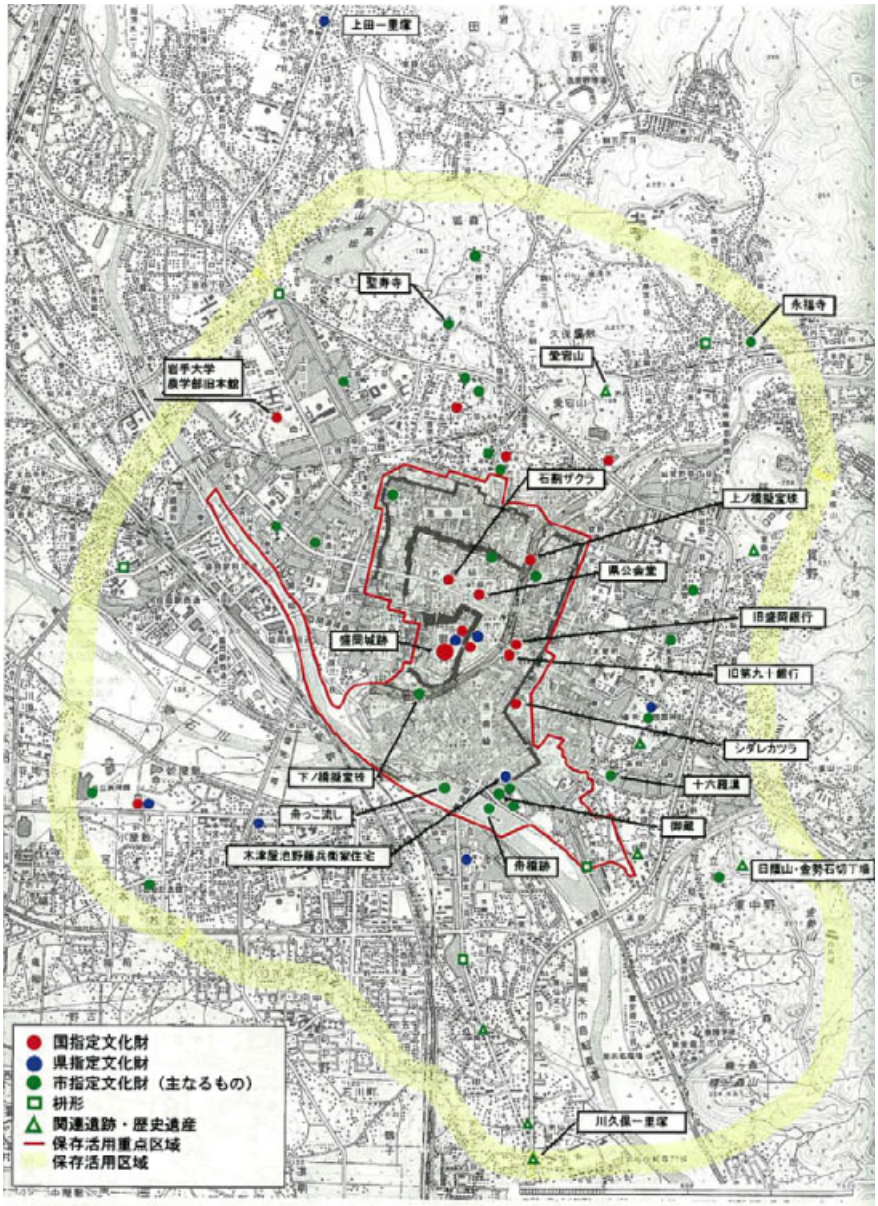

第14図　関連文化財群5　盛岡城と城下町－歴史文化保存活用区域－

盛岡市歴史文化基本構想・平成 23 年３月

事例　：歴史文化保存活用区域の設定方針（高岡市）

高岡市歴史文化基本構想では，高岡市特有のストーリーを持つ関連文化財群や指定文化財が集積している区域を「歴史文化保存活用区域」として設定し，市特有の歴史や文化・多様な文化財を一体的に包含する空間として，様々な政策や事業を通じて戦略的に守り育てていく区域に位置付けています。

この区域設定の考え方に基づき，４つの歴史文化保存活用区域が設定されています。

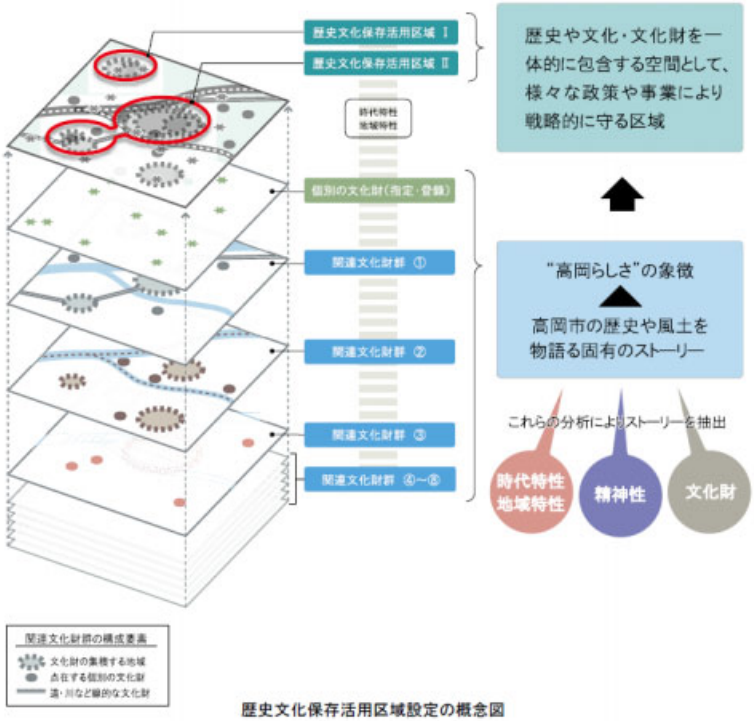

歴史文化保存活用区域設定の概念図

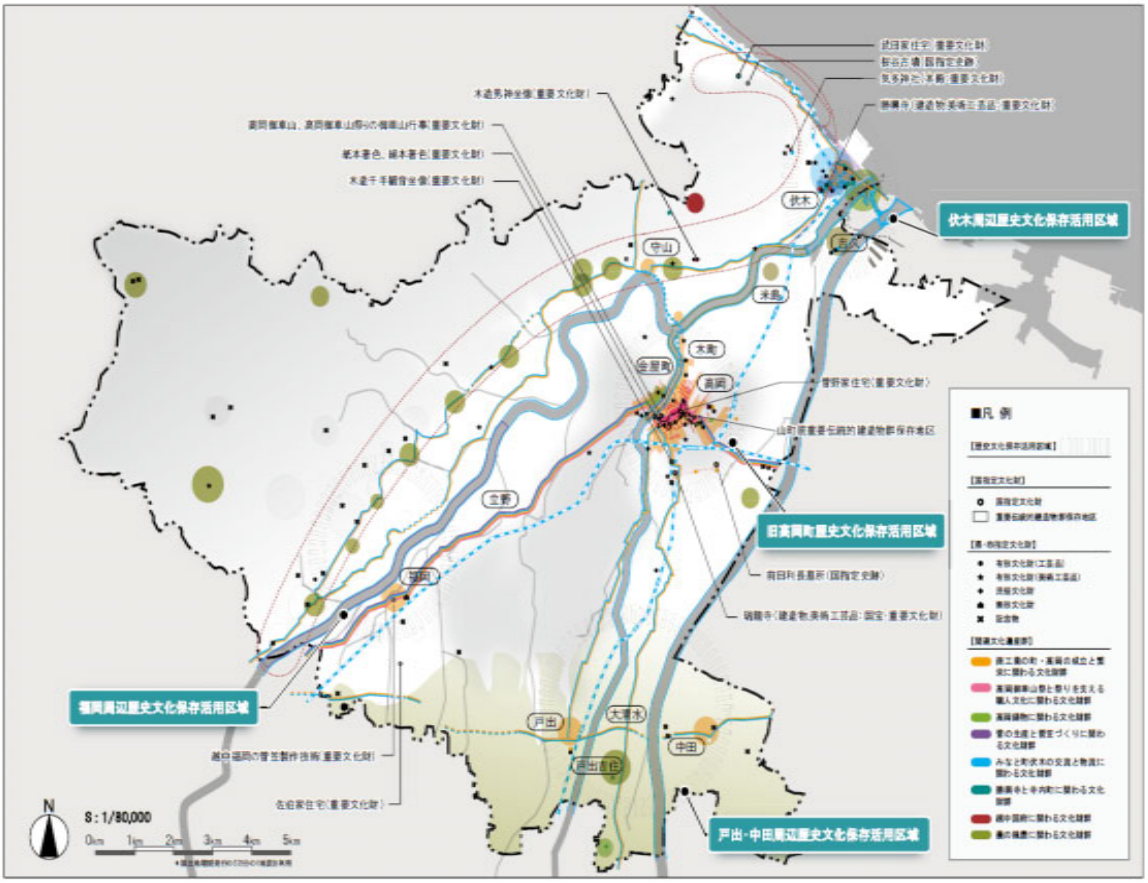

高岡市歴史文化基本構想　平成 23 年３月

2－7　保存活用（管理）計画の考え方

（1）技術指針

保存活用（管理）計画とは，**実際に文化財を総合的に保存・活用するため**に必要とされる**詳細な計画**であり，「歴史文化基本構想」とは別に作成するものである。

そのため，保存活用（管理）計画を作成する際には，地方公共団体の文化財保護施策の基本となる「歴史文化基本構想」において，**対象となる文化財（群），保存活用（管理）計画を作成する者，文化財（群）とその周辺環境の整備の方針，その他の保存活用（管理）計画に定めることが望ましい項目等について考え方**を明確にすることが必要である。この考え方に基づき，保存活用（管理）計画を策定することとする。

（2）解　説

保存活用（管理）計画とは，具体的に文化財を総合的に保存・活用するために，「３．４．文化財の保存・活用の基本的方針」に基づき，文化財（群）毎または歴史文化保存活用区域毎に定める計画を想定しています。

特に，関連文化財群を設定する場合には，個々の文化財の関連性を明確に示し，それらを一体として保存・活用するための計画の策定が望まれます。また，歴史文化保存活用区域を定める場合も，地域を一体的に保存・活用するための計画を策定することが望まれます。さらに個別の文化財とそれに関わる文化財とを一体として保存・活用する場合も狭義の関連文化財群として捉え，保存・活用のための計画の策定が望まれます。【事例：南城市】

しかし，それぞれ文化財の所有者，実際に管理する人や組織，さらには活用する人や組織など保存活用する文化財ごとに異なります。そのため，どのような文化財（群）に対して保存活用（管理）計画を策定するか，その計画策定者とは誰か，或いはどのような体制において策定するのか，又はそれぞれの計画策定の趣旨等の考え方は様々です。

そこで，歴史文化基本構想には，対象となる文化財，策定する者や組織等，策定主体が誰か，文化財の保存・管理の方針や整備・活用の方針，体制整備の方針，具体的な事業計画など，定めるべき項目を明らかにしておきましょう。

なお，保存活用（管理）計画に，具体的な事業計画を定める場合は，都市計画や景観計画等，関連する他の計画と整合性を図っておくことが重要であることから，策定の体制についても，できる限り歴史文化基本構想に方針を定めておきましょう。

各市町村は，歴史文化基本構想に定める方針に基づき，それぞれの文化財（群）の保存活用（管理）計画をそれぞれ策定していくことになります。

保存活用（管理）計画の名称は，その内容に応じて保存活用計画或いは保存管理計画，或いは独自に定めることも可能です。

なお，これまで，文化財である建造物については，所有者による主体的な活用の推進を目的とした保存活用計画の策定が進められています。また，史跡名勝天然記念物についても保存管理計画を策定し，現状変更の規制の考え方等，保存管理の考え方がまとめられています。これらの計画も保存活用（管理）計画とみなし，文化財を総合的に保存・活用するために積極的に策定することが望ましいといえます。

事例 ：歴史文化保存活用区域プランの提示（南城市）

南城市歴史文化基本構想では，歴史文化保存活用区域を，南城市が文化財行政を改善していくためのモデルとして事業を進めていく区域と位置づけ，関連文化財群の分布が集中する区域を対象に，13 件の歴史文化保存活用区域を設定しました。

また，区域ごとに基本的な方向性（歴史文化保存活用区域プラン）をそれぞれ示しています。歴史文化保存活用区域プランには，区域内の現状を整理しています。ア）区域内の歴史文化資源の特徴，イ）都市計画等の指定状況，ウ）文化遺産に関連する計画等，エ）拠点施設・主なイベント・関連団体等，オ）文化遺産保存・活用の課題，の５項目です。そして，保存・活用の方針は，区域の基本的な方向性とともに，文化財や周辺環境，人材育成等に関連する個別の方針を示しています。その事例の一つが，以下の「佐敷上グスク・場天御嶽周辺保存・活用区域プラン」です。

なお，南城市は，歴史文化基本構想と併せて保存活用計画も定めており，そこでは歴史文化保存活用区域ごとの方針を踏まえ，主要な文化遺産の具体的な保存活用計画や関係者の役割分担，開発規制の手法なども示しています。

■佐敷上グスク・場天御嶽周辺保存活用区域プラン

2)保存・活用の方針

場天御嶽は、琉球王国を統一した尚巴志の祖父・佐銘川大主の居住地であり、第一尚氏王統始祖の地として知られています。本来の場天御嶽は地滑りにより消失したため、新里集落の拝所であるイビの森へ合祀され、現在もかわらず人々の信仰の地として拝まれています。一方、佐敷上グスクは尚思紹・巴志親子によって築かれたグスクであり、南城市のみならず沖縄県の歴史を語る上で重要です。尚巴志が民衆を治め、海上貿易で台頭し、軍事力を磨いて周辺地域を束ね、ついには三山統一を成し遂げる――その原点は佐敷小按司と呼ばれた幼少期から青年期にかけて過ごしたこの地域にあります。尚巴志にまつわる関連文化財群と周辺環境を一体的に保存し、関連する芸能・民俗・伝承等の復興に努め、尚巴志を地域のシンボルとしてこれからも大事にします。

■区域の歴史文化育成方針

①グスクを中心に周辺文化遺産の一体的な保全と活用を進める。

- 現在、市指定である佐敷上グスクの上位指定（国指定）を実現するとともに、佐敷上グスクについて積極的な情報発信を進めて、観光や歴史探訪等の利用を活性化する。
- グスク（史跡範囲）と周辺文化遺産が一体的な雰囲気を持つような保全と景観整備を進め、利用連携を図るとともに、相互の文化遺産の関連性を示す情報提供を充実する。
- 宿道であった集落の中道、里道を活用した集落散策ルートを確保する。また、丘陵上の佐敷ようどれとの周遊ネットワーク化を図る。
- ハンタ緑地と連担しながらグスクを囲む緑地を一体的に保全するとともに、佐敷上グスクや佐敷ようどれにおける眺望点を確保し、佐敷干潟や富祖崎緑地への眺望景観の確保を図る。

②場天御嶽の知名度と魅力を向上させる。

- 場天御嶽、上場天御井戸、下場天御井戸、御天竺、伊平屋神など関連文化財群を総体として保全するとともに、イビの森一帯の景観保全・環境保全に努める。
- 巡礼や礼拝、散策などの活動の便宜を図る方策について検討し、案内板やパンフレットなど地域情報の提供機会を拡大する。
- 新里集落内の拝所やカー、石垣や生け垣等の屋敷跡を保全し、集落内の美化・修景による良好な住環境を保全するとともに、道ジュネーなどの際の拝所を結ぶ歴史的な道の環境整備を図る。

③歴史にヒントを得た芸術文化、芸能などの活動を推進する。

- 地域の歴史文化を掘り起こし、発見された歴史事象をテーマにした地域活動、芸能活動、芸術活動を促進する。特に尚巴志（及び佐銘川大主）をテーマとした題材には力を入れ、子ども会や青年会、老人会等の活動を支援するなど、区域の住民に尚巴志の子孫（広義）である共通認識を育てる。
- シュガーホールの出前講座を、佐敷上グスクやイビの森周辺で受け入れるなど、歴史文化資源が市民活動の場としても活用されるような運営を進める。

■区域構想図（佐敷上グスク・場天御嶽周辺保存活用区域プラン）

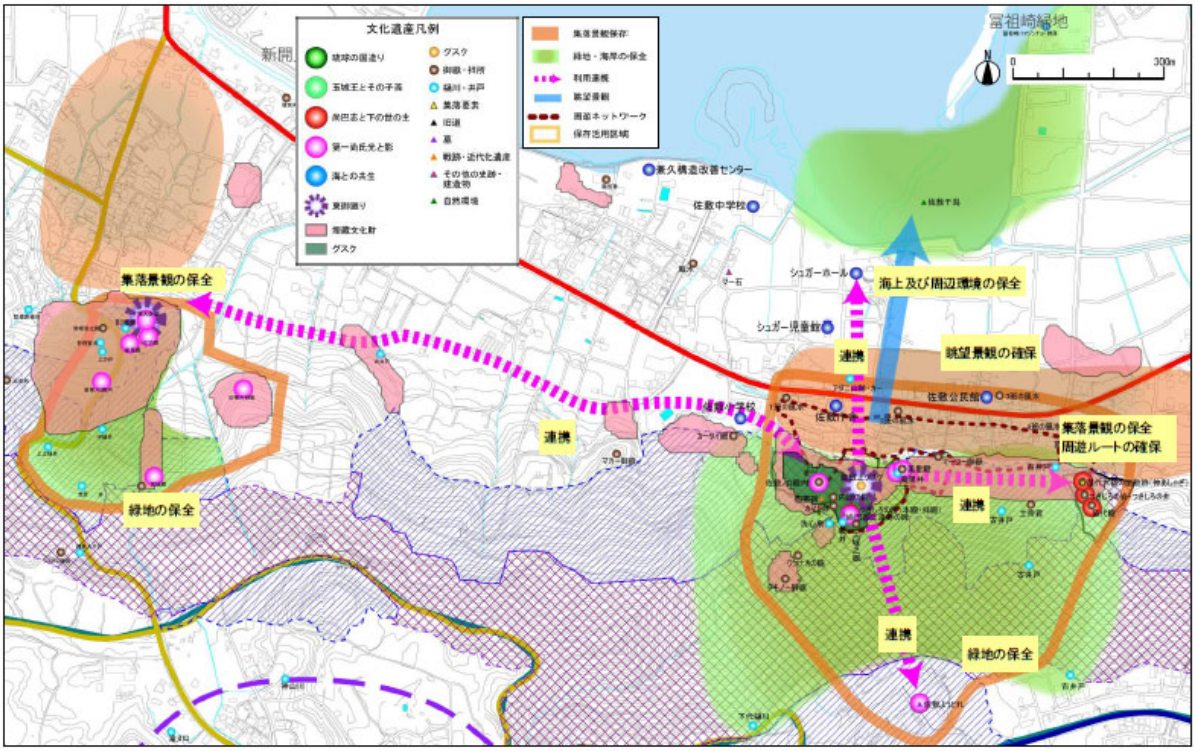

図　区域の構想図

南城市歴史文化基本構想・保存活用計画　平成 23 年 3 月

2－8　文化財の保存・活用を推進するための体制整備の方針

（1）技術指針

「歴史文化基本構想」は，地方公共団体が策定することを基本とするが，地域の人々がその大切さに気付き，地域社会の中で保存・活用されていくことが本来の姿であることから，地域社会の連携・協力体制が不可欠である。さらに，文化財を継承していくためには，その保存のために欠くことのできない技術や技能の継承も併せて検討することが必要であり，保存のために必要な材料の確保や伝承者等の育成等も考慮した体制整備が必要である。

そのため，文化財の保存に必要な原材料や用具の確保，人材の育成，地域住民やＮＰＯ法人，企業等民間団体との連携の仕組み等を検討し，それぞれの組織の役割や連携の在り方等を明らかにし，これら方針を定めることが必要である。

（2）解　説

文化財の保存・活用を推進するための体制整備について，文化財担当課として，果たすべき役割について記述している事例を紹介します。

事例　：文化財の保存・活用に関わる人材（地域学芸員）の育成（三島町）

三島町歴史文化基本構想では，文化財の保存・継承・活用の担い手として，①主たる担い手となる地域住民，②専門家，③交流者（三島の暮らしや文化などに興味関心を持ち，この地域の人々とともに自分の生き方や暮らし方を考える人や団体），④地域学芸員，⑤担い手の仕組みを支える行政，によって成り立つものと定めています。

奥会津地方の三島町が誇るべき文化財や暮らしの文化を支えてきたのは，小さな集落を単位とした住民の日々の営みです。今後も地域住民が文化財の保存・活用の担い手であること自体は変わりませんが，人口減少と高齢化が進んでおり，地域住民の主体性とその精神性を守りつつも交流者の参加を積極的に受け入れる取り組みが必要です。そのため，地域の歴史文化に関する知識を学びながら地域住民や専門家，交流者の役割を有機的に結びつけ活動を継続させていく「地域学芸員」の育成が必要であるとし，具体的な育成事業が計画されています。

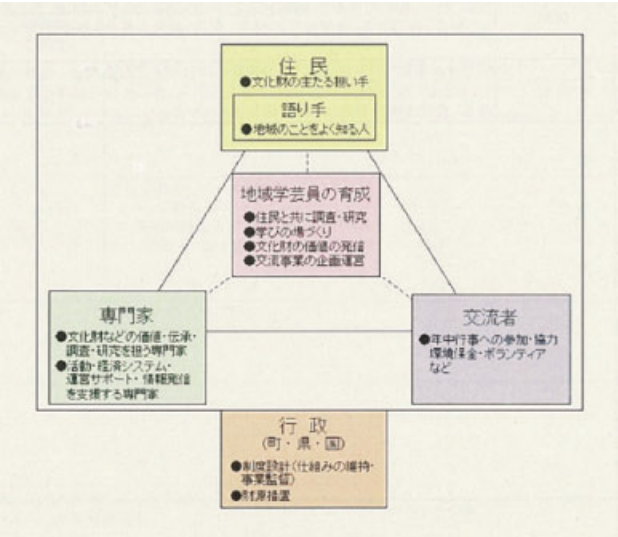

文化財保存・継承・活用の担い手「三島町歴史文化基本構想」

事例　：文化財の保存・活用の体制づくりと担い手の育成（尾道市）　その１

尾道市歴史文化基本構想では，尾道市における文化財の保存・活用に関する取組方向として，下図の通り（1）～（6）の項目を掲げています。このうち，体制整備に関する項目（(2) 文化財の保存・活用の体制づくりと担い手の育成）には，従来の文化財保護行政の枠組みを超える体制づくりの必要性と取組の方向性が示されています。具体的には，普及啓発や学習機会の提供，尾道市文化財保護委員会の活用，民俗芸能の継承者や文化財愛護少年団など担い手の育成に取り組むとともに，本構想に提示された（仮称）尾道市歴史文化資源市民登録制度を通じて市民参加による体制づくりを確立しようとするものです。

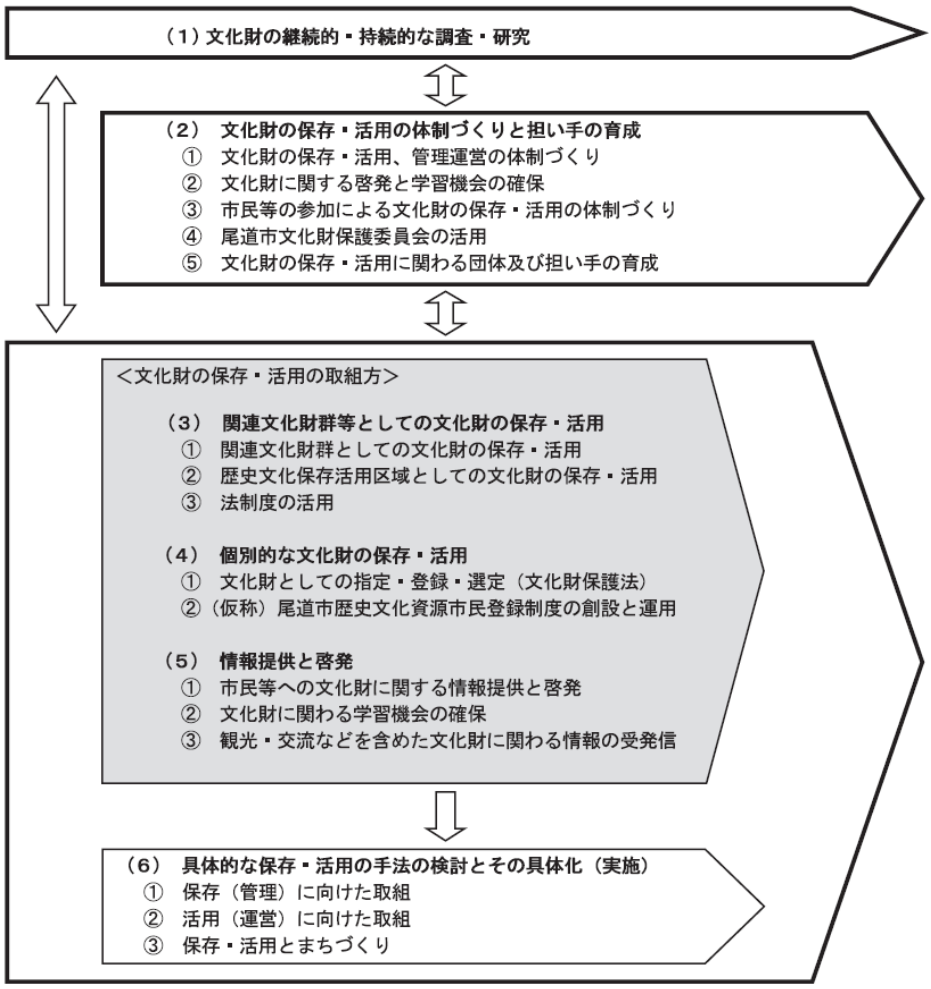

図 5-1　文化財の保存・活用に関する取組方向のフレーム

「尾道市歴史文化基本構想」平成 23 年３月

事例　：推進協議会を核とした市民参加による事業推進体制（尾道市）　その２

尾道市歴史文化基本構想では，従来の文化財保護行政の枠を超える文化財の保存・活用の体制整備のために，（仮称）尾道市歴史文化資源市民登録制度を創設し，市民の視点で歴史文化資源を再発見し，情報の提供と発信を行うことにより，市民参加で守り生かしていくことを目指しています。その制度に関わる推進組織として，（仮称）尾道市歴史文化資源保存・活用推進協議会（以下「推進協議会」という。）の設立を目指しています。推進協議会は，登録制度の審査や運営に関わるとともに，文化財に関する様々な事業の企画や助言，情報交換等を行い，市民参加による文化財保存・活用を推進する役割を担うものとしています。

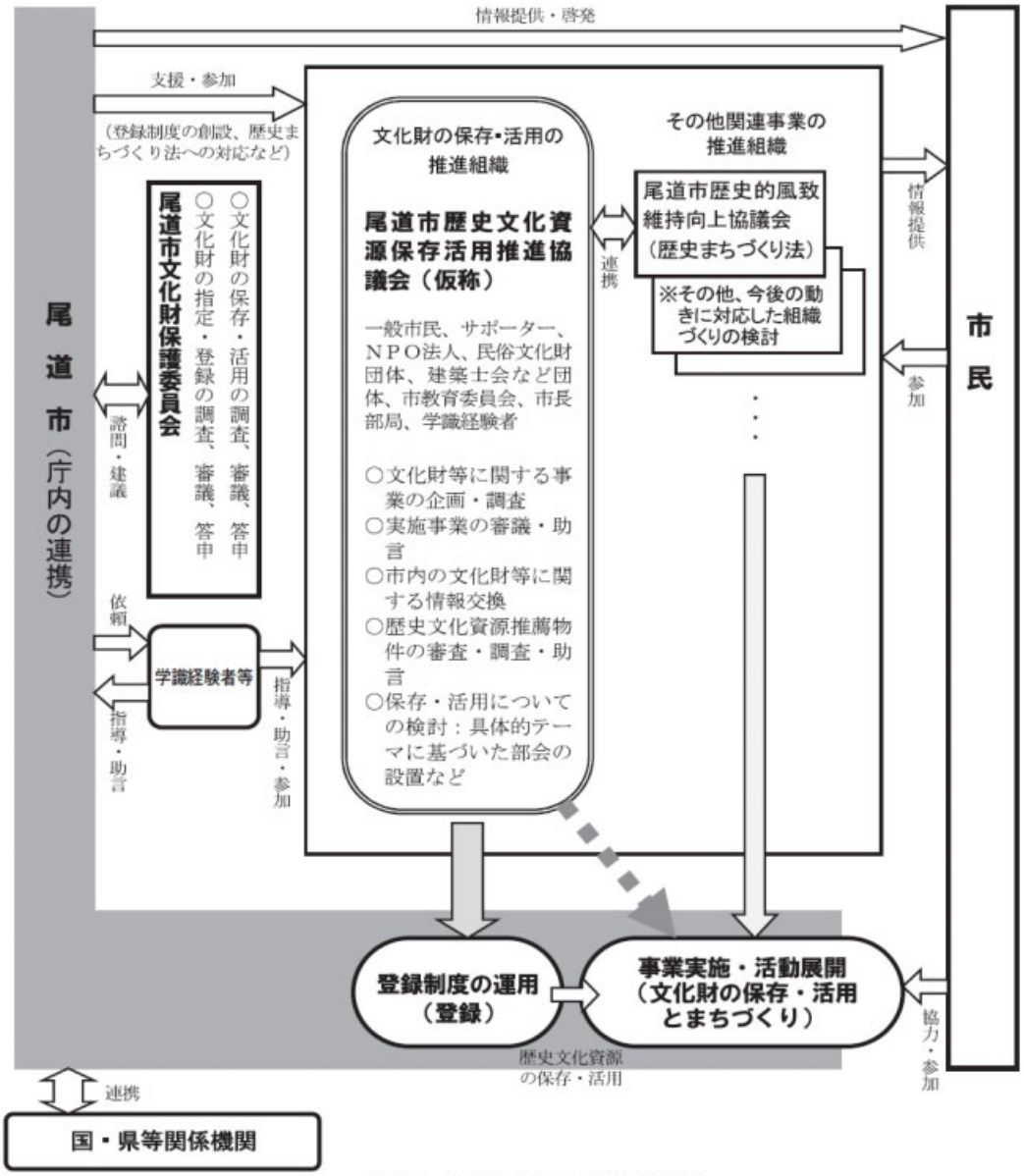

図 5-1　保存活用計画の事業推進体制

尾道市歴史文化基本構想　平成 23 年３月

参考　:「ふるさと文化財の森システム推進事業」（文化庁）

国宝や重要文化財などの文化財建造物を修理し，後世に伝えていくためには，木材や檜皮，茅，漆などの資材の確保と，これらの資材に関する技能者を育成することが必要です。このため，文化庁では，文化財建造物の保存に必要な資材の供給林及び研修林となる「ふるさと文化財の森」の設定，資材採取等の研修，普及啓発事業を行う「ふるさと文化財の森システム推進事業」を実施しています。

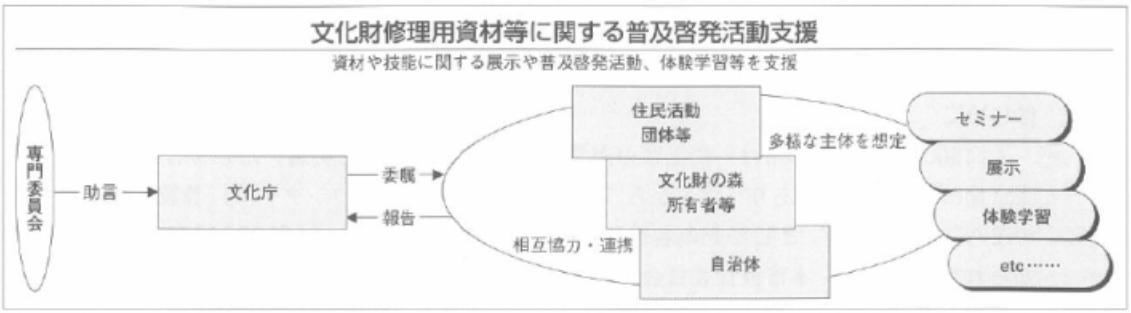

第３章　「歴史文化基本構想」の策定・運用にあたっての留意点

文化財の保存・活用と関連の深い制度や施策、体制づくりを説明します。

１．文化財に関わる他の制度・施策を所管する部局との連携

（１）技術指針

歴史文化を生かした地域づくりを推進するためには、文化財の保護に関する制度・施策と文化財に関わる他の制度・施策とを一貫性をもって実施することが重要である。そのため、適宜、文化財保護に関わる他の制度・施策を所管する部局と、情報共有を図る必要がある。例えば、不動産である文化財の周辺環境に大きく影響する都市計画や景観行政、博物館等を所管する社会教育行政、文化財に対する理解増進に資する学校教育や生涯学習行政、文化財に関する産業振興行政、文化財を生かした観光振興行政等との連携が想定される。

（２）解　説

歴史文化基本構想において長期的な視野で示す指針のもと，具体的な計画へと移行していくためには，文化財保護行政を担当する部署だけで実現できるものではなく，個々の文化財保護施策への理解や，文化財保護に関連する施策や周辺環境の保全施策を担当する部署との連携・協力を得ることが重要です。したがって，歴史文化基本構想は，地域の歴史文化に裏付けされた，文化財保護に関する目標や施策の方向性を明確に伝える指針として，多くの関係者と情報共有していくことが必要です。【表：他の施策との連携の考え方等一覧】

表：他の施策との連携の考え方等一覧

関連する施策の分野	制度主旨／文化財保護との関係／事例紹介等
社会教育分野	・博物館等は，有形文化財の保存管理や文化財の情報発信などを担う組織として，文化財の保存・活用を推進するための重要な役割を担います。
学校教育・生涯学習分野	・地域の歴史文化の理解を促すための教育の推進や，文化財の保存管理を支える人材の育成などにおいて重要な役割を担います。
都市計画分野	・都市計画は，文化財並びに文化財の周辺の環境を保全する制度として重要な役割を担います。（歴史的風土特別保存地区、風致地区，伝建地区設定等） ・事例紹介（金沢市の都市計画マスタープラン） 　金沢市の歴史文化基本構想では，旧城下町区域を重点区域に位置づけ，文化的景観と連携し保護を図る。 　「城下町らしさ」を保ちつつ，適切な土地利用を誘導し，既存の歴史文化と新たな活動が調和した魅力あるまちづくりを実現させていくために，「にぎわい」，「ほんもの」，「みりょく」，「もてなし」を創造することをテーマとしている。
景観分野	・特に文化的景観の保護においては，景観法との連携は不可欠です。 ・また，不動産である文化財の周辺の景観を保全する制度として一体的に取組を図るため，景観分野は重要な役割を担います。（密接な連携を図ることが重要）
環境分野	・多くの地方公共団体では，環境に関する基本計画の策定が進んでいます。記念物や文化的景観等，自然環境を対象としている場合には，こうした環境分野との連携は重要です。
産業振興・観光振興分野	・伝統的な工芸技術等の保護の取組を強化するためには，技術等の保護だけではなく，これらを振興することが重要です。このため，産業振興分野との連携し，技術等の保存･活用を図っていきましょう。 ・地域ごとの歴史文化を生かした観光振興を進めることは，地域の人々のみならず多くの外来者を惹きつけ，その結果，地域間交流が見られるようになるでしょう。 ・産業振興や観光振興と連携し，適切な文化財の公開活用，普及啓発を推進していきましょう。

２．文化財に関わる他の制度・施策との連携

（１）技術指針

平成２０年５月に、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」という。）の維持及び向上を図るため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成２０年法律第４０号）（通称「歴史まちづくり法」）が制定された。

この法律に基づき策定される歴史的風致維持向上計画は、計画期間の間に歴史的風致を維持するだけではなく、歴史的な建造物の復原や修理等の手法により、積極的にその良好な市街地の環境を向上させることを目的としたものであり、こうした施策を文化財保護行政とまちづくり行政の緊密な連携の下、総合的かつ一体的に推進するための計画である。歴史的風致を構成する固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動や、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物等は、文化財であることが多いことから、歴史的風致維持向上計画の策定に当たっては、あらかじめ文化財の保存・活用の方針等を含む「歴史文化基本構想」を策定し、それを踏まえたものとするよう努めることが望ましいとされている。

また、歴史的風土特別保存地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区、特別緑地保全地区、景観地区、高度地区等の地域地区の指定や公園・緑地の都市計画決定などの都市計画制度との連携も想定される。都市計画運用指針においては、歴史的建造物、遺跡等と一体となった重要な緑地や伝統的又は文化的に重要な意義を有する緑地を特別緑地保全地区又は風致地区に指定することにより保全するとともに、歴史的文化的資産と一体となった緑地を公園等の公共空地として決定し、地域の歴史、文化に触れ合う場としての整備を図るなど、歴史的環境の保全に向けた都市計画制度の運用に関する考え方が示されている。

こうした関連する制度・施策と積極的に連携していくためには、文化財の周辺環境も含めた保存・活用の方針等を明確に示すことが必要である。その結果、都市計画等に適切に反映され、文化財を核とした魅力的な地域づくりが推進されることが期待できる。

（２）解　説

歴史文化基本構想とは，長期的な視点に立って，地方公共団体の文化財保護施策の方針として策定された「文化財保護のマスタープラン」です。

歴史文化基本構想の策定そのものによって，新たな規制が生じるものではありません。しかし，文化財とその周辺環境を含め具体的に保存・活用に取組を進めるためには，様々な制度を検討していくことになります。

支援策については，構想に定める内容に関する直接的な支援制度はありませんが，策定の主旨や施策の方向性に応じて，あるいは計画に移行する段階で，「歴史まちづくり法」など具体的な計画の検討が必要になります。【事例：高岡市】

事例　：歴史文化基本構想と歴史的風致維持向上計画の連携（高岡市）

高岡市歴史的風致維持向上計画は，歴史文化基本構想で定めた「歴史文化保存活用区域」を含んだ重点区域を設定するなど，構想の内容に即したものとなっている。

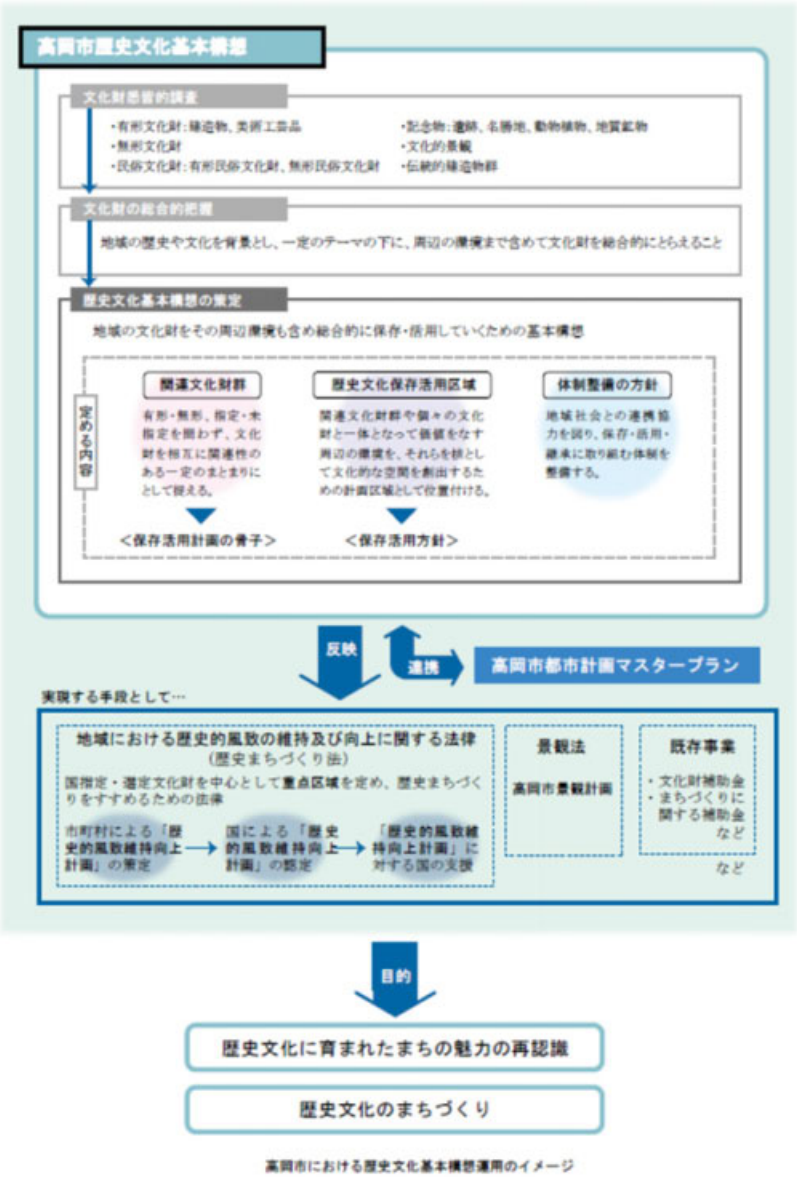

高岡市における歴史文化基本構想運用のイメージ

3．地域づくりにおける住民等との協働体制の強化

（1）技術指針

「歴史文化基本構想」に基づいた地域づくりの一層の推進を図るためには、地域の人々が自発的かつ主体的に文化財の保存・活用及びそれらを生かした地域づくりに参画することが重要である。

そのため、文化財に関する知識の普及及び情報の提供に努めるとともに、住民による地域づくりへの支援、住民からの意見の聴取、住民との意見交換といったきめ細かい対応を積み重ね、住民等との協働体制の強化を図っていくことが重要である。

「歴史文化基本構想」の策定に当たり、実施した文化財の総合的把握調査等によって把握された文化財の情報をデータベース化するなどして適切に管理し、適宜、公表することは、住民等への意識の醸成にもつながるものと考えられる。

また、地方公共団体においては、文化財に関する幅広い知識、経験を有する人材の育成を図り、推進体制の充実を図ることが望ましい。

（2）解　説

地域づくりにおける住民等との協働体制の強化について，独自の取組を行っている事例を紹介します。

事例　：文化財情報の発信事例（篠山市）

篠山市歴史文化基本構想では，住民との協働体制の強化に役立てるため，歴史文化まちづくり資産の情報発信を，すでに公開されている篠山電脳歴史博物館などの取組に加えることで，双方向に情報交流ができる仕組みの構築を目指している。

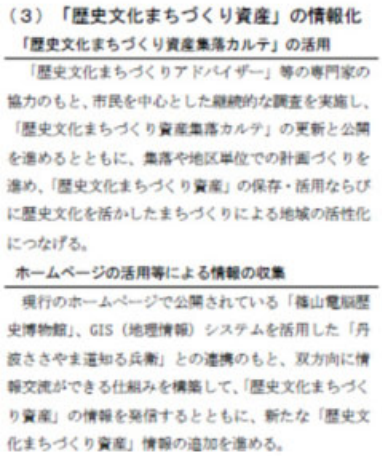
（3）「歴史文化まちづくり資産」の情報化

「歴史文化まちづくり資産集落カルテ」の活用

「歴史文化まちづくりアドバイザー」等の専門家の協力のもと、市民を中心とした継続的な調査を実施し、「歴史文化まちづくり資産集落カルテ」の更新と公開を進めるとともに、集落や地区単位での計画づくりを進め、「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用ならびに歴史文化を活かしたまちづくりによる地域の活性化につなげる。

ホームページの活用等による情報の収集

現行のホームページで公開されている「篠山電脳歴史博物館」、GIS（地理情報）システムを活用した「丹波ささやま道知る兵衛」との連携のもと、双方向に情報交流ができる仕組みを構築して、「歴史文化まちづくり資産」の情報を発信するとともに、新たな「歴史文化まちづくり資産」情報の追加を進める。

事例　:「歴史まちづくりアドバイザー制度」創設による支援・顕彰（篠山市）

篠山市歴史文化基本構想では,「歴史文化アドバイザー制度」を創設し,市民団体等を支援し顕彰することで,住民との協働体制の強化を図ることを目指している。

（２）関連計画・制度との連携

景観、農政、都市計画、教育等の各部門が連携し、景観重要建造物・樹木、景観重要公共施設、景観農業振興地域、文化的景観などの関連制度を積極的に活用しながら、総合的な取り組みを進める。

また、篠山市の「緑豊かな里づくり条例」に基づく里づくり計画への「歴史文化まちづくり資産」の位置付けなど、各部門の関連計画の策定にあたっては、「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用の視点を踏まえ、多様な側面から「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用を推進する。

（３）歴史文化を活かしたまちづくりを進めていくための新たな制度の創設

ア　「歴史文化まちづくりアドバイザー」制度

「建築物・町並み部門」「景観まちづくり部門」「農村・自然環境部門」「民俗文化部門」「文化財防災部門」「歴史部門」「コミュニティビジネス部門」等の多様な部門からなる総合的なアドバイザー制度として、「歴史文化まちづくりアドバイザー」制度を創設する。

◆事例　里づくり計画の取り組み

篠山市では、「緑豊かな里づくり条例」に基づき、地域の特性を活かすための里づくり計画を策定している。

同計画のなかでは、地区の歴史文化まちづくり資産を把握した上で、これらの資産を保全するための土地利用計画ならびに「いえ・にわづくり」ガイドラインなどを定め、地区の活性化と資産の保全を検討している。

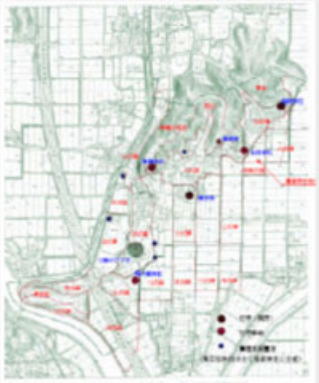

黒田地区里づくり計画における「旧社寺の分布と伴名（条里地割）」図

当面は「景観アドバイザー制度」（財団法人兵庫県まちづくりセンター）や伝建地区を対象とした「篠山市町並みアドバイザー」（篠山市教育委員会）、「ヘリテージマネージャー」（兵庫県教育委員会）、「地域づくりアドバイザー」（財団法人兵庫丹波の森協会）等の既存のアドバイザー制度との連携、大学、NPO 法人、地域の有識者や歴史文化に精通している学芸員資格を有する市民などとの連携のもとに運用する。

併行して、大学や専門家、NPO 法人などと連携して、各部門に応じた講座を継続して開催し、市民のなかから「歴史文化まちづくりアドバイザー」を育成し、登録制度を設けていくこととする。

登録された「歴史文化まちづくりアドバイザー」は、地域における歴史文化を活かしたまちづくりの取り組みへの派遣、総合的な学習の時間などの学校教育への派遣などを通じ、市民主体の歴史文化を活かしたまちづくり活動を支援していく。

イ　支援制度

「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用に係る公共公益性の高い取り組みを行う市民団体（地域組織、まちづくり協議会、NPO 法人など）を「文化財保存活用市民団体（仮称）」に位置づけ、歴史文化を活かしたまちづくり活動を支援する。

ウ　顕彰制度

「歴史文化まちづくり資産」のうち保存、管理、活用に関する良好な取り組み事例を毎年数件表彰することにより、篠山の歴史文化に対する意識啓発・高揚ならびに各地域における取り組み情報の共有化を図る。

◆事例　「学びの交差展」事業の取り組み

篠山市では夏季休業日を利用して、保護者や地域住民とのコミュニケーションを深める中で、子どもたちが自主的・独創的な自由研究を行い、その学びの成果を交流しあう小学生等夏休みクリエイティブ事業を実施している。学びの足あととしての成果物を「学びの交差展」で展示し、各学校はもちろん市民に広く知らせ、子どもの学びの意欲の更なる向上、保護者への意識啓発につなげている。

成果物の展示の様子

巻末資料

1．文化財保護制度の概要

（1）「文化財」の種類

「文化財」の種類

文化財は、我が国の長い歴史のなかで生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民の財産です。

社寺や民家などの建造物、仏像、絵画、書画、そのほか芸能や工芸技術のような「技（わざ）」、伝統的行事や祭り、あるいは長い歴史を経て今に残る自然の景観、歴史的な集落、町並みなども文化財に含まれます。

文化財保護法では、これらの文化財を、次のように分類しています。

■有形文化財　建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書などで歴史上又は芸術上価値の高いものや、考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料を有形文化財と呼びます。

このうち、「建造物」以外のものを総称して「美術工芸品」と呼んでいます。

■無形文化財　演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いものを無形文化財と呼んでいます。「わざ」を体得した個人又は団体によって体現されるものです。

■民俗文化財　衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術やこれらに用いられる衣服、器具、家屋などで生活の推移の理解に欠くことのできないものを民俗文化財と呼んでいます。

■記念物　貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅などの遺跡で歴史上または学術上価値の高いものや、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳などの名勝地で芸術上または観賞上価値が高いもの、さらには、動物、植物、地質鉱物で学術上価値が高いものを記念物と呼んでいます。

■文化的景観　地域における人々の生活や生業、地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活や生業の理解のため欠くことのできないものを文化的景観と呼んでいます。

■伝統的建造物群　周囲の環境と一体となっている伝統的な建造物群で価値の高いものを、伝統的建造物群と呼んでいます。

これらの文化財のうち、重要なものを重要文化財、重要無形文化財、重要有形・無形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物等として国が指定・選定・登録し、重点的に保護しています。

そのほかに、土地に埋蔵されている文化財を埋蔵文化財、文化財の保存・修理に必要な伝統的な技術・技能を文化財の保存技術と呼び、保護の対象としています。

（2）国の文化財保護の取組

活用

- 所有者、市町村への文化財公開の指示・命令・勧告、補助
- 博物館・劇場等の公開施設、文化財研究所の設置と運営

特別天然記念物　コウノトリ
（写真提供：兵庫県立コウノトリの郷公園）

国宝　土偶　山形県西ノ前遺跡出土
（写真提供：山形県）

保存

- 所有者、市町村への管理・修理の指導、補助
- 文化財である土地・建物の公有化に対する市町村への補助
- 現状変更等の規制、輸出制限
- 課税上の特例措置の設定
- 必要な記録作成とその周知
- 環境保全

指

文化財の指定・選定
文化審議会に諮問し
ます。

国の文化財の保護のしくみと取組

「文化財」はこのようにして保存・活用されています。

文化財保護法に基づいて分類された文化財は、その分野に最も適した方法で守られています。

文化財の指定・選定・登録を受けるまで

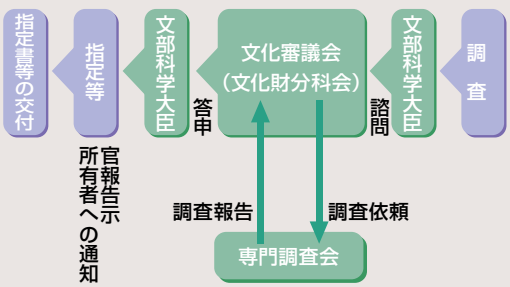

指定等

定・登録は、文部科学大臣が
し、その答申を受けて行われ

国宝　東大寺二月堂（奈良県奈良市）
（写真提供：東大寺）

（２）文化財の体系図及び事例写真

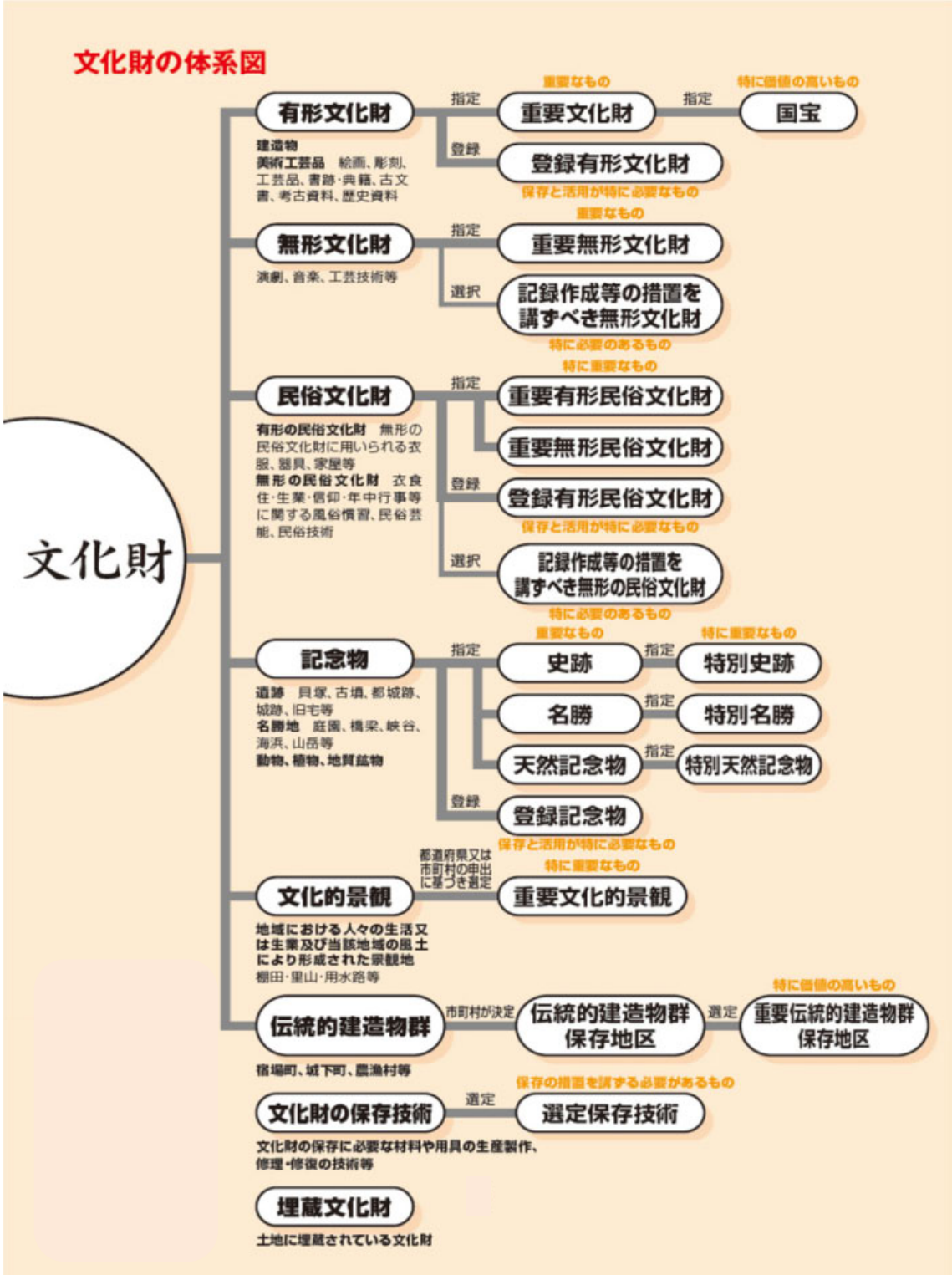

有形文化財（建造物・美術工芸品）

歓喜院聖天堂

萬翠荘（旧久松家別邸）

大江橋及び淀屋橋

母子（上村松園筆/絹本著色）【絵画】

木造天王立像【彫刻】

注：母子〈上村松園筆 / 絹本著色〉は、東京国立近代美術館所蔵の作品です。

灰被天目茶碗（虹）【工芸品】

越中国射水郡鳴戸村墨田図（麻布）【古文書】

土偶（山形県西ノ前遺跡出土）※【考古資料】

反射望遠鏡（国友一貫斎作/天保五年）【歴史資料】

無形文化財

右：「組踊」総合認定保持者
左：「組踊立方」各個認定保持者※

久留米絣

小千谷縮・越後上布

「彫金」各個認定保持者※

色鍋島

民俗文化財

中山の舞台

山香の石風呂

沼津内浦・静浦及び周辺地域の漁撈用具

津軽・南部のさしこ着物

祇園祭山鉾

岩槻の古式土俵入り

甑島のトシドン

秋保の田植踊

越中福岡の菅笠製作技術

記念物

原の辻遺跡

萩城跡

龍角寺古墳群・岩谷古墳

尾張国分寺跡

奥州街道

本間氏別邸庭園（鶴舞園）

殿ヶ谷戸庭園（随宜園）

浄土ヶ浜

男神岩及女神岩

富士五湖（精進湖）※

カモシカ（出典＝滋賀県教育委員会）

薩摩黒島の森林植物群落

須賀利大池及び小池

秋芳洞

上高地

文化的景観

四万十川流域の文化的景観　中流域の農山村と流通・往来

佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観

伝統的建造物群

高山市三町

伊根町伊根浦

下郷町大内宿

文化財の保存技術

檜皮葺・柿葺

建造物彩色

※の付いているものは、指定時の名称そのままではなく、識別のために語句を加えています。

２.「歴史文化基本構想」策定技術指針

１．経緯

我が国においては、昭和２５年に制定された文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づき、文化財類型ごとの特性に応じ、文化財の保存・活用のための措置が講じられている。

文化財保護法は、時代の趨勢や社会の変化に応じて幾度かの改正が行われ、保護すべき文化財の対象や手法を拡大してきた。

最初の改正は昭和２９年で、無形文化財の指定やその保持者の認定の制度を設けた。また民俗資料を新たな文化財類型として有形文化財から独立させ、重要民俗資料の指定制度を創設するとともに、無形の民俗資料について記録選択の制度を設けた。同時に埋蔵文化財も有形文化財から独立させた。

昭和５０年の改正では、伝統的建造物群保存地区制度の創設と文化財保存技術の保護対象化を図った。また、民俗資料を民俗文化財と改称し、無形の民俗文化財についても、新たに指定制度を創設した。

平成８年の改正では、文化財登録制度を創設し、直近の平成１６年の改正では、文化的景観の保護制度の創設、民俗技術の保護対象化、文化財登録制度の拡充を図っている。

以上のような改正を経て、文化財保護法における保護対象は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群という６類型の文化財に拡大され、埋蔵文化財と文化財保存技術を加えた現行制度が整備されている。

昭和２５年の文化財保護法の制定以降、文化財保護制度は適宜充実されてきたが、文化財を取り巻く環境は、大きく変化してきている。例えば、社会環境の変化や価値観の多様化、特に過疎化や少子高齢化に伴う人口減少等を受けて、長い歴史の中で伝えられてきた文化財を、次世代に継承していくことが困難になってきているとの指摘がある。特に、地域や人々の暮らしの中に埋もれている指定等がなされていない文化財については、その価値が見いだされないまま失われつつあるとの指摘もある。しかし一方で、国民の間では、文化財や伝統的な文化の価値が見直されつつあり、歴史文化を生かした地域づくりの気運も高まりつつある。

こうした状況の中、地域の文化財をその周辺環境も含めて、社会全体で総合的に保存・活用していくためには、地方公共団体が「歴史文化基本構想」を策定していくことの重要性が、平成１９年１０月に文化審議会文化財分科会企画調査会（平成１８年７月２１日設置、調査会長：石森秀三北海道大学教授）により提言された。

この提言を受け、文化庁では、各地方公共団体における「歴史文化基本構想」の策定に際しての課題を抽出し、策定に資する指針づくりの参考とするため、平成２０年度から平成２２年度までの３カ年にわたり、全国２０地域（２３市町村）において実際に「歴史文化基本構想」を策定する「文化財総合的把握モデル事業」を実施した。

並行して、平成２２年６月から、「歴史文化基本構想（仮称）」策定技術指針に関する検討会（座長：西村幸夫東京大学大学院教授）を設置し、地方公共団体における「歴史文化基本構想（仮称）」策定のための技術指針について、有識者による検討を行った。

さらに、文化芸術振興基本法（平成１３年法律第１４８号）第７条第１項の規定に基づき定められた「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第３次基本方針）」（平成２３年２月８日閣議決定）において、「歴史文化基本構想による周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活用の推進」は、重点的に取り組むべき施策として位置付けられている。

２.「歴史文化基本構想」の基本的考え方

「歴史文化基本構想」とは、地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進め

るための基本的な構想となるものである。

このため、「歴史文化基本構想」には、策定の目的や行政上の位置付け、当該地方公共団体の歴史文化の特徴、文化財把握の方針、文化財の保存・活用の基本的な方針、文化財の保存・活用を推進するための体制整備の方針等を基本的な事項として定めることとする。また、必要に応じて、相互に関連性のある文化財を一定のまとまりとして捉えた「関連文化財群」の考え方、文化財（群）を核とし文化的空間を創出するための計画区域である「歴史文化保存活用区域」についての考え方、文化財（群）を適切に保存活用（管理）するための「保存活用（管理）計画」の作成についての考え方等を明確にすることが望ましい。

各地方公共団体が「歴史文化基本構想」において、文化財保護の基本的方針を定めること、さらに、文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用するための方針等を定めることにより、「歴史文化基本構想」が文化財保護に関するマスタープランとしての役割を果たすことが期待される。加えて、文化財を生かした地域づくりに資するものとして活用されることも期待される。

文化財とは、長い時間をかけて人々の継続的な営為によって創出され、今日まで継承されてきたものである。こうした貴重な文化財を後世に継承していくためには、長期的な視点に立った総合的な文化財の保護の方針となるよう留意する必要がある。

また、「歴史文化基本構想」を策定することにより、その策定過程から策定後も含め、以下のような様々な効果が期待される。これらは結果として、文化財保護の充実にも資するものといえる。

・文化財を総合的に把握することは、類型ごとの文化財保護の枠組みでは考慮しづらい視点からも捉えることになり、文化財が有する多様な価値を顕在化することができる。その結果、他の文化財や周辺環境と一体的に保存・活用することの必要性が周知され、社会全体として文化財を保護するという気運にもつながる。
・文化財をその周辺環境と一体的に捉えることによって、文化財を核とした地域の魅力の増進につながり、地域の活性化にも資する。
・文化財を人々の営みの中で、自然や風土、社会や生活を反映しながら今日まで伝承され、発展してきたものという視点から捉えることにより、文化財は地域にとってのかけがえのないものとして捉えられる。その結果、地域との連携協力の推進が図られる。
・「歴史文化基本構想」の策定に当たり、関係機関との連携が不可欠であることから、他の行政分野との連携を図るための契機にもなる。

以上のような効果を踏まえ、地方公共団体においては、地域主体の文化財の保存・活用が展開されるように、地域の実情に応じ、創意工夫により「歴史文化基本構想」を策定することが望まれる。

３．「歴史文化基本構想」に定める事項について

３．１．「歴史文化基本構想」策定の目的、行政上の位置付け

社会全体で文化財を適切に保存・活用するためには、住民に身近な行政を担う地方公共団体が、地域の歴史文化を踏まえて文化財を総合的に把握し、それらの保存・活用の方針として「歴史文化基本構想」を示す必要がある。こうした明確な方針を地域に示すことによって、歴史文化を生かした地域づくりの基本方針としても活用することができる。

なお、ここでいう地域づくりとは、都市計画や景観計画等に基づいたまちづくりに関する施策だけではなく、文化財を支える技術や文化財に関わる人々の活動等も含め、幅広く捉えたものとする。

また、地方公共団体が総合的に一貫性を持って、文化財の保存・活用、さらには歴史文化を生かしたまちづくりに取り組むためには、「歴史文化基本構想」を策定する際に、地方公共団体が定める基本的な構想や他の行政計画等と整合性を図る必要がある。

文化芸術振興基本法（平成１３年法律第１４８号）第７号第１項の規定に基づき定められた「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第３次基本方針）」（平成２３年２月８日閣議決定）において、「重点戦略４：文化芸術の次世代への確実な継承」の重点的に取り組むべき施策の一つとして「歴史文化基本構想による周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活用の推進」が定められている。

これを踏まえ、地方公共団体においては、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想や他の行政分野における基本的な方針や計画等と整合性を図り、文化財保護における基本的な構想として「歴史文化基本構想」を定めることが望ましい。

３．２．地域の歴史文化の特徴

「歴史文化基本構想」の策定に当たっては、地域の文化財をその周辺環境も含めて総合的に把握した上で、地域の歴史文化の特徴を適切に捉え、「歴史文化基本構想」にその特徴を明確にする必要がある。

ここでいう歴史文化とは、文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったものである。文化財に関わる様々な要素とは、文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持･継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等であり、本技術指針でいう文化財の周辺環境のことである。

地域の特徴を示す歴史文化に基づき、多様な文化財を群として一体的に捉えることにより、文化財の持つ新たな価値を明らかにできるようになる。さらに、自らの住む地域の歴史文化との関わりとともに、文化財を捉えることによって、人々が文化財をより身近に感じられるようになる。その結果、社会全体で文化財を支える気運が高まることにつながる。

３．３．文化財把握の方針

「歴史文化基本構想」の策定に先立ち、既に実施してきた文化財調査の現状とその課題を整理し、充実を図るべき文化財の類型や分野、補足すべき項目等を整理する必要がある。さらに、地域の文化財の特性に応じて、既往の文化財の類型に捉われず多角的な視点から見直すことや、有形・無形、指定・未指定にかかわらず、総合的に把握することが必要である。

そのため、あらかじめ類型ごとの文化財調査の現状と今後の方針を明らかにした上で、こうした総合的な把握調査の対象となる文化財や評価の基準、調査手法、記録の管理方法等の方針について定めることが必要である。

なお、文化財の総合的な把握調査を実施する場合は、従来の文化財の類型ごとの調査を充実するだけではなく、一定のテーマに基づき、類型を横断的に捉える調査方法が考えられる。その結果、これまで単体として評価が難しかった文化財であっても、テーマに関わる文化財の一つとして評価することも可能になる。

また、学術的評価にとらわれず、地域の人々の視点から文化財を調査する手法も文化財の総合的把握調査の一つと考えられる。

こうした文化財の総合的な把握調査に当たっては、文化財を維持・継承するための利用方法や製作方法等の技術等も併せて調査を行うことが重要である。

３．４．文化財の保存・活用の基本的方針

文化財の総合的な保存・活用を推進するためには、文化財保護制度による保護施策と、それ以外の制度による文化財保護に関する施策や周辺環境の保護に関する施策とが体系的に位置付けられ、一貫性をもって実施されることが重要である。

そのため、これまで指定等により保護してきた文化財の保存・活用の基本的な方針を整理して、「歴史文化基本構想」に定めた上で、その周辺環境を含めた一体的な保存・活用の方針を定めることが必要である。また、総合的に保存・活用することが望ましいとされる関連文化財群を設定する際には、その保存・活用の基本的方針を定めることが必要である。

文化財の保存・活用の方針の策定に当たっては、文化財の価値を維持・継承すること、すなわち保存の方針を明確にした上で、この方針を踏まえた活用の在り方を定めることを基本的な考え方とする。

ここでいう保存とは、必ずしも現状を維持することだけではなく、使い続けることによって文化財の価値の維持・継承につながる場合もあ

ることから、文化財の特性に応じ、保存の在り方をきめ細やかに捉えるよう留意する必要がある。また、活用とは文化財の価値やその魅力を広く社会に示すことである。そのため、例えば、文化財の特性から公開できないものについては、写真や模写、模型、解説文等様々な媒体を用い、文化財の価値を示す等、活用の在り方を幅広く捉えるよう留意する必要がある。さらに、本来の機能や用途を維持することも、文化財の理解を深めることから活用方策の一つとして捉えることも可能である。

また、関連文化財群の保存・活用の基本的な方針については、個々の文化財に限定されることなく一体的に捉えることが重要である。そのため、例えば、関連文化財群全体として捉えた場合、既に失われているものを復元することも保存・活用に資するといえる。この場合、誤解が生じないように、厳密な学術的な調査研究に基づいて復元するように、十分留意する必要がある。また、関連文化財群の活用とは、個々の文化財だけではなく群としての価値や魅力を社会に示すことが基本であることから、全体としての繋がりを明確に示すための復元・整備、ルートマップの作成、案内表示等を整備することが想定される。

３．５．関連文化財群の考え方

関連する複数の文化財を、関連文化財群として捉え、一体的に保存・活用していくことは、文化財の魅力を高めるとともに、魅力的な形でかつ分かりやすく価値を伝えていくための効果的な方策の一つである。

関連文化財群とは、有形・無形、指定・未指定にかかわらず様々な文化財を歴史的・地域的関連性に基づき一定のまとまりとして捉えたものであるが、どのような観点からまとめるのか、あるいはどのような文化財を対象にするかにより、多様な捉え方が考えられる。

そのため、関連文化財群を設定する場合には、各地方公共団体の実情に応じて、その捉え方、対象となる文化財の基準等についての考え方を明確にすることが必要である。

なお、これまでにも伝統的建造物群や史跡における古墳群や名勝における庭園群等、同じ類型の文化財を群として保護してきたものもあるが、関連文化財群については、類型を越えた群の設定も想定している。

３．６．歴史文化保存活用区域の考え方

歴史文化保存活用区域とは、不動産である文化財や有形の文化財だけではなく、無形の文化財も含めて文化財が特定地域に集中している場合に、文化財と一体となって価値を形成する周辺環境も含め、当該文化財（群）を核として文化的な空間を創出するための計画区域として定めることが望ましい区域である。しかし、対象とする文化財や周辺環境の捉え方などにより、様々な区域を設定することができる。

そのため、歴史文化保存活用区域を設定する場合には、その目的、区域を設定するための要件等、地方公共団体の実態や文化財の特性に応じて、これらの考え方を明確にすることが必要である。

歴史文化保存活用区域の設定に当たっては、都市計画担当部局や景観担当部局等、他の部局との連携を図りながら区域を設定し、文化財を核とした歴史文化の薫る地域づくりが総合的に推進されることが期待される。

本区域における文化財とその周辺環境とは、例えば、城郭跡を中心とした旧城下町区域、庭園と借景となる区域、歴史的な建造物とその保存のための資材を供給する区域、祭りや民俗芸能とそれらが行われる集落等が想定される。

３．７．保存活用（管理）計画の考え方

保存活用（管理）計画とは、実際に文化財を総合的に保存・活用するために必要とされる詳細な計画であり、「歴史文化基本構想」とは別に作成するものである。

そのため、保存活用（管理）計画を作成する際には、地方公共団体の文化財保護施策の基本となる「歴史文化基本構想」において、対象となる文化財（群）、保存活用（管理）計画を作成する者、文化財（群）とその周辺環境の整備の方針、その他の保存活用（管理）計画に定めることが望ましい項目等について考え方を明確にすることが必要である。この考え方に基づき、保存活用（管理）計画を策定することとする。

これまで、文化財である建造物については、所有者による主体的な活用の推進を目的とした保存活用計画の策定が進められてきている。また、史跡名勝天然記念物についても、保存管理計画を策定し、適切な保存管理が進められてきている。これらの計画も保存活用（管理）計画とみなし、文化財を総合的に保存・活用するために積極的に策定することが望まれる。

さらに、史跡と重要文化財（建造物）や伝統的建造物群保存地区と名勝など異なる文化財類型が重複して指定等されている場合、保存活用（管理）計画を策定し、調整を図るとともに、総合的に保存・活用を図ることができるようにしておくことが望ましい。

これらに加え、歴史文化保存活用区域を設定した場合には、周辺環境も含めて一体的に保存・活用を推進するために保存活用（管理）計画を策定することが望ましい。

保存活用（管理）計画を作成する者としては、基本的に地方公共団体が想定されるが、文化財によっては地方公共団体以外の所有者等が策定することも想定される。

定めるべき事項については、文化財の保存・管理の方針や整備・活用の方針、体制整備の方針、具体的な事業計画等が考えられる。なお、具体的な事業計画を定める場合は、都市計画や景観計画等、関連する他の計画と整合性を図るように十分留意する必要がある。

３．８．文化財の保存・活用を推進するための体制整備の方針

「歴史文化基本構想」は、地方公共団体が策定することを基本とするが、地域の人々がその大切さに気付き、地域社会の中で保存・活用されていくことが本来の姿であることから、地域社会の連携・協力体制が不可欠である。さらに、文化財を継承していくためには、その保存のために欠くことのできない技術や技能の継承も併せて検討することが必要であり、保存のために必要な材料の確保や伝承者等の育成等も考慮した体制整備が必要である。

そのため、文化財の保存に必要な原材料や用具の確保、人材の育成、地域住民やＮＰＯ法人、企業等民間団体との連携の仕組み等を検討し、それぞれの組織の役割や連携の在り方等を明らかにし、これら方針を定めることが必要である。

４．「歴史文化基本構想」の策定・見直しについて

４．１．「歴史文化基本構想」等の策定･見直しについての考え方

「歴史文化基本構想」に基づく施策を具体化するためにも、定めるべき内容や策定・見直しの手続きにおいて、住民の積極的な参画を得ながら、住民や関係機関等との連携や理解を深めていくことが必要である。

また、保存活用（管理）計画の内容や策定・見直しの手続きについても、「歴史文化基本構想」同様に、住民や関係機関等の参画を得ながら進めていくことが重要である。

４．２．適時適切な改訂

「歴史文化基本構想」については、地域における文化財に関する意識の醸成や社会情勢の変化、学術的調査の結果等を踏まえ、適時見直しを検討し、改訂する必要がある。そのため、策定後も見直しや充実を図ることを想定し、弾力性を持たせることが重要である。また、それに併せて文化財保護施策についても、適時見直し、充実を図ることが重要である。

５．「歴史文化基本構想」策定・運用に当たっての留意点

５．１．文化財に関わる他の制度・施策を所管する部局との連携

歴史文化を生かした地域づくりを推進するためには、文化財の保護に関する制度・施策と文化財に関わる他の制度・施策とを一貫性をもって実施することが重要である。そのため、適宜、文化財保護に関わる他の制度・施策を所管する部局と、情報共有を図る必要がある。例えば、不動産である文化財の周辺環境に大きく影響する都市計画や景観行政、博物館等を所管する社会教育行政、文化財に対する理解増進に資する学校教育や生涯学習行政、文化財に関する産業振興行政、文化財を生かした観光振興行政

等との連携が想定される。

５．２．文化財に関わる他の制度・施策との連携

平成２０年５月に、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」という。）の維持及び向上を図るため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成２０年法律第４０号）（通称「歴史まちづくり法」）が制定された。この法律に基づき策定される歴史的風致維持向上計画は、計画期間の間に歴史的風致を維持するだけではなく、歴史的な建造物の復原や修理等の手法により、積極的にその良好な市街地の環境を向上させることを目的としたものであり、こうした施策を文化財保護行政とまちづくり行政の緊密な連携の下、総合的かつ一体的に推進するための計画である。歴史的風致を構成する固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動や、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物等は、文化財であることが多いことから、歴史的風致維持向上計画の策定に当たっては、あらかじめ文化財の保存・活用の方針等を含む「歴史文化基本構想」を策定し、それを踏まえたものとするよう努めることが望ましいとされている[1]。

また、歴史的風土特別保存地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区、特別緑地保全地区、景観地区、高度地区等の地域地区の指定や公園・緑地の都市計画決定などの都市計画制度との連携も想定される。都市計画運用指針においては、歴史的建造物、遺跡等と一体となった重要な緑地や伝統的又は文化的に重要な意義を有する緑地を特別緑地保全地区又は風致地区に指定することにより保全するとともに、歴史的文化的資産と一体となった緑地を公園等の公共空地として決定し、地域の歴史、文化に触れ合う場としての整備を図るなど、歴史的環境の保全に向けた都市計画制度の運用に関する考え方が示されている。

こうした関連する制度・施策と積極的に連携していくためには、文化財の周辺環境も含めた保存・活用の方針等を明確に示すことが必要である。その結果、都市計画等に適切に反映され、文化財を核とした魅力的な地域づくりが推進されることが期待できる。

５．３．地域づくりにおける住民等との協働体制の強化

「歴史文化基本構想」に基づいた地域づくりの一層の推進を図るためには、地域の人々が自発的かつ主体的に文化財の保存・活用及びそれらを生かした地域づくりに参画することが重要である。

そのため、文化財に関する知識の普及及び情報の提供に努めるとともに、住民による地域づくりへの支援、住民からの意見の聴取、住民との意見交換といったきめ細かい対応を積み重ね、住民等との協働体制の強化を図っていくことが重要である。

「歴史文化基本構想」の策定に当たり、実施した文化財の総合的把握調査等によって把握された文化財の情報をデータベース化するなどして適切に管理し、適宜、公表することは、住民等への意識の醸成にもつながるものと考えられる。

また、地方公共団体においては、文化財に関する幅広い知識、経験を有する人材の育成を図り、推進体制の充実を図ることが望ましい。

---

i 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針」、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針」を参照。

３．文化財総合的把握モデル事業の概要

※本モデル事業で策定された歴史文化基本構想については、文化庁ホームページに掲載しています。

岩手県盛岡市

人口／ 295,613 人
［平成 26 年2月1日］

市の概要

自 然

盛岡市は，岩手県の内陸部，北上盆地北部に位置し、市域の西側、北側、東側には、南昌山、岩手山、姫神山、早池峰山などの山々が連なり、南側には北上川の両岸に盆地が広がる地形です。中心市街地は北上川と中津川、雫石川の合流点に形成され、藩政時代の城下町が基盤となっています。盛岡の気候は内陸性の気候で、夏と冬、昼と夜の寒暖差が大きいのが特徴です。盛夏には真夏日が連続する一方、年によっては冷夏の日照不足により、農作物に深刻な影響を与えることがあります。冬は市街地でも、気温氷点下10℃以下になることが珍しくありません。桜の開花は4月下旬、水稲の田植えは5月中旬から下旬で、刈入れは9月下旬から10月上旬に行われます。四季のうち、春と秋は天候が変わりやすいのも特徴の一つです。

歴 史

盛岡市には、旧石器時代末以後の、人々の生活痕跡が残っており、縄文時代には旺盛な土器文化が開花したほか、この周辺を境として、北と南の文化が接触・融合する地域で、この文化的境界性は古代、中世まで続きました。盛岡市中心部のまちづくりは、今からおよそ400年前の慶長年間、南部信直（盛岡南部家初代）が、北上川と中津川の合流点の、不来方（こずかた）に築城したことから始まります。城下町は、城を要とした五の字プランの町割りで構成し、奥州街道を引き入れ、城下を起点に諸街道が放射状に延びていました。城の外曲輪には南部氏一門と藩の重臣、遠曲輪とその外側には町人と武士、城下から諸街道の出口には足軽同心が配置されていました。これが現在の中心市街地の骨格であり、城下町の情緒と風格が「盛岡らしさ」として残されています。1871年、廃藩置県によって盛岡県、1872年には岩手県、そして1889年の市町村制施行により全国39都市のひとつとして、人口2万9,190人，面積4.47㎢の盛岡市が誕生し、岩手県の県庁所在地として現在に至っています。1992年4月には南に隣接する都南村と、2006年1月には北に隣接する玉山村と合併し、人口約30万人、面積886.47㎢の現在の盛岡市となりました。

産 業 等

一次産業が0.4%、第二次産業が13.4%、第三次産業が86.2%と第三次産業が占める割合が圧倒的に高いのが特徴です。伝統産業としては、藩政時代以来の歴史をもつ南部鉄瓶や南部古代型染め、南部紫根染めなどが有名です。また、良質な水を生かした豆腐や蕎麦なども親しまれています。

文化財の概要

盛岡市には国、県、市の指定文化財が265件1,528点存在します。内容は国史跡の志波城跡、盛岡城跡をはじめ、重要文化財の縄文土器や土偶、仏像、近世、近代の建造物。道標や供養塔、絵馬などの有形民俗文化財。剣舞や神楽、さんさ踊りなどの無形民俗文化財。石割ザクラ等の天然記念物などがあります。

（平成 26 年 2 月 1 日現在）

指定等	重要文化財（建造物）	重要文化財（美術工芸品）	重要無形文化財	記録選択（無形文化財）	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	記録選択（無形の民俗文化財）	記念物			重要文化的景観	重要伝統的建造物群	選定保存技術	合計
								史跡	名勝	天然記念物				
市	8	80	1		28	41		11		13				182
県	1	36	1		7	2		9		2				58
国	6	11				1	1	2		5				26
国(登録)	10													10

課 題

- ◆史跡や埋蔵文化財以外の文化財と博物館施設等との関連づけの強化
- ◆市町村合併に伴う、市内文化財相互の関連性や背景、周辺環境を含めた総合調査
- ◆都市、農村景観や観光行政などと連携した、文化財を活かしたまちづくりの模索

歴 史 文 化 基 本 構 想

◆目的

盛岡市の歴史性と地域性を明らかにするため、文化財の総合的把握を行い、文化財全体の保存活用と、文化財を活かしたまちづくり、地域づくりを目指すため、歴史文化基本構想を策定します。

◆総合的に把握するための方法

（1）既存の文化財調査結果を再整理し、調査不足の分野の充実を図り、全体を整理します。
（2）地域の特徴を表す歴史テーマ（①盛岡城と城下町、②商家と街道筋の暮らし、③県都盛岡の発展、④農業の発達と農村文化、⑤縄文時代遺跡群と厨川城跡、⑥山里の景観と信仰・生活）を設定し、それに関連する文化財の調査を実施します。

◆関連文化財群について

［設定目的］ 盛岡の歴史性や地域性をよく表す文化財と、関連する文化財を一体的に保存し活用を図ります。

［構成］①名称、②解説、③主な構成文化財、④博物館・資料館

◆関連文化財群の保存活用(管理)計画

［目的］ 盛岡市の歴史と地域性を語る上で重要であり、後世に確実に伝えるため、関連文化財群の内容を明確にし、保存活用（管理）計画を策定することとしました。

［計画項目］①保存と継承の基本方針、②文化財の周知のための基本方針、③活用と管理のための基本方針

◆歴史文化保存活用区域について

［設定目的］関連文化財群や指定文化財、登録文化財、及び博物館施設、保存建造物、保護庭園、文化財や歴史遺産の等の歴史文化（文化財）の集積度が高い地域を、歴史文化保存活用区域と設定。市特有の歴史や文化、歴史遺産を一体的に包含する区域として守り、育てていきます。

［構成］①区域の設定
②保存活用計画

関連文化財群の例

◆大館町遺跡と縄文文化

◆志波城跡と古代の村

◆安倍氏から藤原氏

［概要］

安倍館遺跡航空写真

古代末期の安倍氏から平泉藤原文化の関連文化財や伝承で構成する。

［構成文化財］

安倍氏と前九年合戦の伝承。平泉と盛岡の関係を知る遺跡や伝承地と考古資料。

指定文化財：中尊寺経
未指定文化財：
安倍館遺跡、安倍館七不思議伝承、稲荷町遺跡、一本松経塚と渥美壺、山岸阿弥陀堂跡等々

［博物館・資料館］

岩手県立博物館, 盛岡市遺跡の学び館

◆中世の城館と領主

◆盛岡城と城下町

［概要］

国指定史跡盛岡城跡を中核とし，旧城下町エリアを中心に盛岡藩政や城下町の生活文化を知ることができる文化財群として構成する。なお，当該関連文化財については、旧城下町から四方に伸びる街道に沿って存在する文化財も関連文化財群として位置づけ、一体的に保存活用を図る。

盛岡城本丸跡

［構成文化財］

城跡や城下町を特徴づける文化財、地形や地割、道路筋、城下と関係の深い天然記念物。城跡、城跡周辺の景観と城跡からの眺望。人と文化の往来としての街道筋。

指定等文化財：盛岡城跡、石割ザクラ等々
未指定文化財：外曲輪跡、遠曲輪跡、石切丁場遺跡、南部家墓所等々

［博物館・資料館］

岩手県立博物館、盛岡市遺跡の学び館、もりおか歴史文化館（平成 23 年 7 月開館予定）

◆県都盛岡の発展

［概要］

旧盛岡銀行本店本館

重要文化財旧盛岡銀行本店本館及び旧九十銀行本店本館を中核に、近代和風建築物、洋風建築物や、旧陸軍施設、上水道施設、発電施設等、近代の盛岡市の発展に係る文化財で構成する。

［構成文化財］

指定文化財：旧盛岡銀行本店本館、旧第九十銀行本店本館等々
未指定文化財：
旧覆練兵場、旧南部家別邸、盛岡信用金庫本店等々

［博物館・資料館］

岩手県立博物館、もりおか歴史文化館（平成 23 年 7 月開館予定）、原敬記念館、盛岡市先人記念館、石川啄木記念館、もりおか啄木・賢治青春館

◆商家と街道筋の暮らし

◆農業の発達と農村文化

◆山里の景観と信仰・生活（玉山地域）

◆山里の景観と信仰・生活（大ケ生地域）

秋田県北秋田市

人口／35,397人
［平成26年2月1日］

市の概要

自 然

北秋田市は、秋田県の北部中央に位置します。米代川中流域に拓けた鷹巣盆地を中心に、その支流である阿仁川や小阿仁川等の流域に市街地や集落が点在しています。南部には森吉山を主峰とする山間部があり、市域の約84％以上を林野が占めています。阿仁川、小阿仁川、米代川は木材、鉱物、農産物等の流通を助けました。北部の平野部には農地が拓かれるとともに、流通の要所として産物が集積される条件を満たしてきました。気候は年較差が激しく、冬季は山間部に最深積雪平均184ｃｍの豪雪をもたらす一方で、オオシラビソ群落に樹氷を形成し、夏季には河川、農地の水量を保障しています。

歴 史

北部の平野部に突出した舌状台地に大小4つの環状列石を配する「伊勢堂岱遺跡」に代表される遺跡は、旧石器から縄文時代には市域全域にわたり先人が定住し、日本海や米代川を通じて北海道から中日本各地と交流していたことを物語ります。「胡桃館遺跡」は平安時代には農地が拓けていたことを示す遺跡です。中世から近世にかけて「綴子の大太鼓」「獅子踊り・駒踊り」「番楽」「猿倉人形」「万灯火」等の民俗芸能が各地で定着していく様から、この時代の人口増加、ひいては食料生産力の高さが見てとれます。近世には、羽州街道、阿仁街道、五城目街道等の整備により街道筋の宿場が発達。「阿仁鉱山」「秋田杉」等の米代川、阿仁川流域の資源開発により、河川流通も発達し、街道流通と併せて産物、技術、知識等が集積されていきました。また、「八ヶ村堰」等水路整備・農地整備による生産性の向上が、これら流通と資源開発を支えたことがうかがえます。また秋田藩は「御留山」「御札山」等により、秋田杉等の建材、雑木等の薪炭材の計画的生産を図り、近現代を通じて阿仁鉱山の操業を支えることとなりました。さらに、積雪期を中心に行われた「マタギ」と呼ばれる狩猟活動は、近現代の戦前・戦中にかけて日本海側多雪地域へ伝えられました。

社会的特性

戦後の高度経済成長期、都市部へ人口が集中する一方で、鉱山等の資源開発に支えられた産業は低迷し、農林業もその就業人口において急速に減少しました。一時、製造業・建設業での就業人口改善がみられたものの、バブル経済崩壊後、縮小傾向にあり、現在はサービス業等の第3次産業が増加傾向を示しています。

文化財の概要

「鷹巣地区には近世文化財が多く無形民俗が少ない」「合川地区には記念物が少ない」「森吉、阿仁地区には書籍等有形文化財が少なく、阿仁地区においては近世における鉱山にかかわる文化財が多い」等、文化財指定の取り組みには、合併前の各地区の力点に特徴が見られます。

課 題

- ◆合併に伴う旧地区単位での文化財指定類型、指定数の偏り
- ◆文化財相互関連性の総合的な価値を見出すにいたっていない
- ◆市民生活と文化財との関連付けによる地域の歴史文化の総体的把握がなされていない
- ◆文化財、周辺環境、市民生活が一体をなした文化財保護、景観保護、地域づくり

（平成26年2月1日現在）

指定等	重要文化財（建造物）	重要文化財（美術工芸品）	重要無形文化財	記録選択（無形文化財）	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	記録選択（無形の民俗文化財）	記念物 史跡	記念物 名勝	記念物 天然記念物	重要文化的景観	重要伝統的建造物群	選定保存技術	合計
市	3	27				18		15	1	9				73
県		7			0	2		2	1	(1)				12
国	2	2			1	1	4	1		1				12
国(登録)														

※（　）は名勝との重複指定

歴 史 文 化 基 本 構 想

◆目的

文化財を軸に、地域の歴史的・地理的特性について総合的に把握することで、われわれの存立を物語る歴史文化を市民で共有し、地域の発展に有用な資産として市民生活や経済活動の中で機能できる地域づくりを目指すための方針を策定すること。

◆総合的に把握するための方法

「文化財類型調査」「暮らしの暦聞き取り調査」を実施し整理分析を行いました。

◆関連文化財について

【設定する目的】 文化財を通して地域の歴史文化を理解しやすくするとともに、文化財をより身近な存在として日常の中で継承していく土壌の醸成が目的です。

【構成】①名称、②物語、③関連する文化財とその関連性・価値、④関連する文化財の分布→④代表される景観とその関連性、⑤関連する文化財の分布

◆関連文化財群の保存活用（管理）計画

【目的】 既存の文化財保護制度では見落とされがちな文化財を、関連文化財群として捉え直すことにより新たな価値を見出した結果として把握された文化財群について、文化財そのものの保存管理はもちろん、文化財相互の関係性や周辺環境との関係性を重視、連動した多様な保存・活用を具体化することを目的に保存管理計画を策定します。

【計画の項目】①全体計画、②関連文化財群の保存活用③まちづくりにおける役割

◆歴史文化保存活用区域について

【設定目的】関連文化財群が、周辺の景観や生活等と一体的な保存もしくは再構築が必要な区域、関連文化財が一定の範囲内に高密度に集積される区域については、歴史文化保存活用区域を設定し、保存活用を図ります。

【構成】

- ◆区域の概要と保存理念
- ◆核となる文化財もしくは関連文化財群の保存活用計画の整備：核心地区等
- ◆現況を保存する地区、景観を保存する地区等一体的に保存する地区の設定
- ◆市民や来訪者に歴史文化を伝える地区、施設等一体的に活用する地区の設定
- ◆市民、専門家、行政の協働による実行体制の整備
- ◆区域内の関連施策の連動

関連文化財の例

２分類７地域８関連文化財群

◆平野部

～豊かな自然に開かれた地域～

■羽州街道関連文化財群

■米代川農村地域関連文化財群

鷹巣地区民具

秋田県北部を流れる“杉かおる清き流れ”の米代川。川の流域では稲作が発達し、現代につながる道具や水にまつわる文化が流域の人々の暮らしを潤してきました。

黒森上堰

■国指定史跡伊勢堂岱遺跡と縄文遺跡群

■阿仁川・小阿仁川農村関連文化財群

■駒踊り等民俗芸能関連文化財群

山間部

～自然・天然資源に恵まれた地域～

■鉱山関連文化財群

■秋田杉関連文化財群

秋田杉は古くは秋田城や仏田柵、胡桃館埋没建物などに利用されていました。豊臣秀吉が伏見城を築くために、時の藩主、秋田城之介実季に用材献上方を命じ、その後江戸城増築など、ことあるごとに運上方を頼まれました。また、鉱山が最盛期を迎え、周辺の木も伐採されていきました。その結果、かつては全域に生息していた秋田杉も乱伐などにより荒廃していきました。

桃洞・佐渡スギ原生林

森林軌道隊道

森林軌道橋脚

その後、明治初期に秋田大林区署（後の秋田営林局）により国有林として保護・管理され、原生林の残る桃洞・佐渡スギは国の天然記念物に指定されました。現在は市内に点在する人工林も含め、現代に至る秋田杉の利用の歴史を伝える景観を保存するため、計画が策定されています。

■マタギ関連文化財群

根子番楽

北秋田市の山間部、根子地域。周囲を山々に囲まれた集落には、マタギに代表される狩猟・採集活動や、番楽といった民俗芸能など、綿々と受け継がれた自然と共生する生活様式が今もなお、色濃く遺されています。今後も山間集落としての生活や、番楽を保存する地域として、交流・公開を進めていくため、保存活用計画が策定されました。

マタギ猟

福島県三島町

人口／ 1,864 人
［平成26年2月1日］

市の概要

自 然

尾瀬を水源とする阿賀野川水系只見川沿岸に拓けた町で、只見川が作り上げた河岸段丘とその支流である大谷川、滝谷川沿いに16の集落があります。只見川沿岸は只見柳津県立自然公園に指定されています。南部には広大なブナ林が広がる志津倉山が位置し、奥会津森林生態系保護地域に指定されています。気候は日本海性気候に属しており、冬期間は積雪が1.5m～2mに達し、特別豪雪地帯に位置しています。土壌は、隣町の金山町にある沼沢山が約5,200年前に噴火した際に降り積もった火山灰が堆積してできた強い酸性の土壌です。

歴 史

三島町では、約8,000年前とされる佐渡畑遺跡から常世式土器が出土しており、この頃より住民の暮らしをたどることができます。町の遺跡の中で48ヶ所中19ヶ所が縄文時代の遺跡であり、特に縄文時代晩期から弥生時代にかけて（約2,400年前）の荒屋敷遺跡からは繊維製品や木製品及び漆製品が多量に出土し、当時の暮らしと漆やものづくりの文化が明らかとなりました。それ以降、中世に入ると、舘跡や社寺などの遺跡が出土しています。特に中世期から近世にかけての支配は会津若松の蘆名氏、上杉氏、天領としての幕府直轄などの変遷を経ていますが、横田の山ノ内氏の居城として残されたものが多くなっています。その中でも交通の要所となる滝谷は宿場町として、西方は城下町として栄えました。明治期以降、会津桐の栽培が育苗法の普及により著しく増加し、桐丸太、桐下駄の生産が飛躍的に増加しました。そこから会津桐のふるさととして三島町は桐の里の名称で親しまれています。そして戦中・戦後の国策として進められた只見川電源開発により宮下を中心に急速に発展し、奥会津の政治・経済・交易の中核地となりました。

産 業 等

宮下はＪＲ会津宮下駅や県関係施設、県立病院など交通、商業、行政、医療などの中心地として栄えています。その他の集落は近世より続く古いたたずまいを残し、集落同士のつながりを大切にしながら生活しています。その特性が産業にも影響し、宮下以外の集落では兼業農家が多いです。昭和49年に全国に先駆けて「ふるさと運動」を提唱し、観光に注目したまちづくり思想の確立を目指しています。この運動から、第三次三島町振興計画（平成13年度～22年度）のシンボル事業「エコ・ミュージアム構想」を実践してきました。

文化財の概要

国指定の「三島のサイノカミ」など、地域住民が暮らしの中で守り伝えてきた無形民俗文化財を中心に保護してきました。若水汲みや若木迎えなどの初春の行事などは「三島町の年中行事」として県の文化財にも指定されています。町独自の「地区プライド運動」も実施。指定文化財とは別に地区ごとの地区の誇りとなる年中行事等、守るべきものを指定してきています。

課 題

- ◆町独自の地区プライドの保護の在り方、継続性などの検討
- ◆少子高齢化により継続できなくなった年中行事についての支援や検討が不十分
- ◆未指定でも価値ある文化財に対しての町文化財への指定件数の少なさ、保存や活用に対しての意識の薄さ

（平成 26 年 2 月 1 日現在）

指定等	重要文化財（建造物）	重要文化財（美術工芸品）	重要無形文化財	記録選択（無形文化財）	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	記録選択（無形の民俗文化財）	記念物			重要文化的景観	重要伝統的建造物群	選定保存技術	合計
								史跡	名勝	天然記念物				
市	1	9								3				13
県		1				1								2
国						1								1
国(登録)														

歴 史 文 化 基 本 構 想

◆目的

これからを生き抜き、地域の歴史と文化を活かしながら、集落・地域・コミュニティの誇りと絆を維持し再生を図り、暮らしの中で文化財を保存・継承していくための方針です。

◆総合的に把握するための方法

地域とそこに暮らす人々を主人公とし、文化を活かした物語を引き出し、活用しながら保存していくことを目指します。

◆関連文化財群について

［設定する目的］ 町全体や集落に住む人々の歴史や文化等から掘り起こされるものがたり、暮らしに根差したものがたりを関連文化財群のテーマとして設定します。住む人々にとってのアイデンティティ、地域への誇り、心の拠り所として発信します。

［構成］①テーマ名、②ものがたり（関連文化財群）、③関連する歴史・文化、④関連する文化財、⑤関連する地域・集落・施設、⑥展開イメージ、⑦その他関連事項、⑧関連資料、⑨関連地図

◆関連文化財群の保存活用（管理）計画

［目的］ 歴史文化基本構想のものがたり（関連文化財群）のあるまちづくりを進めていくための基本計画を策定します。

［計画の項目］

①本計画の目的
②歴史まちづくりのテーマと重点プロジェクト
③計画の進め方

◆歴史文化保存活用区域について

［設定目的］ ものがたり（関連文化財群）の設定に応じて落とし込まれた歴史や文化、文化財の範囲を保存活用区域として設定します。一方で、最小限の単位である 16 の集落も保存活用として設定します。

ものがたり（関連文化財群）の例

荒屋敷遺跡から続く編み組・漆文化

◆荒屋敷遺跡

縄文時代晩期（2,400 年前）～や良い時代初期にかけての遺跡である荒屋敷遺跡は木製品、繊維製品及び漆製品が多量に出土し、縄文系と弥生系の転換期を示す全国的にもきわめて重要な遺跡と位置づけられます。遺跡より出土した製品からは、三島町が続けている生活工芸運動へのつながりを感じさせる編組品が多数出土している。それは、今の時代に手技をする人たちが、2,400 年前の縄文人達がしていた仕事を続けていると言えます。

ものづくり風景

◆漆文化

日本の漆文化は 9,000 年の歴史を持ります。縄文時代でその漆の技術は確立され、そのほとんどが出そろっていると言えます。塗料の中で「漆文化」というように文化をつけるのは、世界中で日本の漆だけです。また、漆を英語で「Japan」と言い、私たち日本人の身の回りのありとあらゆるものに塗られてきました。

漆製品

◆漆と精神文化

漆は日本人の精神文化の成り立ちに非常に大きな役割を果たして来ました。特に縄文時代の信仰では、祭具に塗られています。その色は「赤」。赤は火の色、血の色、循環して蘇る太陽の色として、復活・再生のシンボルと言う意味を持ちます。また、縄文人はかぶれを引き起こす漆を恐れ、また、縄文人はかぶれを引き起こす漆を恐れ、破邪あるいは魔除けとして意味を持たせていました。

赤漆塗り糸玉

土偶　正面

奥会津編み組細工

栃木県足利市

人口／ 150,785 人
［平成 26 年2月1日］

市の概要

自 然

足利市は北に足尾山塊から連なる山並み、南には東京湾まで関東平野が広がり、足尾峡谷を源とする渡良瀬川が足利の中央部を西から東に貫いています。起伏に富んだ山稜は高低差があり、信仰の対象として、神仏が祀られ、戦国の世には監視・要害の拠点となっていました。渡良瀬川は時に氾濫・洪水により人々の生活を脅かしましたが、豊かな恵みももたらしました。集落は渡良瀬川に注がれる中小河川によって開かれた谷地や、平野に点々と続く台地上に営まれ、低地は古代からの条里制により開発され、耕作地となっていきました。近年は麦と米の二毛作が行われ、初夏には麦秋を目にすることができます。

歴 史

足利はその地理的環境から古墳時代以来交通の要衝となっていました。数多い古墳が築かれたのはその証といえます。古代律令制のもとでは足利郡、梁田郡となり足利郡には東山道の駅家が置かれました。平安時代後期、足利は源姓、藤原姓二つの足利氏に領有されましたが、源平の争いで藤原姓足利氏が没落したことにより、源姓足利氏の支配となります。鎌倉時代初期には源姓足利氏2代目の義兼は館を足利の中心に構え、新しいまちづくりを進めました。足利氏はその後尊氏の代に室町幕府を開き将軍の地位を得、足利は足利氏父祖の地として守られてきました。その創設に諸説ある足利学校は室町時代、上杉憲実により再興され、戦国時代には学徒三千人を集める学校として西洋にまで喧伝されました。後に上杉氏の家宰であった長尾氏が足利の代官となると足利学校を現在地に移設します。長尾氏は戦国大名へと成長し、足利城を本城とする本城支城体制を整えました。近世には新たに日光例幣使道が整備され、江戸を往復する河岸も設けられました。宝永以降、戸田氏による足利藩支配となり、足利の中心部に陣屋が置かれました。幕末から明治時代には古代からの伝統である織物が産業として隆盛し、昭和初期にかけて日本一の銘仙生産地となりました。これを背景に織物関連工場や橋などが造られ、近代化遺産として残されています。

産 業 等

足利では、織物産業が古代以来の伝統産業でした。昭和になると足利銘仙の生産が盛んとなりました。戦後、繊維産業の中心はトリコット産業へと移行し、昭和30年代後半には全国でも指折りの産地となりました。やがて、海外進出による繊維産業の減少に伴い、現在はゴム・電気・金属・プラスチック製品の製造等分野が広がっています。また、足利における文化財保護の萌芽は、幕末から明治にかけての鑁阿寺、足利学校の保護に見ることができます。民間人（旧足利藩士や町の旦那衆）の努力により守られました。

文化財の概要

課 題

- ◆未指定文化財を含めた全ての文化財の確実な保存
- ◆文化財所有者の負担軽減
- ◆文化財保存技術者の養成
- ◆散在する関係深い文化財のまとまりある保存
- ◆時代が異なる文化財の混在した地域の効果的な保存
- ◆まちづくりと一体となった保存

（平成 26 年 2 月 1 日現在）

指定等	重要文化財（建造物）	重要文化財（美術工芸品）	重要無形文化財	記録選択（無形文化財）	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	記録選択（無形の民俗文化財）	記念物 史跡	記念物 名勝	記念物 天然記念物	重要文化的景観	重要伝統的建造物群	選定保存技術	合計
市	24	190	9		15	5		33		31				307
県	8	78			1	1		1	1	4				94
国	3	28						4		1				36
国(登録)	47								2					49

歴 史 文 化 基 本 構 想

◆目的

足利市の歴史的・地理的特性を活かした文化財の総合的な把握を行うとともに、これら文化財を総合的に保存・活用してゆくための考え方・指針。

◆総合的に把握するための方法

未調査であった名勝・庭園や悉皆調査に至っていない美術工芸品等に改めて文化財調査を実施。指定文化財や調査成果の一部は GIS データを作成し、空間的把握を行いました。

◆関連文化財について

［設定目的］①これまで個別に認識されてきた文化財等を、一定のまとまりとして地域の歴史文化を物語る重要な資産と捉える。②文化財個々では捉えにくい歴史文化の価値を継承し、総合的に保存・活用していくこと。

［構成］①テーマ（キーワード）、②関連文化財群のストーリー名、③ストーリー、④関連する文化財、⑤関連する人物、⑥関連する文化財の分布状況（地図）

◆関連文化財群の保存活用（管理）計画

［目的］ 保存活用のアクションプランとして位置付け、取組みの方向性、内容等を定める。

［計画の項目］①全ての文化財に関わる保存活用に関する事項、②関連文化財群としての保存活用に関する事項、③歴史文化保存活用区域の保存活用に関する事項、④市民・行政・文化財保護に関わる専門家等の役割分担の仕組みづくりに関する事項

◆歴史文化保存活用区域について

［設定目的］ 多様な文化財が集中している場合、文化財と一体となって価値をなす周辺環境を、当該関連文化財群を核として、文化の薫り高い空間を創出していくこと。

［視点］

①関連文化財群を構成する文化財の集積
②足利の歴史文化の特性を顕著に表す重要な文化財の存在
③まちづくりの観点から積極的な保存活用に係る取組みへの期待
④利便性の高さ
⑤足利市全域における市民意識の向上
⑥計画的・段階的な取組み

ストーリーの例

田﨑草雲を生みだした足利の芸術文化のものがたり

足利の歴史の中で芸術文化を代表するものに田﨑草雲の絵画があげられる。田﨑草雲は足利藩士の子で幼いころから絵画の手ほどきを受け、谷文晁、渡辺崋山らの画風に学んだ。

織姫神像図（田﨑草雲筆）

田﨑草雲が絵を学び始めた江戸時代後期は、経済活動も活発となり足利に文人墨客が集った時代でもあった。厳華園や猿田河岸の長四郎三郎の物外軒、法楽寺等の寺院はサロンとなり、足利学校や鑁阿寺へ詣でた。文人が集う場所にはそれにふさわしいしつらえがされ、庭園も造られた。

足利の庭園文化は樺崎寺跡の浄土庭園に始まるが、江戸後期から近代に花開いた。特に近代以降は織物産業の隆盛により、数多くの住宅庭園がつくられるようになる。新藤家庭園や小崎家庭園、世取山家庭園等といった庭園は建物とともに作庭当時の姿を良く残し、その立地によって地形を活かしながらそれぞれ特徴ある庭である。住宅庭園の多くは新たに発見された文化財であり、改めて建物とともに足利の景観をより豊かにしていることが認識された。一方で、文化財としての庭園管理技術が十分に伝承されていないことも明らかとなった。

物外軒庭園（国登録）

小崎家庭園（ぼるか）

今、足利庭園文化研究会を組織する庭園技術者の協力によって見出された数々の庭園が、技術者自ら守るべき対象となり、保存活用へ向けた取り組みが情熱をもって進められている。この動きは伝統的な技術を磨きながら、さらに新たな芸術文化の創造へつながるものと期待されている。

新藤家庭園における保存技術研修

厳華園庭園（国登録）における古庭園めぐり

東京都日の出町

人口／16,919人
［平成26年2月1日］

町の概要

自 然

日の出町は、関東山地東端に位置し、河川沿いの低地から段丘や台地、丘陵から山地へと変化に富んだ地形で、山林面積が50％以上に及びます。町を東流する平井川の下流域南部には、秋留台地が展開しており、北半分約9㎢に、秋川・平井川の流路改変に伴い上流域から運搬された氾濫性堆積層の「秋留原層」が堆積しています。秋留原層の土壌は、麦類や雑穀、豆類をはじめ、近世～近代では桑の栽培適地でした。秋留台地より西方の上流域、大久野地域でも栽培作物は秋留台地と同様な傾向を示しており、平井川が作り出した地形や土壌が骨格となって、当地域の歴史が形成されてきました。

歴 史

平井川の氾濫等により、確認されている旧石器時代の遺構が少なく、立川ロームⅢ層相当の礫群が平井本宿の丘陵斜面部です。秋留台地には、凹地の周囲に縄文時代～古代にかけて居住域や耕作地が存在していたとされています。三吉野遺跡群欠上・下モ原地区の７世紀後半の住居から馬具が出土しており、小川牧が馬の生産を行っていたと思われ、古代の蝦夷経営と東国の交流、政治的関係を示しています。古代から中世にかけては、武蔵西党の小川氏、小宮氏の支配下に置かれ、小宮氏の没落以降、室町～戦国期には平山氏が当町を経営していたとされています。戦国期には、小田原北条氏の領国に編入し、当時の宿駅は現在の本宿周辺とされ、近隣に中世住居と地下式坑が検出されています。また、平井宿では16世紀後半以降に三齊市が開催され、鎌倉道沿いの交通の要衝でした。近世以降は、幕府直轄領、旗本領、田安家領など複数の領主が存在する相給村落でした。17世紀後半から平井宿では薪炭や織物などを扱う六斎市が立てられましたが、19世紀以降衰退し、現在は年末の平井の市に受け継がれています。近世から近代は、林業と養蚕・織物業が基幹産業で、近世以降は蚕屋作りの民家が建築され現在も残されています。昭和30(1955)年、旧大久野村と旧平井村が合併し、日の出村となり、昭和49(1974)年に日の出町制を施行しました。

産 業 等

就労人口比率（平成17年度国勢調査）によると、林業、鉱業製造業、水道業、医療福祉、サービス業、公務等が全国平均を上回っています。平井地区は都市市街地へと発展し、大久野地区は温泉や各種観光施設を配置し、観光ゾーンとして位置づけられています。

文化財の概要

大久野地区では、樹木に関連する天然記念物が多く、平井地区では、平井宿に関連した無形民俗が多く指定されている。

課 題

◆従来の観点による指定基準や保存継承の方法では住民要望に十分に応えられない

◆より住民に身近で住民意識を反映することができる文化財保護制度の設計と方法の確立

◆各自治体で取り入れられている登録文化財制度（区市町村登録文化財）などを導入し、迅速で柔軟な保護体制を構築する必要性

（平成26年2月1日現在）

指定等	重要文化財（建造物）	重要文化財（美術工芸品）	重要無形文化財	記録選択（無形文化財）	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	記録選択（無形の民俗文化財）	記念物			重要文化的景観	重要伝統的建造物群	選定保存技術	合計
								史跡	名勝	天然記念物				
市	3	6			2	3		2		6				22
県		2				1				2				5
国						1				1				2
国(登録)														

歴 史 文 化 基 本 構 想

◆目的

地域の特徴や個性を示す手がかりとして保存・継承し、地域の活性化やまちづくりに活用するための考え方や方針を展望することを目的とします。

◆総合的に把握するための方法

景観調査、生物調査、民俗調査、建築調査、仏像調査、石造物調査に分けて実施。調査住民提案（生物調査・石造物調査）や歴史文化に関する住民意向調査の結果を踏まえ、調査項目を検討して実施しました。

◆関連文化財について

［設定目的］

①多くの住民が共感し、認識することができる内容であること。

②歴史文化に関する住民意向調査の内容を反映すること。

③日の出町の特性や地域の個性を示す内容であること。

④歴史的な経過がある内容であること。

⑤文化財類型の偏りがないこと。

⑥文化財を多面的な視点から捉え、関連文化財群間で重層的に設定すること。

［構成］①設定理由、②文化財の年代、③ストーリー

◆関連文化財群の保存活用（管理）計画

［目的］関連文化財群のうち、大久野・平井地区を代表する関連文化財群が集積する地域を対象に計画を策定します。

［計画の項目］①保存に関する方針、②国・都・町指定文化財、③未指定文化財、④保存に関する役割、⑤活用に関する考え方

◆歴史文化保存活用区域について

［設定目的］

関連文化財群の要素が集積されている地域であり、日の出町の特徴である良好な自然や風景が残されていて、古くからの人々の暮らしや営みが今も残されていること。

関連文化財群の構成例

1）清流平井川

2）御嶽参道―信仰の道―

3）卒塔婆産業
―モミの木が支える産業―

［設定理由］

日の出町の伝統的な産業である林業、卒塔婆産業は現在も多くの住民が従事しており、また、モミは町の木として選定されていて、日の出町を象徴的に示す樹木であり、町内各所で見られる卒塔婆を乾燥させる風景は、日の出町の特徴的な景観要素である。卒塔婆産業発祥の地と言われている羽生地区は、丘陵とその裾面に畑や田などの耕作地が広がり、通り沿いには大規模な屋敷構えを残す住宅もあり前栽畑や緑地が開放的な景観を構成し、多様な生物も棲息しており、古き日の出町の面影を色濃く残している。

［文化財の年代］

羽生氏の平山権現縁起延宝８年（1680）より中世末～近世初頭期から、現在まで。

［ストーリー］

卒塔婆発祥である羽生家は、戦国期に当地域で活躍した大久野七騎の一員で、後北条氏の領国における地侍であったと考えられる。彼らは天正 18 年（1590）の北条滅亡後は地域に帰農し、近世村落の村役となっていく。

卒塔婆の産業の成立については、元禄期の伝承があるが詳細は不明。18 世紀初頭、大久野村の林業が百姓立山の植林や造林が盛んになる時期でもあり、在来のモミ林の伐採→建築材としての杉・檜の植林が行われた過程で成立・発展したものと思われる。

塔婆

羽生家で行われている先祖祭りは、羽生家が西党平山氏の後裔であることを宣言するとともに、血縁的紐帯を確認する拠り所となっている。先祖祭りに参加する各家は林業や塔婆業を家業とする家も多い。

蔵巡り

羽生地区は大久野焼けで一帯が罹災したため、近世の建造物は少ないが、上羽生家、中羽生家、西羽生家など豪壮な屋敷構えを有する住宅を核として近世から近代の景観が残されている。この地区で行われている、八坂神社の祭礼や伊奈澤天神社の祭礼は、上羽生家の門前に伊奈澤天神社、自治会館、清源寺などが配置されているため、この空間を中心に行事が行われており、地区の精神的な拠り所である幟旗もあげられている。

羽生通りは、畑地や田んぼが作られていて、古くは谷戸田も作られていたが、現在は休耕地として往事の面影を残している。また、豪壮な住宅の周囲には前栽畑が配置され、日常の食卓に供される作物が植えられていて、良好な自然環境を有し、多様な生物も棲息している。

日の出町の卒塔婆は、現在 20 数件の業者を数えられるが、関連する木材製造業者も多い、羽生地区の歴史的な変遷は木を業とした人々の営みを特徴的に示すものである。

豆太鼓

4）セメント産業と近代化遺産
―近大工業化に貢献した勝峰山―

5）丘陵里山の自然と歴史的景観
―宿場・市を支えた多様な森―

6）サトからヤマの暮らし
―丘陵～山地の景観と営み―

新潟県上越市

人口／ 201,650 人
［平成 26 年 2 月 1 日］

市の概要

自 然

上越市は、日本海に面した広い平野部と、3方を取り囲む山間部により構成されます。気候は典型的な日本海型で、全国有数の豪雪地帯です。平野部には多数の河川が流れ、山間部から平野部へ流れ出る個所に扇状地を形成しており、この平野を取り囲むように、米山山地などの山々が連なります。豊富な雪や雨は、水資源となり、コシヒカリなど農作物の実りの源として大地を流れます。やがて海に注ぎ、豊かな海洋資源を育み、そしてまた偏西風に乗って雪や雨となって大地に降り注ぐという恵みの循環が繰り返さるという、自然地理的に完結した地域といえます。

歴 史

上越市では、縄文時代からいくつもの集落を作り生活していました。弥生時代になると、地域の拠点となる集落が形成され、青田川扇状地に展開した吹上遺跡と釜蓋遺跡は、権力の芽生えとして注目されています。奈良時代には越後国府が所在しましたが、国分寺・国分尼寺と合わせ、その位置はいまだ特定されていません。また、浄土真宗の開祖・親鸞は、越後国府に流罪となり居多ヶ浜に上陸したと伝えられています。関川河口部の港町として栄えた直江津には、中世越後の守護所が置かれ、越後府中として繁栄を極めました。当初、守護代の要害であった春日山城は、戦国の世に覇を唱えた上杉謙信公の居城として難攻不落の名城となり、各地に整備された多くの支城とあわせ強固な守備網を形成しました。上杉氏の移封後に福島城が築城されましたが、松平忠輝により廃され、高田城が築城されました。それとともに福島城下の寺社や町衆等を移して城下町を整備するとともに、新田開発・農業生産力の向上により、高田藩60万石の基礎が確立されました。明治政府による藩の解体に伴い、政治拠点としての地位を失いましたが、全国に先駆けて鉄道が整備されるなど、産業や経済の重要地点でした。

産 業 等

上越市は、港町、城下町、宿場町、港湾都市、商業都市、工業都市などの様々な側面を有して発展してきました。その背景には、雪がもたらす水資源、石油・天然ガスなどのエネルギー資源を蓄えた土地であったこと、農林漁業の豊かな生産力があったこと、北陸と東北や関東などを結び、海と山をつなぐ交通路の結節点に位置していることなど、発展の上で地理的に極めて自立的、安定的な条件を備えていたことと、それにより政治・経済・文化の中心として、長い歴史を経たことなどが挙げられます。

文化財の概要

平成17年1月1日の合併により、13町村の指定文化財が集まりました。新上越市では、各町村の指定文化財を一旦準文化財とし、2年間の調査により再評価した上で、平成19年6月1日に準文化財を市指定文化財としました。

課 題

◆「文化財そのもの」の範囲特定や時期を限定した価値の明確化にとらわれ、文化財となった背景にある歴史や景観、生活や生業といった総体としての地域性が見過ごされてきた。

◆背景としての周辺環境が切り離されたため、地域住民が価値がわからず、文化財として認知されていない。

（平成 26 年 2 月 1 日現在）

指定等	重要文化財（建造物）	重要文化財（美術工芸品）	重要無形文化財	記録選択（無形文化財）	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	記録選択（無形の民俗文化財）	記念物			重要文化的景観	重要伝統的建造物群	選定保存技術	合計
								史跡	名勝	天然記念物				
市	10	212			16	22		26		28				314
県	1	27						4		3				35
国	1	4			1			4		1				11
国(登録)	20													20

歴 史 文 化 基 本 構 想

◆目的

地域に伝わる文化財とその背景となる地理や生業を一体的に捉え、地域の人々が地域を自慢でき、地域が元気になる仕組みを目指し、文化財保護の基本方針として策定します。

◆総合的に把握するための方法

①ＮＰＯによる文化財の悉皆調査及び意識把握のためのアンケート調査
②ＮＰＯと上越市による文化財の把握調査
③市民フォーラム参加者を対象とした市民意識把握のための調査

◆関連文化財群について

［設定目的］地域の人々が「歴史文化」の理解を促すために設定しました。

［構成］①タイトル、②中核的文化財、③詳細な文化財

◆関連文化財群の保存活用（管理）計画

［目的］地域住民、行政、民間団体が体験や協働する中で歴史文化を保存活用し、具体的な方針や方法を共有して構想を具現化するための計画です。

［計画の項目］
①保存し活用する対象の具体化（関連文化財群の構築）
②保存し活用する方針とその内容
③情報発信と活動の場の設定
④取組みとしての事業の優先順位

旧師団長官舎

関連文化財群の例

◆原始古代の吹上・釜蓋遺跡関連文化財群

［中核的文化財］
吹上・釜蓋遺跡

［詳細な文化財群］

釜蓋遺跡の姿

●吹上・釜蓋遺跡文化財群
●縄文時代の文化財群
●弥生時代の文化財群
●古墳時代の文化財群
●古代の文化財群

古代米を作る

◆中世の春日山城関連文化財群

［中核的文化財］
春日山城

春日神社のお祭り

春日山城で狼煙をあげる

［詳細な文化財群］
●春日山城跡文化財群
●上杉氏・長尾氏の文化財群
●越後府中の文化財群
●親鸞・真宗の文化財群

◆近世～現代の高田城下町と直江津今町関連文化財群

［中核的文化財］
高田城下町及び直江津今町

［詳細な文化財群］
●高田城跡及び城下の文化群
●直江津今町及び周辺の文化財群
●福島城跡及び城下の文化財群
●頸城の暮らしの文化財群
●近代化文化財群

頸城の暮らし

高田醫女さんをしのぶ

新潟県佐渡市

人口／60,696人
［平成26年2月1日］

市の概要

自然

佐渡は、新潟港から西方約45km、直江津港から北方約78kmの日本海上に位置する島で、全体の約80%が山林、原野、雑種地等、約15%が田・畑等の農用地、宅地は全体面積の約2%となっています。北に金北山など高い山や深い谷が多い大佐渡と、南に大地山など低い山並みの地形をなす小佐渡、国府川流域に開けた国中平野の3つに分けられます。気候は、夏は高温多湿で、冬は大佐渡山地が冬の厳しい北西風から国中平野を守っており、小佐渡丘陵は対馬暖流の影響をうけ、温暖な特性があります。

歴史

佐渡では、2万年から1万7000年前頃の遺跡も発掘されており、島中央部では東日本有数の弥生都市だった環濠集落跡が確認されています。大和に統一王朝ができた頃には、佐渡はクニの北方のおさえとみなされ、8世紀には国分寺がおかれました。神亀元年（724年）には、都から政治犯が流されてくるようになり、中世では順徳上皇、日蓮、日野資朝、世阿弥など71人が佐渡へ渡り、流人が都から持ち込んだ文化は、佐渡の信仰や生活に影響を及ぼしました。江戸期になると、徳川幕府によって天領となり、慶長8年（1603年）には大久保長安が代官となって陣屋を相川に移した後、大がかりな鉱山開発が行われ、元和年間(1615～1623年)頃には佐渡金銀山は世界有数の産出量を誇りました。これを契機に、佐渡には奉行や役人が江戸から派遣され、各地から鉱山師、大工、水利灌漑技術者、商人等が集まり、江戸初期には、人口４万人の鉱山都市相川が成立しました。また、上方と北海道を結ぶ日本海航路が開かれ、各地の廻船が寄港する重要な中継地点として栄えました。このように、鉱山の開発がもたらした江戸の武家文化、全国各地から移住してきた技術者集団の文化、さらに日本海航路がもたらした北陸や西日本の町人文化が加わり、近世期の文化が創り上げられていきました。

産業等

産業別人口割合は、平成17年現在、第1次産業が24.2%、第2次産業21.4%、第3次産業54.3%となっています。昭和35年当時と比べると、第1次産業従事人口の減少、第2次・3次産業への移行が顕著ですが、県全体からみれば依然第1次産業への依存度は高いといえます。年間観光客入込数は、平成3年には121万人まで増加したものの、以降減少を続け、平成21年には60万人まで落ち込んでおり、観光産業が主要産業となっている佐渡において与える影響は大きいといえます。

文化財の概要

合併前は、旧市町村がそれぞれ特徴を持った文化財保護の取組みを展開してきました。合併後は、世界遺産登録の推進が重点施策とされ、佐渡金銀山遺跡を中心に発掘調査等による史跡指定、文化的景観、建造物調査が盛んに行われることとなりました。現在においても鉱山遺跡を中心とした保護、住民啓発事業が数多く展開されています。

課題

- ◆合併に伴い、指定文化財の地域的較差や新市の指定基準等が統一されていない
- ◆合併に伴い、管理面の把握が十分行き届いていない
- ◆建造物、都市や集落、自然等の調査が進んでいない

（平成26年2月1日現在）

指定等	重要文化財（建造物）	重要文化財（美術工芸品）	重要無形文化財	記録選択（無形文化財）	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	記録選択（無形の民俗文化財）	記念物			重要文化的景観	重要伝統的建造物群	選定保存技術	合計
								史跡	名勝	天然記念物				
市	16	104	3		21	14		20		40				218
県	7	21	2		9	5	7	13		9			1	74
国	7	11	1		4	3	8	4	1	5	1	1		46
国(登録)	71													71

歴史文化基本構想

◆目的

佐渡市総合計画の「豊かな自然　薫り高い文化　活気あふれる新しい島づくり」の基本理念のもと基本計画の各論「伝統と魅力ある地域文化の育成」を実現させるため。

◆総合的に把握するための方法

島内における代表的な歴史遺産や文化財保護の緊急性の観点からテーマを設定し、それらに関する文化財を網羅的に把握しました。
◇既往調査からの把握、◇個別事例の聞取り、◇重点分野に関する悉皆調査

◆関連文化財群について

【設定目的】 佐渡の歴史文化の特徴を際立たせ、ストーリー性をもってより多くの人に理解を促し、魅力あるまちづくりに役立てるために設定。

【構成】
①金銀山遺跡と採掘産業を支えた町・道・人
②佐渡に根差した土地利用と伝統文化
③今に受け継ぐ文化受容の証

◆関連文化財群の保存活用（管理）計画

【目的】 関連文化財群のテーマに即した活動を推進するための計画です。

【計画の項目】
関連文化財群ごとに、①調査研究、②指定・登録、③整備、④情報発信、⑤市民活動の動きについて、現在の取組み状況の特徴と、重点的に進めるべき課題を整理します。

◆歴史文化保存活用区域について

【設定目的】 佐渡らしい歴史や文化の特徴をよく伝える空間としての認識を深め、地域住民とともに守り育てていくこと。

【構成】
①佐渡金銀山の採掘・輸送・住居に関連するエリア
②近世港町の賑わいと前浜エリア
③伝統芸能と集落景観エリア

関連文化財群の例

①金銀山遺跡と採掘産業を支えた町・道・人

佐渡島は、古代においては『今昔物語』に砂金のとれる島として登場し、その舞台とされる西三川砂金山のほか、16世紀半ばからは鶴子銀山、新穂銀山、相川金銀山などが開発された。金銀山の繁栄に伴い、鉱山都市相川、金銀積出港であった小木を拠点に、相川往還・赤泊街道など、島内各地と相川を結ぶ街道が開かれていった。また、街道沿いに成立した、沢根・河原田・真野新町といった、かつて宿場・廻船業・商業で賑わった町並は、往時の様子を物語っている。

相川の町並み

②佐渡に根ざした土地利用と伝統文化

江戸時代になると、鉱山開発に伴い人口が急増したことにより、食糧供給のために土地開発が盛んに行われた。沿岸部に展開する海岸段丘の水田化、砂丘地帯の防風林整備と畑作、半島や岬の先端部、山間部などを利用した放牧などが行われるようになり、現在の生活・生産基盤となっている。その生活・生産基盤の基本単位となる集落は、信仰・習俗・神事芸能など多様かつ個性豊かな文化が今も息づく基本単位でもある。

民俗芸能（鬼太鼓）

③今に受け継ぐ文化受容の証

佐渡島は、古くからさまざまなかたちで他国から人が渡り、それぞれの文化や風習、物資を持ち込んで根を下ろしていった。その結果、佐渡には大きく３つの文化的特徴があるといわれている。１つ目は順徳上皇や日蓮、京極為兼など知識階級のもたらした貴族文化、２つ目は大久保長安、荻原重秀など佐渡金山の発展に伴って江戸からもたらした武家文化、３つ目は島外との交流の窓口となった小木・赤泊などの商人や地頭本間氏らがもたらした町人文化である。これら３つの系譜を受け継ぐ有形無形の文化が融合し、佐渡独特の文化が形成されている。

蓮華峰寺金堂

▼関連文化財群の特性概観図

富山県高岡市

人口／176,872人
［平成26年2月1日］

市の概要

自然

高岡市の北部・富山湾に面する雨晴海岸は、能登半島国定公園の一部です。射水平野・砺波平野の一角である東側には、豊かな穀倉地帯が広がります。平野部の西寄りを流れる小矢部川は、流れがゆるやかで水量が豊富。一方、東寄りの庄川はたびたび氾濫を起こす急流で、川筋を変えながら広い扇状地をつくってきました。これらの川は、江戸時代から水路として利用され、川沿いにある戸出、福岡、中田、伏木などの町が発展してきました。平野部中央の高岡台地にはかつて、これらの河川を自然の水濠として高岡城が築城されました。

歴史

高岡は、砺波平野や射水平野などの穀倉地帯をはじめ、庄川や小矢部川、二上山やそれに連なる西山丘陵など自然に恵まれた地であり、古くから人が住んでいました。その歴史は旧石器時代まで遡り、古墳の数においても県内随一を誇ります。天平時代には、伏木に越中国府が置かれました。万葉集の代表的な歌人である大伴家持が国守として赴任し、多くの秀歌を詠んでいます。中世末期には、木舟城や守山城を中心に城下町が広がりました。その後、慶長14年（1609年）には加賀藩二代藩主・前田利長によって高岡城が築城され、現在の高岡が町として形づくられました。利長の没後、元和元年(1615年)、一国一城令によって高岡城は廃城とされました。その後、三代藩主前田利常によって綿市場が創設されるなど各種産業が奨励され、高岡は城下町から商工業のまちへと転換を遂げたのです。明治時代には、高岡銅器が万国博覧会へ出展するなど、銅器や漆器・菅笠などの伝統産業が盛んになります。これらを礎に、アルミ建材などの近代産業も発展。その技と精神は脈々と引き継がれ、現在の「ものづくりのまち高岡」を支える柱となっています。

産業等

産業は、銅器・漆器、菅笠が特徴的ですが、現在の製造品出荷額では化学工業がトップ。続くアルミニウム産業は昭和初期から発展しており、住宅用・ビル用建材の生産量は全国でも有数です。土地利用は、市域の約３分の２が山林や田畑、残りが道路や住宅。中心市街地には店舗や中小企業が混在する一方、飛市街地には住宅地が造成されています。工業地は、金屋地区周辺には銅器・漆器の中小工場や住宅が、戸出・中田と小矢部川左岸には工業団地があります。商業地は、ＪＲ高岡駅周辺の中心商業地区のほか、伏木・戸出・中田・立野・福岡などにもあり、幹線道路沿いにも商業施設が見られます。

文化財の概要

豊富な文化財を保存・活用するため、調査保護や普及啓発に取り組んできました。この結果、国指定文化財の数では県内一、瑞龍寺が県内唯一の国宝に指定されるなど、歴史文化のまち高岡をアピールしています。

課題

◆中心市街地での空家増加・高齢化による衰退
◆銅器・漆器、菅笠など伝統工芸の後継者不足

（平成26年2月1日現在）

指定等	重要文化財（建造物）	重要文化財（美術工芸品）	重要無形文化財	記録選択（無形文化財）	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	記録選択（無形の民俗文化財）	記念物 史跡	記念物 名勝	記念物 天然記念物	重要文化的景観	重要伝統的建造物群	選定保存技術	合計
市	5	49	1		2	2		13	1	9				82
県	1	16				1		5		4				27
国	7	8	1		1	2		2				2		23
国(登録)	33				1									34

歴史文化基本構想

◆目的
市内にある文化財を、市民生活や産業発展の中で、さまざまに機能させ、歴史文化のまちづくりをめざすための計画です。

◆総合的に把握するための方法
文化財を総合的に把握するため調査を実施し、データベース化するとともに、関連文化財群としてまとめます。

◆関連文化財について
［設定する目的］高岡の歴史や風土を象徴するいくつかのストーリーから、関連する文化財を一定のまとまりとして認識。市の歴史や風土、文化財の価値をわかりやすく市民に伝え、歴史文化への理解を深めます。
［構成］①名称、②ストーリー、③関連する文化財とその関連性・価値、④関連する文化財の分布状況

◆関連文化財群の保存活用（管理）計画
［目的］関連文化財群の８つのストーリーを高岡市の個性としてとらえ、歴史文化に対する共通認識を市民と持ち、後世に継承することを目指します。
［計画の項目］
①各ストーリーにおいて、大切にすべき価値
②各関連文化財群をどのように守り育てていくか

◆歴史文化保存活用区域について
［設定目的］文化財が集まる区域を歴史文化保存活用区域として設定。市の歴史や文化・文化財を包含する空間として、部局間を横断する施策や事業においても、共通認識のもと戦略的にまちづくりを進める区域とします。
［構成］①関連施策・事業の整理
②市民活動の状況の整理
③区域の概要と目指すべき方向性
④関連文化財群や公共施設等の分布状況

ストーリーの例

商工業の町・高岡の成立と繁栄に関わる文化財群

加賀二代藩主前田利長は、弟の利常に家督を譲り自らは隠居して、慶長14(1609)年高岡城を築城し、城下町を開町した。利長の死後、一国一城令が布告され廃城となった後は、三代藩主利常により商工業都市への転換が図られ、様々な政策の実践により利長ゆかりの高岡は加賀藩の重要な商工業都市として成長した。

高岡市山町筋伝統的建築物群保存地区

この成長の背景として、開町にあたって集まった職人達の技術の研鑽によって発展した工芸文化や、加賀藩の一大穀倉地帯となった周辺地域と高岡町・木町・伏木等をつなぐ水運・陸路など、町内外を縦横に結ぶように発達した流通・往来システムの存在があった。
近代以降は、藩政期の商工業都市としての基盤を引き継ぎ、効率的に都市の再編が進行したことで、新旧の商工業の繁栄がもたらされた。
現在、この地で培われた工芸技術は、市の基幹産業として成長した技術の礎となっている一方で、変わらずに高岡の伝統産業としても息づいている。また、近世・近代の面影を伝える歴史的な町並みや祭り等、高岡町独特の気風を伝える文化財が数多く残っている。

菅笠の笹縫い作業

瑞龍寺山門
［国宝・重要文化財］

高岡御車祭

文化財分布図

石川県加賀市

人口／71,191人
［平成26年2月1日］

加賀市の歴史文化の特性のまとめ

①古代における「江沼国（えぬのくに）」の成立

今日の加賀市域は、古代の地域国家「江沼国」の範囲を概ね継承していると推定されます。「江沼国」発生は5世紀代とされ、狐山古墳（国指定史跡）は、副葬品などから畿内勢力と結びつきを持つ勢力が台頭したことを伝え、江沼臣に関係するものとされています。

狐山古墳

②白山信仰と浄土真宗による信仰の固有性

加賀市の南東にそびえる白山連峰は、古くより信仰の対象となっています。7～8世紀頃、加賀市域に多くの寺院をもたらした仏教の伝播は、白山への信仰と神仏習合の思想による信仰体系を形成しました。市内に存在する神社の5割弱で白山神を祀り、また、寺院では蓮如上人の布教により浄土真宗が8割を上回るなど、加賀市の信仰の歴史と伝統を物語っています。

③在地勢力・民衆勢力の躍動する中世

白山信仰や浄土真宗に基づく宗教的かつ地域経済的な結束は、在地勢力・民衆勢力の躍動の歴史を生み出しました。12世紀末の安元事件をはじめ、南北朝期には、在地勢力が抗争を繰り広げ、室町期には一向一揆が守護富樫氏を滅ぼし、織田信長による侵略まで約一世紀にわたる「百姓ノ持タル国」を実現しました。

④流通往来における日本海の役割の大きさ

加賀市は有史以来、周辺地域との交流が盛んに行われ、中国大陸をはじめ、沿岸地域流通往来や技術伝播に大きな役割を果たしてきました。近世初頭、越前・加賀・能登の船乗りは、近江商人の船乗りを務め、塩屋・瀬越・橋立では、18世紀後半頃から多くの北前船主を輩出し、藩の財政を支えるほどの繁栄を誇りました。

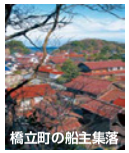
橋立町の船主集落

⑤大聖寺藩制による地域骨格と伝統文化の継承

江沼神社長流亭

今日の加賀市の伝統と呼ばれるものの多くは、近世の大聖寺藩政期に形成されました。城下町や宿場に由来する町場、陸上交通網、市之瀬用水や防風林等の生活と農業の基盤は現在に引き継がれ、さらに九谷焼の伝承、茶道や能楽などの芸術や嗜み等の文化は、藩主前田家の気風を背景に醸成され、色濃く継承されています。

⑥温泉の恵みにより育まれた歴史と文化

白山山系の火山活動は温泉の恵みをもたらし、市内には、山中・山代・片山津の3つの温泉が存在します。蓮如や松尾芭蕉をはじめとした多くの人々が訪れる湯治場としての歴史と文化を醸成するのみならず、「山中塗」や「山中節」等の伝統工芸・伝統芸能を育みながら、北陸を代表する観光地として発展を遂げました。

⑦「ものづくり」の多様性と技術の高さ

加賀市は、有史以来、自然の恵みを生かした多彩な「ものづくり」が花開いた地域です。古代より中国や山陰地方からの技術がもたらされたと考えられ、勾玉製造、須恵器生産、製鉄、絹織物等の高度な技術が根付き、発展を遂げました。近世以降、紙や絹の生産、製茶、製塩、製炭等が発展するとともに、嗜みの文化は、九谷焼や山中塗等の高度な工芸技術を生み出し、その技術は今日もなお、磨かれ形成されています。

⑧流通の自然に育まれた生活文化の多様性

加賀市域は、多様な自然環境を有しています。大聖寺川と動橋川の流域は、古代より政治的・文化的なまとまりとして捉えられ、今日の加賀市として継承されるとともに、山間地域、丘陵・台地、低地、沿岸等の多様な環境は、長い歴史の中で、自然に対応した多様な生活や生業に関する技術や習俗等を育み続けてきました。

文化財の概要

課題

- ◆財政的理由による歴史民俗資料館の廃止
- ◆合併に伴う指定文化財の分野の偏り、指定文化財の基準の不統一

（平成26年2月1日現在）

指定等	重要文化財（建造物）	重要文化財（美術工芸品）	重要無形文化財	重要無形民俗文化財	記録選択（無形文化財）	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	記録選択（無形の民俗文化財）	記念物 史跡	記念物 名勝	記念物 天然記念物	重要文化的景観	重要伝統的建造物群	選定保存技術	合計
市	8	90	1			2	5		14	1	10				131
県	1	4	1			1	1				2				10
国	3	3	1			2		1	3		4		2		19
国(登録)	44														44

歴史文化基本構想

◆目的

地域固有の「歴史文化資産」の保存活用を通じて、長い歴史に裏打ちされた「加賀市らしさ」を継承発展させていくための仕組みです。

◆総合的に把握するための方法

文化財体系の枠にとらわれず、加賀市の歴史や文化の特色を色濃く示すテーマを設定し、それぞれに調査部会を設け、テーマに係る文化財を市民との協働により調査しています。

◆関連文化財群について

［設定目的］加賀市の歴史文化の特性や、文化財の価値を顕在化し、加賀市らしい個性の継承発展につなげる。テーマは、「今日に底流して継承される加賀市らしい個性」を、簡単なキーワードで表現したもの。そのテーマに関連する文化財を関連文化財群として設定。

［構成］

◇文化財保護の対象・未対象を問わないこと

◇テーマ毎に判断基準を設け、関連性を明確にすること

◆関連文化財群の保存活用（管理）計画

［目的］「加賀市らしさ」を物語るテーマに基づく歴史文化資産の総合的な保存活用の方針に従い、「調査・研究等」「普及啓発」「地域づくり」の観点から保存活用に関する方策を設定すること。

［計画の項目］

1. 各関連文化財群の保存活用に共通する方策（①調査・研究等の推進、②普及啓発の充実、③地域づくりの推進）
2. 関連文化財群ごとの保存活用の具体的方策

◆歴史文化保存活用区域について

［設定目的］

「加賀市らしさ」を物語るテーマを主軸とし、歴史や文化を活かしたまちづくりを推進すること。

総合的把握調査の方法について

加賀市においては、文化財の総合的把握調査を実施するにあたり、加賀市の歴史文化の特徴を自然、歴史、伝統的な産業とくらしの観点から再整理し、歴史文化の特性としてまとめ、この歴史文化の特性から12のテーマ（①城下町、②九谷焼、③北前船、④山中漆器、⑤山村集落、⑥原始古代、⑦温泉文化、⑧産業遺産、⑨自然遺産、⑩信仰、⑪街道宿場、⑫食文化）を設定。このテーマに基づき文化財の悉皆的な調査を実施。調査を実施するに当たり、郷土史等の専門家に加え、市職員、地域住民、観光ボランティア等からなる調査部会を設定し、詳細な調査範囲や基準等については、各調査部会に任せることとした。

これらの調査結果から「加賀らしさ」を物語るテーマを一つの関連文化財群として設定。

テーマの設定については、以下の6つのテーマとする。

①白山を基層とする加賀門徒の篤い信仰文化

白山

②北前船の繁栄をもたらした日本海交流文化

③近世の領国経営と多様な嗜みがもたらした大聖寺藩十万石文化

④「総湯」の伝統と「もてなし」の心を継承する温泉文化

山代温泉古総湯

⑤交流と伝統が生み出した「ぐち」なものづくり文化

九谷磁器窯跡

⑥個性豊かな大聖寺川・動橋川流域の生活文化

▼調査テーマとテーマの関連性について

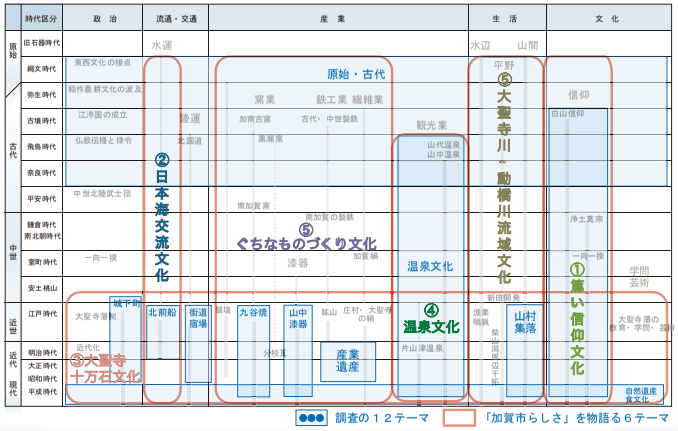

福井県小浜市
福井県若狭町

人口／
小浜市：30,929人
若狭町：16,051人
［平成22年10月］

市の概要

自然

当該地域は、福井県の南西部にあり、福井県の越前岬と京都府丹後半島の経ヶ岬を湾口とする若狭湾岸の中央に位置します。日本海～太平洋間の距離が短く、かつ標高1000m以上の山地がほとんどない全国的にも特異な地域です。若狭湾は典型的なリアス式海岸で、その中で、三遠三角地に居住空間の広がりを形成しています。このような地形的特徴に加え、若狭湾岸地方は対馬海流の影響を受け、比較的温暖地域であり、かつ文化交流を容易にする地域でもありました。近畿政権の北港としての豊かな文化の交流、食の成立は、これらの地形的・気候的特徴による要因が大きいといえます。

歴史

当地域の地理的環境は、自ずと海に開かれた交流を促しました。古墳時代、若狭町西部から小浜市東部地域にかけて、大規模な首長墓群が造営されており、これらは北部九州から朝鮮半島にかけての多様な交流を示しています。以後、港を媒介として若狭国の政治の中枢都市が形成されました。一方、日本の中枢、奈良・京都からの文化の流入も特徴的であり、奈良時代以降、小浜市は「海のある奈良」と例えられるような社寺信仰遺産を密集させる地域として成立していきます。さらに小浜市・若狭町全域において、民俗文化財の宝庫と呼ばれるようにその影響を受けた有形無形の民俗文化財が守り伝えられてきました。また、豊かな自然は豊かな食をも生み出しています。古墳群を創り出した膳臣の時代以降は、政治中枢に食材を供給する「御食国（みけつくに）」としての歴史を形成しました。近世以降に至っては多量の鯖を京都に運ぶことにより、現在でも「鯖街道」と呼ばれ親しまれ、若狭の海産物は「若狭物」として珍重されています。小浜市・若狭町の歴史は、海に開かれた交流により形成され、豊かな自然との共生により生みだされた食文化と一体となって守り伝えられてきました。

産業等

小浜市・若狭町は、狭小な農地での米作りとともに、自然との共生により梅や葛などの農山村品を兼業して生産しています。漁村においては、御食国の時代以降、豊かな海の幸を育む生活が継続され、マチにおいてはこれらを供給するための二次加工の技術が伝承されて現在に至っています。また、豊かな自然文化遺産や食は、これらを目的とした観光産業とも繋がり、年間100万～200万人の観光客がこれらを目的に訪れており、福井県内でも有数の観光地でもあります。

文化財の概要

小浜市では、数多くの社寺遺産が国指定となっており、これらの社寺に残る遺産の調査や指定が促進されてきました。若狭町は、史跡および民俗文化財の指定が促進されています。いずれも勢力的に指定等の措置がとられ、福井県内の国県指定文化財の30%以上を占有する地域です。

課題

◆行政の枠組みの中での文化財保護が行われてきた
◆歴史的、文化財的側面から再整理する際に、判り易く共有・情報発信ができていなかった

（平成26年2月1日現在）

指定等	市町別	重要文化財（建造物）	重要文化財（美術工芸品）	重要無形文化財	記録選択（無形文化財）	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	記録選択（無形の民俗文化財）	記念物 史跡	記念物 名勝	記念物 天然記念物	重要文化的景観	重要伝統的建造物群	選定保存技術	合計
市町村	小浜市	8	66	1		4	6		9	2	14				110
	若狭市	17	78				11		5	6	21				138
県	小浜市	3	49			4	8		2	1	3				70
	若狭市	1	13				12		1	1	3				31
国	小浜市	7	30					2	3	2	2		1		47
	若狭市	1	2					2	5	1	1		1		13
国(登録)	小浜市	16				1									17
	若狭市	4													4

歴史文化基本構想

◆目的

旧市町の枠にとらわれず、物語性を持たせて情報発信し、地域の歴史を再認識して歴史を活かしたまちづくりや保存継承について取組みやすい基本方針を、住民・行政が共有するため。

◆総合的に把握するための方法

①既に指定されている文化財を再度類型分類・整理する
②食文化や自然・偉人などをリストアップ
③住民説明会を年に２回開催
④関連文化財群ごとに住民ワークショップを開催

◆関連文化財群について

［設定目的］史実を背景に、判り易く文化財群を提示することにより、住民が地域に誇りと愛着を持ち、積極的に情報を発信して地域の活力とすること。

◆関連文化財群の保存活用（管理）計画

［目的］計画地域全体のテーマ「御食国若狭の継承そして発展」により「食文化」とそれを支えた「民俗文化財」を基底におき、計画地域全体において、住民参画のシステムを構築した計画を策定すること。

［計画の項目］
①計画テーマ「御食国若狭の継承そして発展」の全体的な保存活用方針
②関連文化財群ごとの保存活用方針
③事業計画とその方向性

◆歴史文化保存活用区域について

［設定目的］各保存活用区域内にある関連文化財群の保存活用計画の骨子、指定文化財等の既往の保存管理計画、関連する上位計画を踏まえ、区域特有の歴史や文化・多様な文化財を一体的に包含する空間として守り育てていくこと。これらは単独ではもちろん関連文化財群での連携や、計画区域全体で総合テーマにそった形での保存活用事業のモデルとなるよう設定します。

関連文化財群の構成

以下の条件を考慮して設定した。
① 文化財形成の基礎
② 時間的イメージ
③ 食というキーワード
④ 活発な地域活動の持続的発展

◆人と自然とのたゆまぬ共生

名勝三方五湖周辺は豊かな自然と人々の生活が共生しており、特徴的な文化財群が現代生活と共存しながら分布している。食文化を支える豊かな食材は、人と自然とのたゆまぬ共生や民俗文化財により守られており、これを具現化するモデル地域でもある。

◆御食国若狭の成立

若狭国は政治中枢に食を供給した「御食国」といわれる。若狭をおさめた膳臣の大規模古墳群が密集するとともに、塩を供給した製塩遺跡も湾岸に分布している。都城から検出される木簡にみられる調塩を示す遺跡群であり、スシとして献上された海産物の歴史も今に伝えている。また、大陸・半島や九州・畿内とのダイナミックな交流を示す遺物が数多く検出されている。代表的な古墳群と製塩遺跡は国指定等の保護を受けているが、今後、構成する個々の遺跡の保護が課題である。

鯖街道（市場景観）

◆神仏習合の社寺と暮らし

海に開かれた若狭では、人々の交流の中で大陸・半島や奈良・京都から多様な信仰遺産を受け入れてきた。その中で成立した日本の信仰ともいえる神仏習合を、現代の生活や信仰の拠点である山と一体となりコンパクトにかたちで伝えている。個々の社寺に存在する有形文化財は指定の措置が取られているが、境内等の史跡指定と信仰の山を含む里景観の保護が今後の課題である。

◆京へつながる鯖街道

古来、港により開かれた小浜から京へ至る道には、それらを示す文化財群が良好な景観のもと伝えられている。現在では、近世以降に多量に運ばれた鯖から「鯖街道」の呼称で親しまれている。文化財指定の件数は少ないが、その拠点においては特徴的な文化財が保護されている。また、流通往来の文化的景観の重要地域となっており、今後構成資産の細やかな抽出と指定保護が課題である。

鯖街道（熊川宿）

◆海に開かれたまち（小浜城下町）

海に開かれた港町にはおのずと政治拠点がおかれ、交流をしめす政治・経済の文化遺産を数多く伝える。また、鯖街道の起点としての食の歴史、御食国としての加工食の発展形態を城下町文化の中で熟成させた遺産を包括する。個々の資産については指定が促進されているが、次代に引き継がれるべき近代化遺産についてはその保護が遅れている。

鯖街道（港と倉庫）

山梨県韮崎市

人口／31,186人
［平成22年11月1日］

市の概要

自然

韮崎市は、甲府盆地の北西頂点部に位置し、全体の約58％を山林が占めています。西部は、鳳凰山や甲斐駒ケ岳などの南アルプスがそびえ、糸魚川－静岡構造線（フォッサマグナ）が南北を横断しています。山麓地帯は比較的透水性の高い土地です。東部は最奥に甲斐金峰山がそびえ、茅ヶ岳など火山によって形成された緩傾斜地で、水利条件の悪い土地です。本市中央を貫通する七里岩台地は、八ヶ岳の噴火による山体崩れと、釜無川・塩川の浸食により形成された特徴的地形です。七里岩台地上には、小円頂丘と窪地が点在し、湧水が認められます。七里岩と塩川に挟まれた地帯は、低位の河岸段丘を形成する塩川の氾濫原であり、比較的肥沃な土地です。

歴史

韮崎市の歴史は旧石器時代からとされ、坂井遺跡や女夫石遺跡などが確認されています。また、近年、大豆栽培などを裏付ける資料が出土しています。弥生時代では東日本最古級の水田跡が検出され、集落や方形周溝墓が七里岩台地や藤井平などに作られました。奈良・平安時代には、茅ヶ岳山麓地域で御牧が経営され、藤井平には宮ノ前遺跡が作られました。中世には、武田信義が神山町武田に館と要害を構え、武田八幡宮や願成寺の木像阿弥陀三尊像がもたらしました。中世末には、新府城が築城され、その歴史の中で、北条夫人祈願文などの文化財が産み出されました。また、御勅使川旧堤防などの祖形もこの時期に作られました。江戸時代には、釜無川・富士川の水運が開かれ、甲州街道の整備と相まって、宿場町として発展しました。徳島堰・藤井堰・朝穂堰などが造られ、現在の農業基盤が整備されました。また、苗敷山信仰・金峰山信仰・地蔵信仰などが確認されています。明治時代には、養蚕に適した建造物への改造などが行われ、明治36年には、国鉄中央線が開通、韮崎駅が開業し、スイッチバックなどの構造物が造られました。昭和29年に韮崎町・穂坂村・藤井村・中田村・穴山村・円野村・清哲村・神山村・旭村・大草村・龍岡村の1町10ヶ村が合併し、現在に至ります。

産業等

古代から近世にかけては、農耕地等の開発、織物生産、御座石鉱山や水上山の鉱山開発が主な産業でした。現在では、第1次産業が10％、第2次産業が31％、第3次産業が58％を占めています。

文化財の概要

課題

- ◆既指定文化財及び埋蔵文化財に偏っていて、その他の文化財に対しての取組みが薄弱
- ◆「まちづくり」と「文化財の保護」という概念が相容れないものという認識が根強い。
- ◆「文化財＝強い規制」という概念が根強い。

（平成26年2月1日現在）

指定等	重要文化財（建造物）	重要文化財（美術工芸品）	重要無形文化財	記録選択（無形文化財）	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	記録選択（無形の民俗文化財）	記念物			重要文化的景観	重要伝統的建造物群	選定保存技術	合計
								史跡	名勝	天然記念物				
市	6	18			2	2		4		17				49
県	4	8								2				14
国	1	1						3						5
国(登録)														

歴史文化基本構想

◆目的

歴史文化資源を将来へ受け継ぎ、歴史的環境を活かしながら、地域住民にとって暮らしやすく、誇りや愛着を持て、来訪者にとっても魅力的な韮崎の実現を目指すために策定します。

◆総合的に把握するための方法

①既存の文化財に関わる取組みで得られたデータを中心に市域全体を網羅する柱となるテーマの検討。
②市域全体を網羅するテーマの重なり合い、及び具体的な計画へと推進が考えられるエリア内の文化財を把握。

◆関連文化財群について

［設定目的］韮崎市の特性を分析し、その中で浮かび上がる固有のストーリーとそれを構成する文化財をまとまりとして把握することで、歴史文化を活かした地域づくりが前進する。

［構成］① 韮崎の礎（古代）、②山の神々に守られたまち（中世～近世）、③ 武田氏ゆかりのまち（中世）、④治水・利水のまち（近世、近代化）、⑤ヒトとモノの結節点のまち（近世、近代化）、⑥韮崎の生業

◆関連文化財群の保存活用（管理）計画

［目的］基本構想の理念である「ストーリーによる保存活用」「市民と行政のパートナーシップによる保存活用」「地域づくりにつながる保存活用」を推進するため。

［計画の項目］

①テーマ別の保存活用の方針
②保存活用の体制整備の方針（担い手や仕組み）

◆歴史文化保存活用区域について

［設定目的］韮崎市を特徴付けるテーマの重複や個々の文化財分布密度等を考慮し、また市民の盛り上がりや行政的な計画を加味する中で、「保存活用推進エリア（歴史文化保存活用区域）」を設定し、地域づくりと連携した保存活用の進め方を整理することを目的とする。

ストーリーの例

歴史文化保存活用基本計画（神山町）について神山町の特性を示す3つのストーリーを基本に、より濃密な関係にある資源同士を「関連文化財群」としてまとめる。

武田氏の息吹

①武田八幡宮とその参道（武田八幡宮と関連文化財の保存活用）

［関連文化財群の構成要素］
武田八幡宮本殿・鳥居・石垣・輿石、境内地、境内の建造物、境内の樹叢、参道・裏参道のまちなみ、八幡宮の例大祭

②甲斐武田氏関連の社寺群（武田氏関連の社寺群の保存活用）

まち歩き in 神山町鍋山

神山町には、甲斐武田氏の発祥から終焉までに関わりのあった社寺が多数存在する。武田八幡宮は、武田信義の元服の舞台であり、以来、武田信虎、信玄の時代まで、武田氏の氏神として崇拝も厚かったといわれる。神山町に集積するこれらの社寺を保存活用することで、甲斐武田氏の発祥から終焉に至る長い時代での神山町との関わりの深さを知るてがかりとなることが期待できる。また、「武田氏を育んだ里」として、来訪者の立ち寄りスポットとしての活用も期待できる。

［関連文化財群の構成要素］
社寺の境内地、境内の建造物・樹木、古文書、仏像、寺院跡、地名

③甲斐源氏の世界（武田～御堂にかけての武田氏遺構に係る保存活用）

［関連文化財群の構成要素］
武田信義館跡、周囲の遺跡（館跡など）、古文書、地名

④白山城の烽火（白山城一帯の保存活用）

［関連文化財群の構成要素］
白山城跡、狼煙台、登山口

武田遺産の分布図

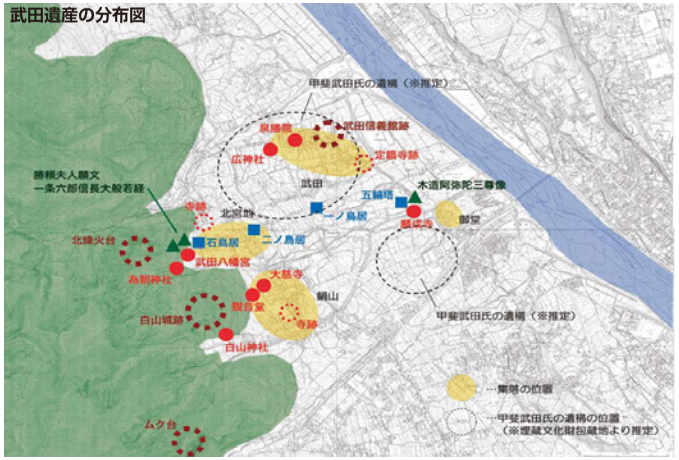

岐阜県高山市

人口／92,157人
［平成26年2月1日］

市の概要

自然

高山市は日本一面積の広い市で、92.5%は森林が占め、標高差が2,000mを超えるなど、地形的に大きな変化に富んでいます。中央部には宮川、南部には飛騨川、南西部には庄川が流れており、高山盆地からは東に乗鞍岳、穂高岳、槍ヶ岳、笠ヶ岳などの飛騨山脈、西に両白山地、南に御嶽山が遠望できます。気候は、高山地域は盆地のため内陸性が顕著に現れ、飛騨山脈など標高の高い地域は山岳気候にあたります。8月の最高気温平均は30.1℃、2月の最低気温平均は−5.7℃。風速は年平均1.4m/sで、一年を通じて風の弱い地域です。降水量は年1,733.5㎜と、飛騨地方の中では比較的少ないです。

歴史

市内で旧石器時代の細石刃核が出土しており、縄文時代の遺跡も数多く存在しています。現在、５世紀の亀塚古墳などが飛騨では古い古墳とされています。奈良時代、高山に国府が置かれ、国分寺などが造営されました。保延、永治（1135〜1142年）の頃には飛騨は平家の領国となり、平時輔が三仏寺城に在城しましたが、治承5（1181）年、木曽義仲により、落城しました。室町時代初期には、守護の京極が南飛騨・益田に、国司の姉小路が北飛騨に勢力を競い、応永の乱以後は、群雄割拠となりました。その後、豊臣秀吉は、金森長近に命じ、飛騨を平定。天正14（1586）年、長近は国主として入府し、高山城を築き、城下町の工事も行いました。高山で金森家は６代107年続きましたが、元禄5（1692）年、金森氏の転封後、飛騨は幕府直轄地となりました。元禄８（1695）年、幕府の破却命令により、高山城は取り壊されました。明和8（1771）年から18年にわたり、大原騒動と呼ばれる農民一揆が起こりました。慶応４（1868）年、幕府直轄時代は終わり、飛騨県（翌月高山県と改称）ができました。明治４年には筑摩県、同9年には岐阜県に合併され、昭和11年、高山町と大名田町が合併して市制が施行されました。

産業等

高山市の土地利用は山林が90%以上、農地が2.7%、道路が2.2%、宅地が1.6%という構成です。少子高齢化の影響で、中心市街地の空洞化が急激に進行しています。近世以来力を入れてきた林業は、その量が大きく減少しています。近代には養蚕業も盛んとなり、周辺集落でも養蚕業を営んだ民家や、養蚕用具が保存されています。平成になると観光都市として躍進し、現在の観光客数は年間400万人を越えます。

文化財の概要

文化財種別に応じて文化財保護に取り組んできましたが、重要伝統的建造物群保存地区や高山祭屋台の保存については特に重点をおいて取り組んできました。

課題

◆高齢化等による伝統文化・技術の継承者不足や伝承形態の形骸化。

◆合併により広域になった市域に点在する未指定文化財の把握、指定文化財の再評価。

（平成26年2月1日現在）

指定等	重要文化財（建造物）	重要文化財（美術工芸品）	重要無形文化財	記録選択（無形文化財）	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	記録選択（無形の民俗文化財）	記念物 史跡	記念物 名勝	記念物 天然記念物	重要文化的景観	重要伝統的建造物群	選定保存技術	合計
市	78	407	8		38	21		104	10	116				782
県	15	41			4	7		17	1	32				117
国	14	9		1	4	2	1	4		6		2		43
国(登録)	9	1												10

歴史文化基本構想

◆目的

100 年後にも継承される文化財の保存活用のあり方を検証し、文化財活用施策に対する基本的な方針を定めるための計画。

◆総合的に把握するための方法

市街地―歴史街道―農山村・山村の枠組みで文化財を把握し、有形・無形の文化財が一体となった空間ごとの調査を行いました。

◆関連文化財群について

［設定目的］市民が文化財の継承に主体的にかかわることへの意識を高めます。また、それにより地域の付加価値向上も図ります。

［構成］

◆街道を通じて地域間で文化が伝播し、独自文化との融合が見られる文化財群。

◆各地域独自の文化が育まれながらも、飛騨という同一文化圏としてのまとまりを有している文化財群。

◆関連文化財群の保存活用（管理）計画

［目的］地域の地理的・歴史的積み重ねの中で生まれ、守られてきた文化財の価値を評価する関連文化財群を基にし、歴史文化を生活の中で受け継ぎ、身近な存在にするとともに、暮らしも豊かになること。

［計画の項目］

●今後必要な文化財調査に関すること
●文化財の適切な保存管理に関すること
●今後の文化財修理に関すること
●適切な文化財の保存環境を整える施設に関すること
●文化財の周辺環境の保全に関すること
●文化財の防災体制に関すること
●文化財の活用に関すること
●文化財の普及啓発に関すること

◆歴史文化保存活用区域について

［設定目的］継承されている文化財を、その文化空間ごと、総合的な視点で価値付けし、様々な施策を結びつけ、次の世代に継承するために設定します。ただし、以下の場合は新たに保存活用区域を設定します。

①地域に複合する関連文化財群を総合的に保存活用する必要がある場合。

②近接地域において類似文化財が複数あり、一体的に保存活用する必要がある場合。

関連文化財群の例

1．城下町高山の町人生活と祭礼

［構成要素］

城下町の構成に忠実な都市構造の継承

［関連文化財］

◆高山城と高山陣屋　◆武家地と空町
◆町人地と町並み　◆東山寺院群（寺町）
◆川沿いに展開する高級住宅地
◆城下町周辺の眺望とまちかど
◆秋葉講と防火システム

［構成要素］

高山祭を中心とした城下町高山の祭礼文化

［関連文化財］

◆高山祭と祭礼空間（寺社）
◆屋台と屋台空間　◆祭礼行事や芸能
◆町人地に広がる祭礼民俗文化
◆飛騨全体への祭礼の波及

［構成要素］町人文化の現代的「継承」

［関連文化財］

◆町家空間の継承
◆町人芸術文化の継承　◆町人の食文化

町並を巡行する高山祭屋台

高山祭屋台の修理

2．歴史街道

［構成要素］

五街道を中心とした文化の伝播

［関連文化財］

◆越中街道：ブリ・塩・薬を富山から運ぶ道
◆平湯街道：平湯温泉までの山間ルート

江戸街道

◆江戸街道：高山線開通まで江戸との主要街道
◆尾張街道：高山陣屋から岐阜・尾張・地方へ
◆白川街道：郡上・白川郷へのみちのり

［構成要素］

街道の起点：城下町内部における街道の町並み

［関連文化財］

◆大新町【越中街道】：流通と鍛冶職人のまち
◆愛宕町【平湯街道】：街道筋に並ぶリズム感のある町家
◆吹屋町一江名子町【江戸（野麦）街道】：城下町の防衛拠点として扶持人屋敷が連続していた街道
◆川原町・上川原町【尾張（益田）街道】：陣屋に最も近い通り
◆八軒町【白川（郡上）街道】：旅籠の雰囲気が今も残る街道

［構成要素］　枝街道の関連文化財群

［関連文化財］

◆千光寺街道　◆高原道

3．農山村集落

［構成要素］街道沿いの農山村集落、枝街道沿いの農山村集落、飛騨の農山村集落の民俗文化

4．飛騨国の形成

［構成要素］

国分寺・国分尼寺と律令制ネットワーク、古代からの歴史を受け継ぐ国府町の史跡群

飛騨国分寺塔跡（国史跡）

5．中世城館

［関連文化財］　◆中世城館跡

6．山岳信仰

［関連文化財］

◆山岳信仰にまつわる歴史的資源
◆円空仏と円空の道

7．飛騨の匠

［構成要素］飛騨の山林文化、飛騨の匠、都と飛騨を結ぶ匠の道

8．城下町高山の近代化

［構成要素］飛騨の近代化に関連する文化財、西洋技術の流入と洋風建築、都市の近代化と市域拡大に関連する文化財

兵庫県高砂市

人口／94,204人
［平成26年2月1日］

市の概要

自然

高砂市は兵庫県の瀬戸内海沿岸に位置します。播磨地方の東部を貫流する加古川の左岸河口にあり、市域の東部は加古川の沖積作用による平野部ですが、西部には高御位山から連なる丘陵が横たわり、姫路を中心とする播磨平野と地形的に隔てられます。南を瀬戸内海、西から北を丘陵部、東を加古川に囲まれた地理的特性が、市の歩みに大きな影響を与えてきました。瀬戸内海は豊かな漁場として人々を潤し、海岸部の砂浜は遠望の松林とのコントラストが織り成す美しい景観は多くの人をひきつけてきました。また大きな潮位差を利用した塩作りも海からの恩恵といえます。

歴史・産業等

高砂地区は瀬戸内海との交差点にあたる立地を活かし、瀬戸内の海運と内陸部の水運が連接する物流拠点として繁栄してきました。古くは5世紀～6世紀にかけて古墳の石棺材として西日本各地で使用された「竜山石」からもうかがえます。高御位山丘陵の南西に位置する独立丘陵の竜山で産出される石材の材質で、西日本一帯で使用が認められることから、この時期には広域の流通圏が確立していたと推定されます。中世以降も寺社の灯篭や道標、石橋の材料として周辺各地へもたらされ、近世には住宅の建材として大坂への販路を確保していました。

現在の高砂市を構成する集落は、豊かな自然環境との調和を保ちながら歩んできました。海岸の製塩業によって反映した荒井・曽根・北浜、石材生産等との関係を保ち続けた米田・阿弥陀、港湾機能を活かした伊保今市など。なかでも物流拠点であった高砂町には、各地から豊富な情報ももたらされました。多くの文人墨客が立ち寄り、文化的な交流が行われた事実は、繁栄が磁場となって引き寄せられたものです。

こうした歩みに変化が生じたのは、近代化への対応でした。明治期に入り幕藩体制の終焉で政治システムに変化が生じ、物流拠点としての優位性が失われる事態になりました。さらには鉄道開通による加古川水運の衰退も影響しました。変わって地域を支えたのが、近代工場群でした。海運に適した海と、生産活動を支援する都市機能が接近した環境は工場の立地に好適で、明治34年の三菱製紙所設立を皮切りに多くの企業が進出しました。戦後に入ってもこの傾向は続き、高度経済成長によってピークを迎えます。塩田跡や海岸の埋立地が工場群となり、高砂市は重工業を基幹産業として歩むことになりました。

文化財の概要

課題

◆指定文化財の種別・時代に、指定数の偏りがある。
◆体系的に網羅したり、悉皆的に総合調査を実施した事例がなかった。

（平成26年2月1日現在）

指定等	重要文化財（建造物）	重要文化財（美術工芸品）	重要無形文化財	記録選択（無形文化財）	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	記録選択（無形の民俗文化財）	記念物 史跡	記念物 名勝	記念物 天然記念物	重要文化的景観	重要伝統的建造物群	選定保存技術	合計
市	15	25				1		2						43
県	4	4				1		1						10
国		1												1
国(登録)	7													7

歴史文化基本構想

◆目的

文化財保護部局とまちづくり担当部局が連携協力し、地域住民や企業等の参加を得て、文化財を核として、地域全体を歴史・文化の観点からとらえ、各種施策を統合して一貫性のある取組みを行うために、策定します。

◆総合的に把握するための方法

①市域を代表するテーマを設定し、それらに係る文化財を網羅的に把握。
②市民アンケートで、歴史文化に対する市民の意向調査を実施。

◆関連文化財群について

［設定目的］地域の歴史や文化をわかりやすく浮かびあがらせ、地域の個性や魅力を市民や市外の人達に力強く発信すること。
［構成］①竜山石の文化、②白砂青松、③塩づくり、④みなとのまち

◆関連文化財群の保存活用（管理）計画

［目的］文化財群の価値を市民が最大限享受し、またその価値を様々な地域の課題解決に役立てていくことで、地域の歴史文化を市民が深く理解し、歴史文化を活かした地域づくりが進められます。

◆歴史文化保存活用区域について

［設定目的］市民へは地域に対する関心を高める効果。行政に対しては、歴史文化を活かした施策を導入することができます。
［構成］
◆保存活用ゾーン（歴史文化資源が関係性を持ちながら広く点で分布している）
◆保存活用区域（歴史文化資源が関係性を持ちながら集積し面で分布している）
◆重点保存活用区域（各テーマの歴史文化資源が関係性を持ち集積している）
◆中心施設（重点保存活用区域の核となる歴史文化資源）

関連文化財群の保存活用計画例

高砂市の関連文化財群は、以下の４つから構成されます。
①竜山石の文化、②白砂青松、③塩づくり、④みなとのまち

◆竜山石の文化

石の宝殿、竜山石切場は竜山石の文化に係る中核的な歴史文化資源である。これら核となる資源は、文化財制度により確実に保存活用を図る（石の宝殿：史跡、竜山石切場：文化的景観等を目指す）。また、その公開を図るとともに、価値をさらに深く市民や訪問者に発信するために、ガイダンス機能を付加することが必要である。

石宝殿と竜山石切場

竜山石の文化に係る歴史文化資源は市内全域に、それも市民の身近に豊富に存在する。「市民遺産制度」などを活用し、これら「竜山遺産」の掘り起こしを全市で進める市民運動を興す。市民は身近な資源の存在に気がつき、「竜山遺産」を「発掘」する楽しさを発見し、持続的な活動となっていくことが期待される。

石切場の見学

子供たちの作品

関連文化財群は、年代や地域、生産システムなど様々なストーリーにより結びついている。「竜山遺産」を種別ごとにマップにのせたり、サイン等で存在と関係性を明示し、あるいはそれらを巡るルートを設定して、竜山石が持つ魅力的なストーリーを市民や訪問者に提供する。

古代から竜山石の文化は発生し、中世、近世、近代と切れ間なく受け継がれてきた。現在も竜山石が採石されているが、こうした産業を持続可能な形で受継ぎ、竜山石の文化を活きた形で将来へ受け継いでいくことも重要である。石に係る生産・加工者との協力により、竜山石を活用し、同時に竜山石切場の景観を壊さない「小さな石の産業」を興し、地域で経済循環を生み出すことが考えられる。

竜山石工の技術

竜山石は古代から全国的に流通しており、現在でも各地に竜山石を活用した歴史文化資源が残存している。全国的な交易拠点であった高砂の歴史的位置を再認識し、新たな広域交流を生み出すために、竜山石が渡った全国各地との交流会（サミット）の開催なども考えられる。

石切場の固有の景観を活用して「石切場コンサート」を実施する等、歴史文化資源の特性を活かしながら地域活性化に寄与する活用も考えられる。

石切場コンサート

◆白砂青松、塩づくり

◆みなとのまち

◆関連文化財群ごとの関連性

兵庫県篠山市

人口／43,741人
［平成26年2月1日］

市の概要

自然

篠山市は中国山地東端に位置し、山地が市域の約75を％占めます。市域北部には多紀連山、市域南部には深山山地が連なり、市域中央部には篠山盆地が位置しています。中央部には、断層が走っており、これらの断層線や谷筋に沿って河川が流れ、周囲には低地（谷底平野、氾濫原）が、さらにその周囲には段丘や台地（砂礫台地）が広がっています。谷底平野や氾濫原の大半は農地として利用されています。市街地やその周辺に広がる農地、日置地区等の既存集落地は段丘上に形成され、扇状地は山麓部や山地の谷筋に分布しており、農地や集落が形成されています。特に味間奥の扇状地は茶畑として利用され、良質な茶の生産地となっています。

歴史

“丹波”の歴史は古く、「古事記」、「日本書紀」には、四道将軍の一人である丹波道主命の派遣の記述があります。現在の雲部車塚古墳は、丹波道主命の陵墓として伝えられています。大化元年（645）の大化改新の詔により国郡制が定められ、“丹波国”が成立。和銅6年（713）には丹後国が独立し、現在の兵庫県と京都府にまたがる丹波地域の区域となりました。古代から中世にかけて全国各地で荘園が開設されており、これらの荘園領域は中・近世、近代を経て現在の農業集落の形態に受け継がれているものも多く、荘園が市域の土地利用の原型を成していたとも考えられています。慶長13年（1608）、徳川家康は実子の松平康重を転封させ、西国諸大名に対する抑えの拠点として平山城を築城しました。以後、松平三家八代、青山家六代により篠山藩は継承され明治維新を迎えています。明治4年（1871）の廃藩置県により、篠山藩は篠山県となり、明治9年（1876）には現在の兵庫県に再編されました。その後、幾度かの合併を繰り返し、平成11年(1999)に現在の篠山市が誕生しました。

産業等

篠山市の産業は“丹波篠山”のブランドに示されるように「丹波黒大豆」等の農林業が基幹産業となっていました。一方、昭和40年代以降の積極的な企業誘致により、市域には大小様々な工場が立地し、酒造、薬品、金属等の製造業は中核的な産業となっています。そして“丹波焼”等の伝統的な地場産業も存在し、観光資源ともなっています。近世以来、丹波篠山最大の商業集積地として発展した篠山城下の商店街は、現在でも最も店舗が集積する商業地であるとともに、行政・文化・業務・観光等の機能を合わせもった中心市街地を形成しています。

文化財の概要

本市には、篠山城跡や八上城跡、城下町の町並み、春日神社能舞台、丹波焼、デカンショ祭、オオサンショウウオ等、有形・無形を問わず文化財が豊富にあります。

課題

- ◆市全域に広がる多様な文化財の調査・把握。
- ◆少子高齢化等による文化財を保存・活用していく担い手の減少。
- ◆文化財を保存・継承していく人材及び団体の育成。
- ◆文化財を毀損・滅失させてしまう可能性の高い災害への対策。

（平成26年2月1日現在）

指定等	重要文化財（建造物）	重要文化財（美術工芸品）	重要無形文化財	記録選択（無形文化財）	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	記録選択（無形の民俗文化財）	記念物			重要文化的景観	重要伝統的建造物群	選定保存技術	合計
								史跡	名勝	天然記念物				
市	18	90				6		12	1	9				136
県	1	11			3	3		3		4				25
国	3	9		1			1	2		2		2		20
国(登録)	31													31

歴史文化基本構想

◆目的

「日本の原風景　篠山」の証しの核となる文化財を総合的に捉え、積極的な保存・活用を図り、歴史・文化を活かした地域づくりを進めるための計画です。

◆総合的に把握するための方法

既往調査、文献調査並びに現地調査を行いました。特に、指定等をされていない文化財については、アンケートによる把握調査、現地調査で補足しました。

◆関連文化財について

［設定目的］地域の歴史、風土や文化を背景として、地域にある多種多様な文化財を把握し、それらを適切に保存・活用を図り、地域のまちづくりに役立てるため設定します。

［構成］

市内に存在する全ての文化財を関連文化財群とし、これらを「歴史文化まちづくり資産」として設定します。

◆関連文化財群の保存活用（管理）計画

［目的］「歴史文化まちづくり資産に関する保存活用計画」を策定し、地域の生活の中で継承されるように保存活用を図ります。

［計画の構成］

市域のなかでの広域性や継続性の視点、今後のまちづくりの展開を見据えた視点、生活を介したより身近な取り組みの視点の３つの視点から、「市全域」「地区」「集落」のそれぞれの区域ごとに、歴史文化保存活用計画を定めます。

◆歴史文化保存活用区域について

［設定対象］篠山市においては、市域全体に点在する文化財を一つの関連文化財群としてとらえ、それら全体を保存活用するために、市域全域を歴史文化保存活用区域として定める。さらに、地区単位、集落単位で定めた保存活用計画に基づき、それぞれ地区単位、集落単位をそれぞれ歴史文化保存活用区域とします。

歴史文化基本構想の基本方針の考え方

「景」「時」「心」をつなぐまちづくり

「景（すがた）」をつなぐ
篠山の誇りである快適で豊かな生活を発展させるため、「歴史文化まちづくり資産」を周辺環境と一体的・総合的に捉えた「日本の原風景　篠山」を保全・育成する。

「時（とき）」をつなぐ
篠山固有の歴史文化を将来世代に引き継ぐため、「歴史文化まちづくり資産」を保存し、まちづくりに活かす。

「心（こころ）」をつなぐ
いきいきした地域をつくりだすため、「歴史文化まちづくり資産」を大切にしてきた心を、市民・行政・専門家の連携、来訪者・都市住民との協働によって育む。

１．基本理念

篠山市には、中世荘園を基盤として、近世に「城下町」「街道集落」「農村集落」が有機的に関連しながら成立した。また、市内には古代から現代に至るまで数多くの文化財が継承されており、これらの文化財は、人々の生活を介して、相互の関係を保ち続けてきた。そのため、現在の風景は、文化財と一体となって篠山らしさの証を現すものであり「日本の原風景　篠山」を継承している。

篠山市では、市内に存在する全ての文化財を「歴史文化まちづくり資産」として捉え、その価値を共有し、市民と活動団体、企業などが主体的かつ身近な生活の中で保存活用に取り組んでいくことが求められる。

２．基本方針

◆基本方針１
「歴史文化まちづくり資産」の適切な保存・活用を推進する

○身近な暮らしに息づく「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用を図る。
○「歴史文化まちづくり資産」と周辺環境を一体的に捉え、総合的なまちづくり資産として保存・活用を図る。
○暮らしの安全を守る中で、「歴史文化まちづくり資産」の保存を視野に入れた防災の仕組みを整える。

◆基本方針２
歴史文化を活かしたまちづくりの仕組みを構築する

○歴史文化を活かしたまちづくりに係る各主体がそれぞれの役割を認識し、自ら行動するとともに、連携してまちづくりに取り組む。
○人づくり、組織づくり、教育プログラムづくりを通じて、歴史文化を活かしたまちづくりの担い手づくりを推進する。
○市民等（市民、活動団体、企業等を含む）が主体的に歴史文化を活かしたまちづくりに取り組んでいくため、「歴史文化まちづくり資産」の情報化を図る。

◆基本方針３
制度・事業の連携による総合的な歴史文化を活かしたまちづくりを推進する

○指定等文化財の種別に応じた適切な保存・活用を図る。
○各分野における関連計画等との連携により、多様な制度を積極的に活用し、「歴史文化まちづくり資産」とその周辺環境を含めた一体的な保存・継承を図る。
○行政と市民等が協働で歴史文化を活かしたまちづくりを進めていくための新規制度を創設する。
○事業間の連携により、歴史文化を活かしたまちづくり事業を総合的かつ効果的に推進する。

島根県津和野町

人口／ 8,137 人
［平成 26 年2月1日］

市の概要

自 然

津和野町は、中国山地の北面に位置し、山地部を中心として、高津川やその支流に沿って数多くの小規模な平地が形づくられた中山間地域です。町域の南東側には、島根県で一番標高の高い安蔵寺山をはじめ、燕岳、香仙原といった千m級の山々が連なっています。気候は、日本海沿岸と中国山地内陸部の両方の特性を備えており、年間平均降水量は約1,836㎜で、瀬戸内や太平洋側と比べて多く、冬期には降雪もあります。気温は、沿岸部と中国山地の稜線（県境）付近などとの中間的な値になっており、年間平均気温は14.3℃です。

歴 史

津和野町は、縄文時代から文化財が存在し、早くから高津川流域に集落が形づくられていました。「津和野」の地名が歴史上登場するのは、鎌倉末期に吉見氏がこの地に入ってからです。弘安５年（1282年）、吉見頼行が津和野木部、木曽野の地に入部し、その後吉見氏は大内氏の傘下に入りますが、大内義隆が家来の陶晴賢に討たれると、10代正頼は、毛利元就と計り、陶晴賢を滅ぼし、以来、代々、西石見二郡、長門阿武郡を所領しました。吉見氏時代の末期、津和野は中世の市場的集落から近世の城下町形成へと進みつつありました。慶長５年(1600年）、関ケ原の戦で西軍が敗退すると、14代広行は津和野城を坂崎出羽守にあけ渡し、萩に退転しました。坂崎氏は、城の大改築、城下町の骨格づくり、新田開発、和紙の原料である楮苗の栽培、灌漑用水路の建設、鯉の養殖などを進めました。坂崎氏が「千姫事件」で断絶すると、元和３年（1617年）に亀井政矩が藩主として入り、以後、歴代藩主は産業開発と教育の振興に力を注ぎ、実録15万石といわれるほど華栄しました。8代矩賢は藩校「養老館」を創設し、11代茲監は藩の機構改革を実施、このような歴代藩主の人材育成重視の施策が国学者福羽美静、近代日本哲学の祖西周、文豪森鴎外などを輩出する礎をつくりました。

産 業 等

町域面積の約90％を森林面積が占めています。平成17年現在、人口は減少傾向が続き、高齢化率も38.6％と国の平均（20.1％）を大幅に超えています。産業別就業者数は、第３次産業が2,808人（66.0％）と、平成12年と比べ10ポイント近く高くなっています。一方、第１次産業は446人（10.5％）に留まり、その割合は減少傾向にあります。伝統産業に関わる特産品としては、鮎、モズクガニ、ワサビ、源氏巻（和菓子）、石州和紙、まめ茶などがあります。

歴史文化保存活用区域における取組

文化財の概要

課 題

◆未指定等の文化財に関する現状把握が十分できていなかった。
◆過疎化、少子高齢化が進んでおり、文化財の保護が難しくなりつつある。
◆かつての観光ブーム時代の取組やイメージから、次の時代を見据えた展開を図る必要がある。
◆公共工事に関わることなど、文化財保護行政と他の部門との連携が十分でない面がある。

（平成 26 年 2 月 1 日現在）

指定等	重要文化財（建造物）	重要文化財（美術工芸品）	重要無形文化財	記録選択（無形文化財）	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	記録選択（無形の民俗文化財）	記念物 史跡	記念物 名勝	記念物 天然記念物	重要文化的景観	重要伝統的建造物群	選定保存技術	合計
町	1	1				2		10		9				23
県	3	8			1	2		2		1				17
国	1					1		4	1			1		8
国(登録)	56								5					61

歴 史 文 化 基 本 構 想

◆目的

地域の文化的な宝を総合的な調査によって把握し、新たな視点を取り入れながら、文化財の保存・活用を方向づけるための計画です。

◆総合的に把握するための方法

①基礎情報のデータ化…全類型
②文化財に関するアンケート調査…全類型
③所在確認と調査カード作成…全類型
④ワークショップと補足聞き取り…全類型
⑤町担当者による確認調査・実測調査…史跡、記念物、埋蔵、文化的景観
⑥専門家による確認調査・実測調査…建造物、伝建地区、記念物、民俗関係
⑦専門家等による悉皆調査・測量調査…建築（社寺悉皆、登録有形など）

◆関連文化財群について

［設定目的］ 関連する文化財を共通するテーマ等でつなぎ、特色や価値をより引き出し、地域の魅力や活力、住みよさ、そして郷土への愛着や誇りを高めていくこと。

［構成］①関連性の視点（切り口）、②名称（テーマ）、③意義・役割、④個別的な取組の方向、⑤群（つながり）づくりの方向

◆関連文化財群の保存活用（管理）計画

［目的］「歴史文化基本構想」を具体化していくため、事業等の内容や手法、実施時期等を明らかにし、道筋をつけていくため。

［計画の項目］
①保存活用計画の目的・役割と位置づけ
②関連文化財群における取組み
③歴史文化保存活用区域における取組
④先導的なプロジェクト
⑤具体化のプログラム
⑥計画推進と体制と課題

◆歴史文化保存活用区域について

以下の基本的な考え方のもとに、設定します。
①コンセプトと背景に基づいている（一貫性）
②文化財が相対的に集積している（存在性）
③地域の歴史文化を有し、指定文化財や関連文化財群と密接に関連して、一体として保護の対象となる文化財が多数存在する（関連性）
④周辺環境を含め文化財を核とした文化的な環境づくりが可能と考えられること（発展性）

関連文化財群の例

中世・近世の山城群

◆関連性の視点（切り口）～設定の考え方～		城跡に関するテーマの検討
◆関連文化財の内容（概要）	関連文化財群【名称（テーマ）】	城跡を中心とした関連文化財群
	意義・役割	全国的にも数少ない近世山城（津和野城跡）や地域に広がる数多くの中世山城に光を当て、城からみた歴史文化と津和野の特性を見いだし、保存、活用を図る。
◆主な文化財 ★：核となるもの（指定・登録） ☆：指定等を目指すもの		（近世）★津和野城跡（城格、藩邸） （中世）★津和野場跡、下瀬山城跡 ☆御嶽山城、☆陶晴賢本陣跡 ・茶臼山　・中木屋城跡　など

文化財の保存・活用の取組み方法【中世・近世の山城群】	個別的な取組の方向	◇津和野城跡の保存・活用 ●石垣の修復　●郭、建物跡等の遺構の保存・活用 ●馬場先櫓、物見櫓の修復・活用 ●登城路等の遺構の保存・活用　●藩御殿等の復元 ●環境整備：樹木・竹、登山道（登城路）・ルート、サイン、維持管理　など ◇その他の山城跡の調査と保存・活用（津和野城跡以外） ●文化財指定の検討　●登城路（登山道）の確保・整備 ●草刈りなどの維持管理　など
	群（つながり）づくりの方向	◇城跡に関する調査・研究と成果等の活用 ◇城跡めぐりを軸とした周遊ネットワークの形成 ◇街道を生かした城跡のネットワークづくり ◇山城（跡）に関わる広域的なネットワークづくり ●代表的な山城のある地域 ●津和野と関わりの深い山城のある地域
	他の群と共通する事項	◇住民参加による継続的な文化財の調査 ◇住民参加による文化財の保存・活用の体制と人づくり ◇住民参加による文化財の維持管理と活用 ◇サイン計画の策定（現状把握を含む）とサインのネットワーク的整備 ◇情報の提供と受発信の充実 ◇公開・活用施設等のネットワークづくり ◇周辺地域（自治体）との連携や広域的なネットワークづくり ◇文化財を生かした体験・学習機会の確保や催しなどの開催

広島県尾道市

人口／144,813人
［平成26年2月1日］

市の概要

自然

尾道市は、標高100m前後の丘陵地帯がある北部地域、丘陵と平地が混在する沿岸地域、南部の島嶼部で構成され、島嶼部は独特の多島美を有しており、海・島と山地・丘陵が織りなす多様で豊かな自然は地域の特徴となっています。
気候は、温暖で降雨量が比較的少ない瀬戸内型気候に属しており、最近10年間の平均でみると、年間降水量は約1,026mm、平均気温は15.8℃となっています。ただし、内陸部は昼夜の温度差が大きく、比較的降雨の多い山間部の気候特性を示し、冬期は積雪もみられます。

歴史

自然の良港を持つ尾道は、平安時代に備後大田荘の船津倉敷地、荘園米の積み出し港となって以来、対明貿易船や北前船、内海航行船の寄港地として繁栄しました。各時代には豪商を生み、多くの神社仏閣の寄進造営が行われています。また、島嶼部には、瀬戸内海の海上交通の要衝として、水軍の城跡が多数みられます。明治31年には県内で2番目に市制を施行、平成20年に市制施行110周年を迎えました。また、平成11年5月1日、瀬戸内しまなみ海道全橋が開通し、瀬戸内新時代を迎えました。こうした中、平成17年には御調郡御調町・向島町と、平成18年には因島市・豊田郡瀬戸田町と合併し、新尾道市としてスタートしました。830余年の歴史を凝縮した景観は、多島美とともに尾道ならではの美しさを醸し出しています。志賀直哉、林芙美子、小林和作、平山郁夫に代表される「文学・芸術のまち」、また、小津安二郎監督「東京物語」や大林宣彦監督の尾道三部作・新尾道三部作などの映画のロケ地である「映画のまち」としても有名です。瀬戸内のほぼ中央に位置し、山陽自動車道、瀬戸内しまなみ海道に加え、建設中の中国横断自動車道尾道松江線が開通すれば、広域拠点としての機能は更に高まり、まさに「瀬戸内の十字路」としての発展が大いに期待される魅力ある都市です。

産業等

尾道は古くから陸上・海上交通の要衝として、運搬業・小売業・問屋・金融業が発展しています。また、酒や酢の製造販売、石細工、銅や鉄等による刀鍛冶、砥や鎌の製造は中世から近現代に至るまで続く伝統的な産業となっています。瀬戸内海沿岸や向島、因島、生口島では、近代になって造船業が発達し、特に因島は造船のまちとして発展をとげました。そうした産業により、県内随一の商業都市へと発展を遂げ、銀行などの金融機関が密集する銀行浜ができ、早くから商業会議所等も設立されています。

文化財の概要

課題

◆未指定文化財を総合的に調査し、保存・活用を検討する必要がある。
◆他分野の関係機関等と連携し、歴史と文化をいかしたまちづくりを進める必要がある。
◆民俗芸能などを支える団体や担い手の確保・育成が必要である。
◆個別の文化財の価値や特色を引き出しながら、文化財を総合的に保存・活用していくことが必要である。

（平成26年2月1日現在）

指定等	重要文化財（建造物）	重要文化財（美術工芸品）	重要無形文化財	記録選択（無形文化財）	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	記録選択（無形の民俗文化財）	記念物 史跡	記念物 名勝	記念物 天然記念物	重要文化的景観	重要伝統的建造物群	選定保存技術	合計
町	16	126			4	15		28	2	24				215
県	2	52				8		3		9				74
国	17	41							1					59
国(登録)	32													32

歴史文化基本構想

◆目的

尾道市内各地域の歴史的・地理的特色を生かした「文化財マスタープラン」として策定を行います。

◆総合的に把握するための方法

①文化財の総合的把握調査を行い、そこで得られたデータをデータベース化します。
②過去（合併前）の調査成果の整理を行いました。

◆関連文化財群について

［設定目的］文化財をあるテーマをもとにグループとしてとらえ、そのグループに歴史的価値を見出します。

［構成］①名称、②ストーリー、③関連する文化財とその関連性・価値、④関連する文化財の分布状況

◆関連文化財群の保存活用（管理）計画

［目的］「歴史文化基本構想」を具体化し、道筋をつけていくため、また、「日常生活の中で市民が身近に感じる、誇りに思う歴史文化資源」や「観光客・来訪者に周知したい歴史文化資源」といった視点から、市民参加と協働で歴史文化資源を大切にし、生かしていくことを目指します。

◆歴史文化保存活用区域について

［設定目的］尾道市の文化財を、その周辺環境を含め一体的に保存・活用するため、文化財の集積する区域を中心に設定します。

［基本的な考え］

①全体テーマに基づいている。
②関連文化財群の価値が広がる範囲で、文化財が相対的に集積している区域及びその周辺。
③文化財の保存・活用のテーマ等が見いだせる。
④市街地・集落地を含んでいる区域または近接している区域（住民等による日常的な保存管理等に対応）。

関連文化財群の例

中世に港町が形成され、それが基盤となって発展し、今でも街並み等に中世の面影を残す特徴的な港湾都市・尾道の意義や可能性を踏まえ、港町の文化的景観を中心とした関連文化財群を設定する。

港町の多彩な文化と景観

◆中世の港町の景観

尾道地域の旧市街地には、中世の建造物も多数存在する全国的にも希有な港町である。特に、国宝である浄土寺多宝塔・本堂、重要文化財である浄土寺阿弥陀堂・山門、西國寺金堂・三重塔、天寧寺塔婆、西郷寺本堂・山門、常称寺本堂・観音堂・大門などは、街並みを特徴づけるとともに、一部はランドマークにもなっている。

浄土寺 多宝塔・阿弥陀堂

◆近世の宿場町　尾道

尾道地域の旧市街地は、近世において山陽道（西国街道）が通り、宿駅が置かれた地であり、さらに、石見銀山につながる銀山街道及び出雲街道の一方の起終点である。このため、中世より引き継いできた港町に加え、宿場町の性格を備え、交易・交流の拠点として一層の発展を遂げてきた。こうした歴史を物語る近世の文化財も数多く残されている。

◆近代文学・映画と坂のまち

尾道市は、文学とつながりの深いまちであり、ゆかりの作家として林芙美子、高垣眸、横山美智子、行友李風、そして志賀直哉などがいる。また、歌人としては、中村憲吉、山下陸奥、麻生路郎がいる。アララギ派の歌人・中村憲吉が最晩年を送った旧居、志賀直哉が尾道に移り住んだ棟割長家（志賀直哉旧居）は今も現存している。また、尾道ゆかりの作家の文学碑を設置した「文学のこみち」のルートには古い民家を利用した「文学記念室」があり、中村憲吉旧居、志賀直哉旧居とともに、「おのみち文学の館」として活用している。これらは、いずれも斜面市街地にあり、坂道とともに、特色ある景観と風情を醸し出している。尾道市は、映画ともつながりの深いまちであり、小津安二郎監督の「東京物語」のロケ地の一つであり、尾道出身の大林宣彦監督は、尾道を舞台に数々の作品をつくっている。

尾道の海岸

映画の舞台となった坂のまち

福岡県太宰府市

人口／ 71,220 人
［平成 26 年2月1日］

市の概要

自 然

北に四王寺山地、東に三郡山地があり、二日市低地を挟んで、西を牛頸低山地に囲まれ、北西側は福岡平野、南側は筑紫平野に接しています。気候は、日本海型気候区に属しますが、内陸型気候区に隣接しているため、沿岸部と比べて年平均気温（16.1℃）は低く、夏季の最高気温（36.0℃）は高いです。年降水量は沿岸部より多いですが、人口増加に伴う水需要の厳しい場所でもあります。近年、梅雨時の集中豪雨や台風などによる、特別史跡水城跡や大野城跡などの史跡の毀損も頻発しています。山地に囲まれた集水地形や、年間1,500mmの降水量は市域の緑を豊かにしています。近年は低地から丘陵に孟宗竹が侵入している場所が増えています。

歴 史

太宰府市の歴史は、旧石器時代からはじまり、天智2(663)年の白村江の戦いを機に、水城、大野城、基肄城が築かれ、8世紀の大宝律令で、古代最大の地方官衙「大宰府」が成立しました。中世には幕府の鎮西奉行が居住し、九州支配を行っていましたが、11世紀後半に大宰府政庁は廃絶、政治的中心は博多に移っていきました。一方、宗教都市としての性格は保ち続けていました。近世、江戸時代には福岡藩領であり御笠郡に属し、宰府宿と街道筋にまち並みが連なっていましたが、他は農村でした。太宰府は藩の宿に指定され、天満宮の門前付近が宰府宿となりました。江戸時代には「さいふまいり」が流行し、多くの民衆が参集するようになりました。近代に入ると明治政府の神仏分離によって、安楽寺天満宮は太宰府神社となり、仏教関係のものは取り払われ、多くの仏教関係事物が周辺各地へ離散することとなりましたが、「さいふまいり」「さいふ詣で」は続いていました。明治35（1902）年、太宰府馬車鉄道が開通、大町に太宰府駅ができると、参道には土産物屋・飲食店・商店が増加しました。一方で、その他の集落は近世と変わらぬ農村集落を維持していきました。

産 業 等

年間700万人（平成19年）の参詣者、観光客が訪れ、天満宮門前を中心に、観光産業が成立しています。一方、福岡都市圏のベットタウンとして、宅地開発も進められてきました。就業構造は第三次産業の特化が顕著で、平成17年には太宰府市の全就業者数34,722人のうち、22,958人（66.1%）が市外への通勤・通学者となっています。一方で、第一次産業の占める割合は極めて低くなっています。

文化財の概要

太宰府市には多くの文化遺産が存在するが、その中でも学術的に価値の高いものについては、文化財保護法、福岡県文化財保護条例、太宰府市文化財保護条例に基づき指定等を受け、手厚い保護を図っています。

課 題

◆埋蔵文化財保護以外の文化財・文化遺産への配慮がやや不足。
◆文化財担当部局のみの取組みでは、知識・実務両面で限界があり、市域に展開する多様な文化遺産を見守る・保護する手立てが不足していた。

（平成 26 年 2 月 1 日現在）

指定等	重要文化財（建造物）	重要文化財（美術工芸品）	重要無形文化財	記録選択（無形文化財）	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	記録選択（無形の民俗文化財）	記念物			重要文化的景観	重要伝統的建造物群	選定保存技術	合計
								史跡	名勝	天然記念物				
市	1	13						3		6				23
県	5	20				2	3	2		1				33
国	4	39						8		2				53
国(登録)														

歴 史 文 化 基 本 構 想

◆目的

市民が誇りをもって暮らし続けたいと思える古都太宰府の実現に向けて、市民との協働のもと、これら文化遺産を総合的に把握し、それらを社会全体で継承していく持続的な方策を推進すること。

◆総合的に把握するための方法

①市民感覚で将来に守り伝えていきたい個々の文化遺産の抽出を行った。
②個々の文化遺産の相互の関連性について、ワークショップ形式でトレーニングを実施した。

◆関連文化遺産群について

［設定目的］一見孤立しているかのように見える文化財を、関連しているものを探していくことで、様々な人々の物語が引き出され、そこから守り伝えていきたいという思いへの醸成を目的とします。

［構成］①名称、②物語（思い）、③関連する文化遺産、④空間を形成するものについては範囲・分布を示す図

◆関連文化財群の保存活用（管理）計画

［目的］ 市域の文化遺産を如何にして将来に受け渡すのかを考える計画にします。

［計画の項目］
①文化遺産をそのものとして見守る方針
②文化遺産を文化財として保護する方針
③文化遺産を市民遺産として育成する方針

◆歴史文化保存活用区域について

［対象］ 市域全体を歴史文化保存活用区域とし、提案される市民遺産個々の範囲が、市民が作り出す歴史文化保存活用区域とされます。住民が主体となって提案される市民遺産に対し、個々の間を埋めるように大きな視点からの市民遺産として行政が主体となって包括するモノを数年後に提案します。構成する文化遺産個々は、既に市民によって育成されているものもあり、市民遺産候補として条件を整えているものが存在しています。

関連文化遺産群の例

市民がつくる関連文化遺産群（市民遺産構成文化遺産群）

◆子ども達が通った旧太宰府町道

旧道

［物語］
太宰府市の北部、特別史跡大野城跡が所在する四王寺山には、糟屋郡宇美町四王寺集落がある。ここに育った子ども達は、宇美町の学校ではなく太宰府市にある太宰府小学校・学業院中学校へ昭和 60 年代まで通っていた。このことを現地踏査・四王寺集落の人々への聞き取り調査を重ねる内に、「夏の暑い日」「冬の雪の日」など厳しい自然の中を通う子ども達の姿がイメージできるようになり、この子ども達の姿を将来に伝えていきたいという思いを強く抱くようになった。

［関連する文化遺産とその関連性］
●四王寺山に残存する旧太宰府町道
【特別史跡大野城跡　経路図】
●四王寺集落の人々からの聞取り調査成果
●卒業生からの聞取り調査成果
●学籍簿

旧太宰府町道

行政が立案する関連文化遺産群（市民遺産構成文化遺産群）

◆さいふまいり

［物語］
太宰府天満宮へ参詣は、平安時代まで遡るが、庶民へ広がった江戸後期に隆盛をむかえる「さいふまいり」がよく知られている。現在も「さいふまいり」は、合格祈願のための参詣・観光客などにみることができ、太宰府に古くより伝わる情景として今も生きている。この「さいふまいり」にまつわる文化遺産が、参詣道沿いに有形・無形を問わず多くの文化遺産が地域の人々によって継承されてきた。これら個々は、その地域固有の物語によって守られてきているものであり、それらを尊重し行政が障壁にならないよう配慮しながら、個々をつなぎ江戸後期から継承されている「さいふまいり」を後世に伝えていく。

関屋鳥居

［関連する文化遺産とその関連性］
●『九州の道の記』
【さいふまいりに関する最も古い記録　天正二〇年作】
●『筑紫紀行』
【江戸期におけるさいふまいりに関する記録　文化三年作】
その他多数の紀行文に「さいふまいり」は記される。
●参詣道【旧日田街道・どんかん道など】
●関屋一ノ鳥居【鳥居・道標など】
●三浦の碑【旧高橋口・旧山上口】
●梅ヶ枝餅【太宰府天満宮参道の名物】
●街道筋の物語【水城賽の神・宝満隠しなど】

梅ヶ枝餅

水城賽の神

宮崎県日南市

人口／55,352人
【平成22年9月1日】

市の概要

自然

日南市は、宮崎県南部に位置し、北西部は山々に囲まれ、東側は日向灘に面しており、面積536.12㎢のうち８割弱（78.0%）が林野で占められます。そしてその大半は飫肥杉の人工林です。温暖多照の土地で、平野部では１年の日照時間が平均2,200時間以上と多く、日照に恵まれた地域の一つです。一方で、台風の常襲地帯でもあり、鰐塚山系を背後に控えて年間降水量が2,500mmを超える多雨地帯で、四国の太平洋岸や紀伊半島東部とともに、日本の最多雨地帯となっています。

歴史

南九州に位置する日南市は、海幸山幸神話をはじめ、古くから日向神話の舞台となった地で、神話にちなんだ地名も多くあります。市内では、縄文・弥生時代の遺跡が確認されており、７世紀に築造された狐塚古墳は県内最大級の終末期古墳です。７世紀後半には律令国家のもと、日向国が設置され、和銅６(713)年には大隅国を分国していますが、８世紀前半には隼人の反乱がくりかえされます。室町時代から戦国時代にかけての飫肥(日南)では、油津や外ノ浦が、琉球や東アジアとの交易拠点として栄えました。また、中世には飫肥をめぐり、島津と伊東の争いが何代にもわたって続きました。元亀３(1572)年、島津軍に大敗した伊東氏ですが、のちに豊臣秀吉に仕えることになり、天正１５(1587)年、秀吉の九州攻略の功で飫肥の地を与えられ、以後幕末まで飫肥を支配することになりました。伊東家配下の飫肥藩内の堀川開削工事、飫肥城改修工事の費用捻出には、藩の主要専売品である飫肥杉が大きな役割を果たしました。明治時代の廃藩置県では、飫肥県となった後、再置県された宮崎県に編入され、飫肥は南宮崎の政治的中心となりました。また油津は大正６(1917)年、九州唯一の漁港指定を受けて港湾整備が進み、飫肥杉の搬出やマグロ景気で、仕事を求めて多くの人が油津に集まり、都市基盤も整備されて市街地が拡大しました。その後、第２次世界大戦をはさんで数度の合併を行い、平成21年に現在の日南市となりました。

産業等

昭和40年代までは、飫肥杉林業とマグロに代表される漁業が日南の経済をリードしており、林業、漁業関連の業種に関わる人も多く、仕事を求めて鹿児島や四国からの移住者も多くみられました。しかし、林業は、外材輸入自由化に伴う低迷により、急速に縮小していきました。漁業も、マグロ漁は遠洋漁業となって、以前のようにマグロが大量に揚がることはなくなりましたが、現在は、カツオの一本釣り漁獲高が日本一となっています。

文化財の概要

九州で最初の重要伝統的建造物群保存地区に選定された飫肥は、飫肥藩伊東家５万１千石の城下町として、歴史的風致を良好に維持しています。また、中世から琉球や明との交易があり、飫肥杉とマグロによって栄えた港町の油津は、伝統的建造物や近代土木遺産が数多く残っています。日南海岸沿いには、油津の他に、古くから地元の信仰を集め、海幸山幸神話の舞台ともなった鵜戸神宮、中世は日向を代表するみなとであった外浦があります。

（平成26年２月１日現在）

指定等	重要文化財（建造物）	重要文化財（美術工芸品）	重要無形文化財	記録選択（無形文化財）	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	記録選択（無形の民俗文化財）	記念物 史跡	記念物 名勝	記念物 天然記念物	重要文化的景観	重要伝統的建造物群	選定保存技術	合計
市町村	18	11	1			3		8	2	3				46
県	6					2		4	1	3				16
国							1	1		3	1	1		7
国(登録)	31													31

課題

◆指定文化財の種別間のバラツキや、旧市町毎の格差。

◆合併市として、地域の歴史や文化、伝統を共有したまちづくり。

歴史文化基本構想

◆目的

本市の文化財マスタープランとして、個性や特徴ある「まちづくり」に関する市施策の大きな柱とすることを目的とします。

◆総合的に把握するための方法

これまであまり評価されてこなかった地域の文化財に目を向けるため、悉皆調査を行いました。

◆関連文化財について

[設定目的]地域に点在する文化遺産を、ストーリー性をもって再構築することにより、文化遺産の価値を総体として評価し、総合的に保護するため設定します。

[構成]①名称、②概要と構成、③関連文化財群一覧、④関連文化財群分布状況（地図）

◆関連文化財群の保存活用（管理）計画

[目的]市域全体の文化遺産について、地区ごとの現状と課題を洗い出したうえで、市としての保存活用の方針を明らかにする。

[計画の項目]

◆文化遺産の保存活用（管理）と体制

- ●文化遺産の現状と課題
- ●文化遺産の再発見
- ●文化遺産の保存管理団体と維持管理
- ●文化財指定の考え方
- ●文化遺産の情報発信方策について
- ●法的整備

◆関連文化財群ごとの保存管理（活用）計画

- ●保存活用（管理）計画
  【行政の行う施策、地域住民が主体になって行う活動】

◆歴史文化保存活用区域について

[設定目的]行政においては、都市計画マスタープランや景観計画などに、歴史的風致を維持すべき区域として位置づけて、各種施策を誘導することが期待されます。また、市民においては、文化遺産に恵まれた環境を誇りとして、地域の歴史や伝統を大切にするまちづくり活動を推進していくことが望まれます。それにより地域独自の魅力に磨きがかかり、交流人口の増加、さらには地域経済の活性化が期待されます。

関連文化財群の統一テーマ

「山の道と海の道」山幸・海幸物語
～つながり伝える文化財まちづくり～

日南を２つの対比で表現すると、山：海（地形）、飫肥の城下町：油津の漁業・商人町、飫肥人：油津人（性格）、杉：マグロ（産業）、榎原：鵜戸（信仰）、その他多くのものが挙げられるが、すべてにおいて山と海が基盤にある。

マグロの水揚げ

飫肥杉

豊富な山の幸と交易拠点の海をめぐって、伊東氏と島津氏が長期に渡って抗争を繰り返したが、近世以降に伊東氏の下で藩内が安定すると、飫肥杉、魚（マグロ、カツオ）、日向神話、藩主伊東氏（参勤交代）、信仰（参拝）などが海と山を行き来し、有形のものだけでなく習俗などの無形のものも伝わり交わることにより、日南の特性を形成していった。このように、日南市は山と海を結ぶ道を通した物流や人の往来により特性が形成されており、歴史文化基本構想における保存活用の主軸（統一テーマ）を、「山の道と海の道」山幸・海幸物語～つながり伝える文化財まちづくり～と設定した。

飫肥城下町食べあるき・町あるき

関連文化財群分布図

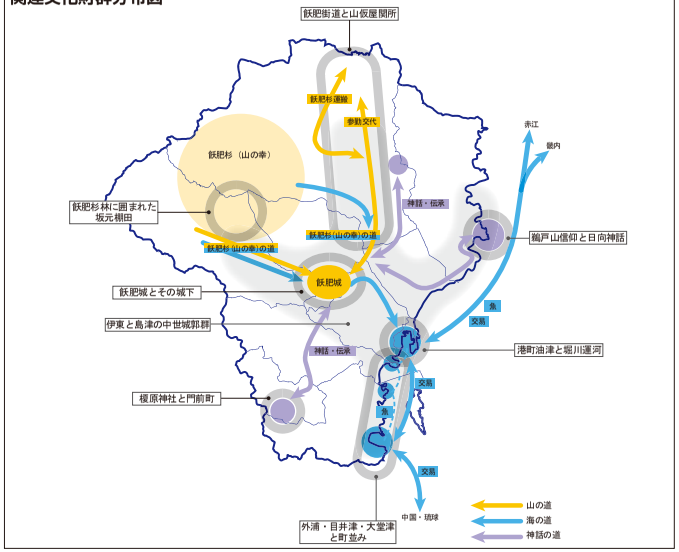

鹿児島県

人口／奄美市　45,653 人
伊仙町　7,104 人
宇検村　1,879 人［平成22年10月29日］

奄美市　伊仙町　宇検村

市の概要

自 然

奄美群島とは有人8島（大島本島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島外3島）の総称で、総面積は1,239平方キロメートル、南北１９０ｋｍに及ぶ島々で構成されています。

３市町村は奄美市と宇検村が大島本島に位置し、伊仙町が徳之島南部に位置しています。奄美大島、徳之島は山地が多く、起伏が大きい「高島」と言われております。奄美群島は、地殻変動による隆起と沈降、気候変動による海水準の変化、サンゴ礁の発達に伴う琉球石灰岩の隆起によって形成されました。亜熱帯地域の北限に位置し、アマミノクロウサギなど世界で奄美と徳之島にしか生息しない多種多様で貴重な動植物がおり、亜熱帯で濃密な森林植生を中核に特異な生態系が形成されています。樹木はスダジイ、タブノキなど常緑広葉樹を主に、マングローブやガジュマルなど熱帯的な樹種が混在する地域であり、熱帯と温帯の中間に位置することが奄美の生態系の特徴です。

歴 史

奄美群島はその地理的、歴史的経緯においてその存在が常に「境界域の島」、「ぼかしの地域」とも証されてきました。多種多様で複雑な自然的環境につつまれ、自然と調和した素朴な文化を育んできた一方でダイナミックな歴史が展開されてきました。先史時代には目の前に広がる珊瑚礁を最大限に活用した生活と文化が育まれていました。そして12世紀・13世紀においては交易・交流の拠点として重要な役割を果たしていたことが、赤木名城、徳之島カムィヤキ陶器窯跡、倉木崎海底遺跡等の遺跡の発見により証明されつつあります。しかし、その後は15世紀には琉球国、17世紀(1609年)には薩摩、明治期以降は日本国、戦後はアメリカ合衆国、そして昭和28年12月25日には悲願の祖国復帰から現在へと、世界でも稀な歴史的変遷をたどってきました。このような歴史的変遷から、奄美はいくつもの国の影響を受けつつ多種多様でありながら強い個性と重層性を有する文化を育んできました。そして今でも各シマジマ（集落）の生活の中に、琉球とも大和とも少し違う「奄美流」の文化がたくましく生き続けているのが特徴です。そこには琉球とも大和とも少し違う文化が漂い、多種多様な島嶼文化が形成され、世界に類例のない奄美群島の歴史が作り出されてきたのです。

産 業 等

奄美群島の基幹産業はサトウキビの栽培です。また温暖な気候を活かした花やジャガイモ等の栽培も行われています。また海洋資源の養殖業(マグロ、鯛、モズク等)も行われています。伝統工芸としては大島紬があります。

文化財の概要

奄美群島では本土復帰後から盛んに文化財調査が行われるようになりました。奄美市では、宇宿貝塚、イヤンヤ洞窟遺跡などの埋蔵文化財の調査に着手しており、伊仙町では、徳之島カムィヤキ陶器窯跡、宇検村では、倉木崎海底遺跡が発見され、調査が行われました。

課 題

- ◆従来の定義・分類で「文化財」として認識されず、歴史の流れや社会・生活の変化の中に埋もれて、喪失の危機に瀕しているものも多い。
- ◆群島の市町村で抱える文化財保護の取組みに温度差がある。
- ◆群島として共通した文化を抱えていることによる広域的に捉えることの必要性。

（平成 26 年 2 月 1 日現在）

指定等	市町別	重要文化財（建造物）	重要文化財（美術工芸品）	重要無形文化財	記録選択（無形文化財）	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	記録選択（無形の民俗文化財）	記念物 史跡	記念物 名勝	記念物 天然記念物	重要文化的景観	重要伝統的建造物群	選定保存技術	合計
市町村	奄美市		13			2	4		12	2	6				39
	伊仙町	2	4				6		7	12	2				33
	宇検村		3			2	1		2		1				9
県	奄美市					1	2		1		4				8
	伊仙町								1		4				2
	宇検村					1									1
国	奄美市	1							3		10				14
	伊仙町								1		6				7
	宇検村										9				9
国(登録)	奄美市	2													2
	伊仙町														
	宇検村														

歴 史 文 化 基 本 構 想

◆目的

3 市町村による取組みは奄美群島全域を視野に入れて広域的に取り組み、群島の宝物を把握します。それによって奄美群島の歴史的、地理的特性を活かした群島民による「奄美遺産」を認定し、奄美独自のまちづくりを目指します。

◆総合的に把握するための方法

「集落悉皆調査」と、「分類・要素別調査」の２種類の調査方法を併行して実施しました。

◆関連文化財について

[設定目的]

◆歴史遺産：奄美特有の歴史を明らかにする。
◆生活遺産：奄美文化の固有性と多様性を明らかにする。
◆集落遺産：奄美群島民の世界観を明らかにする。

[構成]①重点テーマ、②ストーリー、③関連する文化財「奄美遺産」により、ア）歴史遺産、イ）生活遺産、ウ）集落遺産を構成。

◆関連文化財群の保存活用（管理）計画

[目的]「奄美遺産」に関して、保護・保全や活用のための取組み及び価値評価のための調査等の事業を推進する場合に、事業の効果的・効率的実施を行うための計画です。

[計画の項目]①計画名称、②計画策定者、③計画対象遺産、④計画対象範囲、⑤保存活用計画、⑥保存活用のイメージ、⑦事業実施の工程

◆歴史文化保存活用区域について

[設定目的]「集落遺産」においては、住民が共有、継承してきた集落（シマ）としての特徴的な空間構造・認識、年中行事、伝承・芸能、景観要素等を、一つの関連性を有する文化財群として捉えることができます。従って、集落住民が認識している範囲を歴史文化保存活用区域として設定し、保存活用計画の中で明確に位置づけることとしました。

ストーリーの例

歴史遺産①：先史時代の文化交流を示す遺産

奄美群島ではイャンヤ遺跡、喜子川遺跡、天城遺跡など約 3～2.5 万年前の遺跡から打製石器等が出土しており、この頃から人が住んでいたと考えられています。

琉球列島における先史・古代は九州とのつながりが深い時代であり、サウチ遺跡では九州から弥生式土器が持ち込まれるなどその関係は九州との関係を示唆する遺物等が出土しています。一方、北部九州の弥生時代の遺跡からは奄美諸島以南に生育するゴホウラ、イモガイ、オオツタノハなどの貝類が出土しており、貝交易等が活発であったことがわかります。

また、6～10 世紀の遺跡である笠利町マツノト遺跡、小湊フワガネク遺跡等からは多量のヤコウガイと貝製容器等が出土しており、ヤコウガイ製品の製作をしていた可能性が考えられます。この時期の人々は海辺に住み、サンゴ礁と密接に関わる狩猟採集生活を送りながら九州や近隣の島ジマとの関わりを有していたと考えられています。

奄美群島おける先史・古代の遺跡群は、古来より南北と関係を持っていた奄美諸島の人々の生活の痕跡を今日に伝える重要な歴史遺産です。

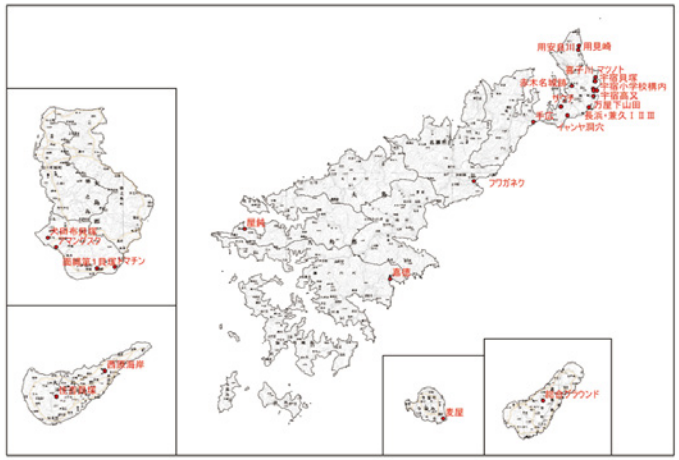

※奄美諸島における先史・古代並行期の詳細遺跡分布調査は年次的に行われているが、まだ未調査の町村が大半を占めている。現在、奄美諸島の有人島８島（大島、喜界島、加計呂麻島、請島、与路島、徳之島、沖永良部島、与論島）においては、全ての島で遺跡の所在が確認されている。旧石器時代、縄文、弥生時代並行期、古代中世と各時代が重層している島は現段階で「高島」とされる大島と徳之島に限られている。

沖縄県南城市

人口／ 41,745 人
［平成 26 年2月1日］

市の概要

自 然

南城市は、沖縄本島南部の東海岸、那覇市から南東へ約12㎞に位置し、清穏な中城湾と太平洋に面しています。面積が49.7㎢と、本島南部においては最も大きな規模を持ち、西側を除く三方が海岸線に接しています。豊かな緑に被われた丘陵地が海岸にかけて広がっており、南城市の特徴的な地域景観を形成しています。離島である久高島は、隆起サンゴ礁で平坦な地形をなしています。山林・湧水・河川・海などの自然資源が豊富で、また、優良農地が広がり、自然的土地利用の色合いが強い地域です。さらに、沖縄本島の東側に位置することから、「東方（あがりかた）」「東四間切（あがりゆまじり）」とも呼称され、太陽の昇る方角にある「東方信仰の聖地」として、琉球王国の様々な歴史的場面に登場しました。

歴 史

南城市は古くは「東方」、「東四間切」と呼ばれ、現在の「南城」という名前はグスク（城）が多いことから名付けられており、歴史資源・文化資源が豊かなところです。風景と調和した多くのグスク、世界遺産の斎場御嶽、琉球開闢の神話・昔話の数々、石灰岩台地から湧き出る澄んだ水、今も息づく祭祀や儀礼、心を震わす伝統芸能、数多くの遺跡など、歴史文化の魅力にあふれています。史跡、名勝、天然記念物、建造物、貝塚、民俗芸能、民具、文化的景観などに加え、民話や口承文芸、方言なども豊富に残されています。このような南城市の歴史文化を知る上で、特に重要である要素は以下のように整理できます。

①様々なグスクの集積と分布
②国家の聖域・地域の聖域の分布
③生活を支える水源の豊かさ
④海への信仰や生業の発達
⑤伝統的な祭祀や行事の継承
⑥豊富な埋蔵文化財

産 業 等

南城市では農業が基幹産業となっています。漁業は沿岸漁業が主体で、近年はモズクの養殖が盛んです。久高島では、伝統的な「イラブー漁（ウミヘビ漁）」があり、高級食品として名高いです。特産品には、伝統菓子や健康食品、海産物、工芸品などがあり、ウコンやノニなどの沖縄薬草を加工した健康食品の産地として知られています。美しい海岸景観やサンゴ礁の海を持つ地域には、ビーチや岬公園などが点在し、音楽専門ホールや規模の大きな洞窟があります。その他、景観を活かして、カフェや喫茶店も多く、観光資源にも恵まれています。

文化財の概要

南城市の文化財保護行政として、これまでは合併前から継続して進めてきた史跡整備事業や史跡学術調査、開発に伴う緊急発掘調査など史跡・埋蔵文化財への対応が中心でした。

課 題

◆伝統芸能等については、合併前からの指定の基準がまだ曖昧な部分も多く、地域間のバランスも悪いままである。
◆指定文化財は、一般の人々からは身近に感じられず敷居の高い印象を持たれている。
◆指定されていない文化財の中に地域住民にとって大切な文化遺産が数多くある。

（平成 26 年 2 月 1 日現在）

指定等	重要文化財（建造物）	重要文化財（美術工芸品）	重要無形文化財	記録選択（無形文化財）	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	記録選択（無形の民俗文化財）	記念物 史跡	記念物 名勝	記念物 天然記念物	重要文化的景観	重要伝統的建造物群	選定保存技術	合計
市	3	2	3		14	12		12		9				55
県	2							3	1	3				9
国	1	1						6						8
国(登録)	5													5

歴 史 文 化 基 本 構 想

◆目的

文化遺産を保存し、まちづくりや景観形成、市民活動、観光誘客などにつなげ、文化遺産を活用していくため。また、文化遺産に関する一貫性のある取組みを行うための指針となります。

◆総合的に把握するための方法

文化財基礎調査を実施、今後の悉皆調査に向けて資料作成を進めています。

◆関連文化財群について

［設定目的］ 南城市に環境要素や、人々によって営まれる祭祀や芸能、生業などの活動、そして南城市独自の歴史的な出来事は、単独でも価値を持ちますが、3 つの要素が重層化することで、時間・空間・精神を結んだ新たな価値を発見できると考えます。

◆関連文化財群の保存活用（管理）計画

［目的］ 文化遺産の保存・活用に関する具体的な方策を位置づけ、13 の関連文化財群を重点においた保存活用計画を策定します。それぞれの文化遺産の維持管理、整備、活用等の方向性を明らかにします。

［計画の項目］
①ハード対応の考え方
（主要な文化遺産別の修復・修景・整備）
②ソフト対応の考え方
（推進体制・人材育成・法制度）
③保存・活用の推進方策（具体的活動の指針）
④文化遺産活用のQ＆A（市民向けのハウツー）

◆歴史文化保存活用区域について

［設定目的］
①共通するテーマと、そのテーマに沿った関連文化遺産の集積度の高い区域を設定。
②保存活用区域と集落の関係に留意し、住民が直接関われるような仕組み作りに配慮した。
③保存活用区域については、今後住民からの要望等があれば柔軟に対応する。さらに、区域内には自然環境（緑地・海岸）や生活基盤（田畑・海域）等も含まれるため、諸権利規制についても配慮する。

関連文化財群の例

第一尚氏の光と影

［区域内の歴史文化資源の特徴］

◆佐敷字佐敷は、『おもろさうし』に「さしき」として登場し、17 世紀の『琉球国高究帳』にも「佐鋪村」と記される。佐敷間切の主邑として間切番所が置かれていた。

◆佐敷上グスクは、14 ～ 15 世紀に尚思紹・巴志親子によって築城されたとされ、標高 40 ～ 50m の舌状台地の先端部に立地する。別名「上グスク」と呼ばれている。城郭の最上段に上城の嶽があり、内部にはカマド跡、内原の殿、旧石段路、親川、尚巴志王遺跡碑文（1922 年）、つきしろの宮（1938 年建立、62 年再建）などがある。現在、国指定文化財（史跡）に向けて準備を進めている。

◆佐敷グスク周辺には、苗代大比屋屋敷跡、苗代殿、佐敷ようどれ、美里ガー、美里殿、つきしろの岩・井、佐敷ノロ殿内など、尚思紹や巴志に縁のある資源が分布しており、佐敷上グスクを中心に東御廻りの巡拝ルートともなっている。

◆佐敷集落の前面には、佐敷干潟や富祖崎のハマジンチョウ群落など特徴的な海の資源がみられる。1903（明治 36）年に一部が富祖崎村となり、また与那嶺村を編入した。

［文化財保存活用の課題］

◆佐敷上グスクは、他の史跡に比べると観光や歴史探訪での利活用が少ない傾向にある。

◆佐敷集落は、道路整備や住宅建築等により戦前までの様相から変化し、生活と密接に関係した景観資源やたたずまいが薄れつつある。

◆尚巴志の繁栄は佐敷上グスクを拠点とした海外貿易にあるとされており、グスクと海との関わりは重要な視点だと考えられるが、現状では文化財と海域資源（佐敷干潟や富祖崎ハマジンチョウ植物群落等）を結びつけた活動はほとんど行われていない。

◆尚巴志に関わる伝承や文化財は多様で豊富であるが、佐敷が区（字）としてその資源を有効活用できていない面がある。

名　称	タイプ	歴史事象	概　　要
佐敷上グスク	グスク	尚巴志	尚巴志およびその父尚思紹の居住跡。14 ～ 15 世紀に築城されたといわれ、現在グスク内には上城の嶽、カマド跡、内原の殿、親川、尚巴志王遺跡碑文、旧石階段、つきしろの宮などがある。
佐敷ノロ殿内	御嶽・拝所	尚巴志	佐敷グスクの入口近くに所在し、コンクリート造の祠内部に香炉が置かれている。
美里殿	御嶽・拝所	尚巴志	尚思紹の舅である美里之子の住居跡とされる。現在は、コンクリート製の拝所が設けられている。
美里井	樋川・井戸	尚巴志	美里殿の入口にあり、美里殿の用水井戸、祝女のみそぎの場であったという。
苗代大比屋の屋敷跡	御嶽・拝所	尚巴志	苗代大屋（後の尚思紹）の屋敷跡とされる。現在は、尚思紹の位牌等をまつるコンクリート製の建物があり、地元では神アシャギと呼んでいる。
苗代殿	御嶽・拝所	尚巴志	つきしろの岩・井の奥（南隣り）にある。2 本の石柱だけが残っている。その奥に 1967 年に造られたというコンクリートブロック造の拝所がある。
つきしろの岩・井	御嶽・拝所	尚巴志	美里之子の娘が、赤子の尚巴志を捨てた場所、産湯をつかった井戸とされる。大岩の下に円形の井戸があるが、水は枯れている。
佐敷ようどれ	墓	尚巴志	尚思紹夫婦、美里子夫婦、尚思紹の次男美里比屋夫婦、娘の佐敷のろくもいを祀った琉球石灰岩製の墓で、半円形の屋根を持った駕籠型の独特な形をしている。当初は現在地より北側崖下にあったが 1764 年に移築された。1959 年には佐銘川大主夫婦も合祀された。
アダニ山の跡にあるカー	樋川・井戸	尚巴志	尚思佐敷グスクのほぼ真北方向の国道沿いはアダニ山跡といわれ、そこに現在も井戸が残っており、尚巴志がこの井戸水を水田に使用していたという伝承がある。
土帝君	御嶽・拝所		土帝君は島尻郡では佐敷町に多い。琉球石灰岩の上に漆喰を塗りこめて成型した祠がある。

４．文化庁が実施している文化財に関する研修

我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた建造物や美術工芸品、記念物、民俗文化財などの文化財を保存・活用し、後世に伝えていくことは非常に大切なことです。

文化庁では、都道府県・市町村教育委員会の文化財行政担当課の職員や、美術館・博物館の学芸員、文化財の保存・活用に関わる団体の技術者等を対象に、独立行政法人等と連携・協力しながら、以下のような研修等を実施しています。

※最新の情報は、ホームページなどで確認して下さい。

研 修 名	主 催	実施日･期間	対象･人数	研修内容	問合せ先
文化財行政講座	文化庁	3日間 11月上旬実施	地方公共団体等の文化財行政担当職員等で、経験年数3年未満の者(100名程度)	文化財行政の遂行に必要な基礎的事項及び実務上の課題に関する研修	伝統文化課普及指導係
「歴史文化基本構想」研修会	文化庁	2日間 11月頃実施	地方公共団体等の文化財行政実務担当職員等(100名程度)	「歴史文化基本構想」の策定に必要な事項、実務上の課題、事例紹介に関する研修	伝統文化課企画調整係
歴史民俗資料館等専門職員研修会	文化庁 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館	5日間×2ヶ年 11月中旬実施	歴史民俗資料館･博物館等の専門職員で、実務経験5年未満の者(50名程度)	歴史資料、民俗資料、考古資料等の調査、収集･保存、公開等に関する必要な専門的知識、技能の研修	伝統文化課民俗文化財部門
指定文化財(美術工芸品)企画･展示セミナー	文化庁	5日間×2ヶ年 7月(東日本) または9月(西日本)実施	指定文化財(美術工芸品)を公開する博物館等の学芸担当者(50名程度)	指定文化財(美術工芸品)の保存･公開に関わる専門的知識、技能の研修	美術学芸課
文化財(美術工芸品)修理技術者講習会	文化庁	5日間×2ヶ年 10月頃実施	文化財(美術工芸品)の修理に携わる事業者等の技術者(30名程度)	文化財(美術工芸品)の修理に関わる専門的知識等の研修	美術学芸課
ミュージアム･マネジメント研修	文化庁	3日間程度 12月実施	全国の美術館･歴史博物館の管理職、地方公共団体の文化行政担当職員等(50名程度)	美術館･歴史博物館の企画及び管理運営に必要な能力に関する研修	美術学芸課美術館･歴史博物館室
ミュージアム･エデュケーター研修	文化庁	5日間程度 9月下旬頃実施 2月上旬頃実施	全国の美術館･歴史博物館の学芸員等(50名程度)	美術館･歴史博物館における教育普及に必要な能力に関する研修	美術学芸課美術館･歴史博物館室

伝統的建造物群保護行政研修	基礎コース	文化庁	3日間 7月実施	地方公共団体の職員及び伝統的建造物群の保存に関わる専門家・技術者等(50名程度)	伝統的建造物群保存地区に係る職務遂行に必要な基礎的事項に関する研修	参事官(建造物担当) 伝統的建造物群部門
	実践コース	文化庁	3日間 11月実施	伝統的建造物群保存地区制度を導入している地方公共団体の職員で、2年以上の実務経験を有する者(50名程度)	伝統的建造物群の保存にかかる諸問題に的確に対応するために必要な専門的事項に関する研修	
文化財建造物修理主任技術者講習会	普通コース	文化庁	8日間程度(前期・後期2ヶ年)　8月下旬実施	文化財建造物における修理設計・施工監理等の総括的な業務に携わる者(15名程度)	文化財建造物保存修理工事の主任技術者として必要な知識及び技術の研修	参事官(建造物担当) 修理指導部門
	上級コース	文化庁	7日間 8月下旬実施 (1年度に、普通・上級のいずれかを実施)	同上で、普通コースを受講した者(15名程度)	国宝等の文化財建造物保存修理工事の主任技術者として必要な知識及び技術の研修	
登録有形文化財建造物修理関係者等講習会		文化庁	2日間 9月実施	地方公共団体の文化財行政担当者及び登録有形文化財建造物保存修理の設計監理等の実績がある者(100名程度)	登録有形文化財建造物の調査・修理に関わる専門家、技術者及び地方公共団体の担当者として必要な専門的事項の講習	参事官(建造物担当) 登録部門

・独立行政法人による研修

研　修　名	主　催	実施日・期間	対象・人数	研修内容	問合せ先
博物館・美術館等保存担当学芸員研修	独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所	2週間 7月実施	国公私立博物館、美術館等の学芸員で、保存部門の担当者(25名程度)	文化財保存に関する基礎的な知識及び技術についての講義・実習	東京文化財研究所保存修復科学センター
美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修	独立行政法人国立美術館	2日間 7月実施	①小・中学校教員(国公立校、私立校全ての教員) ②美術館学芸員 ③指導主事 (100名程度)	小中学校での鑑賞教育の重要性を踏まえ、全国の小中学校等の教員と美術館の学芸員などが一同に会してグループ討議を行う研修	独立行政法人国立美術館研修担当室
独立行政法人国立美術館キュレーター研修	独立行政法人国立美術館	単年度内で研修生の希望を踏まえ受入館が承認した期間	公私立美術館の学芸担当職員 (若干名)	公私立美術館の学芸担当職員(学芸員資格を有する者)に必要な専門的知識及び技術に関する研修	独立行政法人国立美術館研修担当室
埋蔵文化財担当者研修	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所	研修・課程ごとにそれぞれ異なる	地方公共団体の埋蔵文化財担当職員等(計170名程度)	埋蔵文化財の調査・研究に関して必要な専門的な知識と技術に関する研修	奈良文化財研究所 総務課

5．歴史まちづくり法の制度概要

歴史まちづくり法とは

我が国のまちには、城や神社、仏閣などの歴史上価値の高い建造物が、またその周辺には町家や武家屋敷などの歴史的な建造物が残されており、そこで工芸品の製造・販売や祭礼行事など、歴史や伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、それぞれ地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出しています。しかしながら、維持管理に多くの費用と手間がかかること、高齢化や人口減少による担い手が不足していることにより、歴史的価値の高い建造物や歴史や伝統を反映した人々の生活が失われつつあります。

「歴史まちづくり法」は、このような良好な**市街地の**環境（歴史的風致）を維持・向上させ、後世に継承するために、平成20年11月4日に施行されました。

歴史的風致とは・・・

「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義（法第1条）しており、ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動を合わせた概念です。

そのため、単に歴史上価値の高い建造物が存在するだけではなく、地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開されていて初めて歴史的風致が形成されるものとし、この歴史的風致をそのまま「維持」するのみならず、歴史的な建造物の復原や歴史的風致を損ねている建造物の修景等の手法によって、積極的にその良好な市街地の環境を「向上」させることを目的としています。

地元で「うだつの上がる町並み」と呼ばれている重要伝統的建造物群保存地区において、江戸時代に起源を持つ市指定無形民俗文化財である「美濃まつり」等の行事が継続的に実施され、良好な市街地の環境を形成している。（岐阜県美濃市）

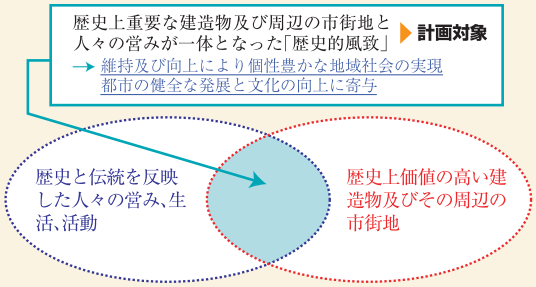

「歴史的風致」の概念図

地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動の考え方

歴史的風致の構成要素である「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動」とは、伝統的な工芸技術による生産や工芸品の販売、祭りや年中行事等の風俗慣習、地域において伝承されてきた民俗芸能に加え、鍛冶や大工、郷土人形製作等の民俗技術等も含みます。また、伝統的な特産物を主材料とする料理や、地域の伝統的な技術や技能による物品の展示なども「歴史及び伝統を反映した人々の活動」と捉えることができます。

重要無形民俗文化財の例（祭礼：高山祭）

重要無形文化財の例（工芸技術：萩焼）

「歴史と伝統を反映した人々の営み」のイメージ

（正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）

歴史まちづくり法の概要

市町村は、国が策定する基本方針に基づき、歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を申請できます。
記載すべき事項については、法第５条第２項各号及び主務省令に定められています。

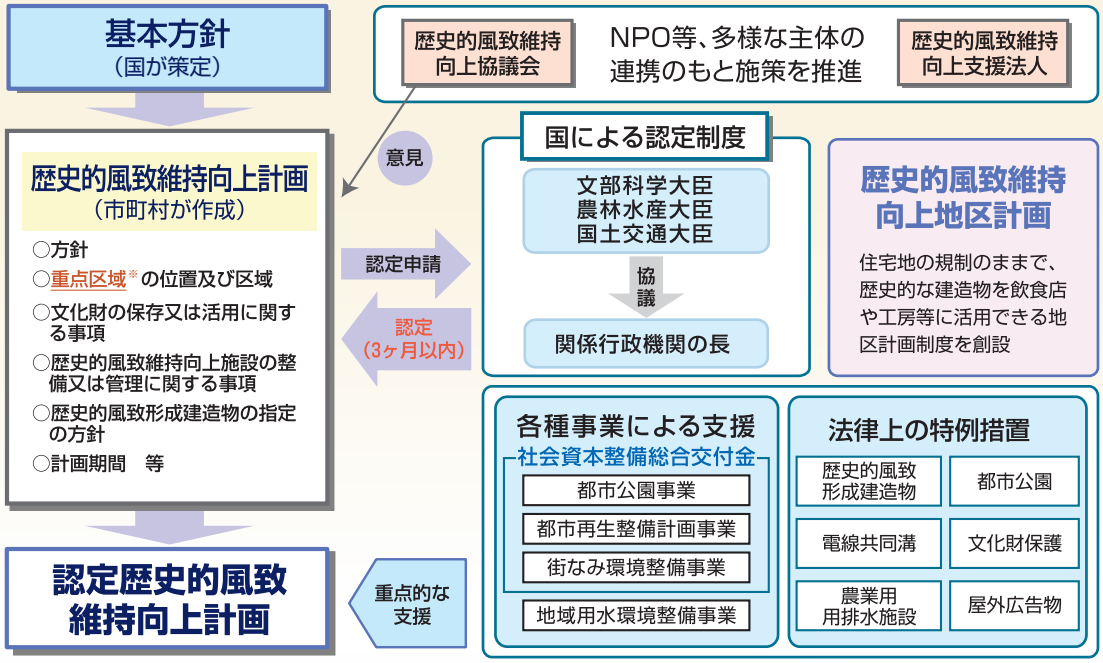

※重点区域とは「重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」又は「重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域」と、「その周辺の土地の区域」のことをいう。